

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成26年2月27日)

〔常任委員会〕

○ 川村幸康委員長

ただいまから都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

冒頭にインターネット中継をしますので、皆さん方ご了解ください。

では、インターネット中継を始めます。

2月8日に開催した議案聴取会で資料の説明は受けておりますけれども、追加の資料請求があったものを説明していただいた後に質疑に移りたいと思います。

議案第186号 四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する
条例の一部改正について

○ 川村幸康委員長

それでは、上下水道局の追加資料の説明からお願いします。

○ 久志本経営企画課長

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正につきましては、追加資料はございませんでした。追加説明はございません。

○ 川村幸康委員長

そしたら、議案第186号四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正についての質疑に入りたいと思いますので、委員の皆さんご発言願います。

(なし)

○ 川村幸康委員長

そしたら、別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 川村幸康委員長

ないようですので、これより採決を行います。

議案第186号四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正についてご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第186号 四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

[予算常任委員会分科会]

○ 川村幸康委員長

続いて、予算常任委員会都市・環境分科会の水道事業の当初予算、議案第176号平成26年度四日市市水道事業会計予算の追加資料の説明をお願いします。

議案第176号 平成26年度四日市市水道事業会計予算

○ 久志本経営企画課長

資料は、予算常任委員会資料、都市・環境常任委員会追加資料という形で提出させていただきます。

それでは、1ページをごらんください。退職給付引当金の入った人件費の資料を要求いただきました。当初予算書から抜き出した水道事業の人件費明細をつけさせていただきました。水道は、平成25年度で現状の人員分については引き当てが完了することから、平成26年度は新たに退職給付引当金を計上していません。賞与引当金については平成26年12月

から平成27年3月の4カ月分を、一番下をごらんいただきますと計上してあります。

以上です。

○ 川村幸康委員長

続いてどうぞ。

○ 久志本経営企画課長

次に、3ページをごらんください。第2期水道施設整備計画の年次計画についてですが、平成22年度に第2期水道施設整備計画を策定しまして、議会承認を受け、これに基づき整備をしています。平成22年度から平成30年度の事業費及び進捗率を表示しています。9年間の総事業費は155億9023万8000円で、平成26年度は15億6680万円を計上しています。平成26年度末の進捗率は、一番下のように49.3%です。

まず、1番の高度浄化処理施設整備事業につきましては平成26年度の予算はありませんが、平成25年度末の進捗率は25.6%となっています。平成27年度から平成29年度に小牧水源地のマンガン除去施設を築造いたします。

次に、2番の水安全計画・水質管理の充実事業につきましては、平成25年12月の協議会でご説明させていただいた末端監視装置の設置を、平成25年度から平成28年度にかけ毎年2基ずつ、合計8基する予定です。平成26年度末で進捗率は66.9%です。

次に、3番の基幹施設耐震化事業についてですが、その内訳としては上から管路耐震化事業の配水本管及び導送水管、水管橋耐震化事業、施設耐震化事業の配水池、接合井、取水井が該当します。平成26年度予算は4億3000万円で、平成26年度末進捗率は52.1%です。

次に、4番の経年管布設替事業です。これは300mm以上のいわゆる本管と100mmから250mmの管路の取りかえで、平成26年度予算は5億680万円で、平成26年度末進捗率は54.1%です。

5番の経年施設更新事業です。これは水源地、配水池などの電気機械、機器などの経年更新を予定してまして、平成26年度予算は4億3220万円で、平成26年度末進捗率は43.7%です。

次に、6番の配水管布設替事業では、水圧の適正化を行うために減圧弁設置の設計業務や管理しやすい管網の適正化の実現に向け境界点を導くため、流量調査等を実施します。

次に7番、水源確保事業です。四日市の水源の主力である井戸水の確保のための事業で

す。井戸は目詰まりなどによって年々減衰していきます。特に減衰の激しい朝明水系で井戸の更新のための揚水調査を行います。平成26年度末進捗率は9.4%です。

続きまして11ページをお願いいたします。収支の増減傾向と今後の見込みについてです。今後の料金収入の見込みについて、収支の増減傾向や計画について、それから料金値上げの可能性について、シミュレーションや時期等があればということで資料を作成いたしました。

下の水道事業の収益的収支は、平成26年度までは決算予算額、平成27年度以降は現時点で整理できている推計値となっています。節水型社会への移行及び大口利用者の専用水道化の影響により、今後も給水収益の逡減が見込まれています。黄色の折れ線グラフは比較のために税抜き給水収益ですが、逡減傾向が続きます。また、平成26年度の数値が特出しているのは、新会計制度を反映した予算値のためであり、現料金体系で平成30年度までは収支バランスに問題がなく、健全経営を持続できることを見込んでいます。

資本的収支のグラフは、耐震化事業など必要な費用を確保しつつ、持続可能な事業形態を保つために企業債の借入額を精査して、企業債残高の縮減に努めていきます。グラフからも見てとれるように、企業債残高を減らすことにより中長期的に利息の軽減を図り、現料金体系の維持を目指していきます。

続きまして14ページをごらんください。給水条例の一部改正にかかる経過報告ということで、大口利用者減額制度を含めた見込みについて資料要求いただきましたので、経過報告も兼ねて説明させていただきます。

給水収益対策として、平成25年度に導入した大口水道利用者減額制度及び災害時応援協定についての経過報告をさせていただきます。

まず、1) 大口水道利用者減額制度について。この制度は、産業都市四日市を担う大口水道利用者の水利用を応援するため、本市の水道利用促進へのインセンティブを付与するものです。水道水をこれまで以上に使いやすくすることを目的として創設とした本制度は、大口水道利用者のビジネス支援効果はもとより、さらなる専用水道化の抑制効果をも期待できるものと考えています。

(1) の条例改正後、本制度の普及を図るため、大口利用者に対し営業活動を行いました。直接訪問によるものは22者、水道への回帰が期待できると想定したもので専用化水道しているところです。郵送によるもの72者、使用水量1万200m³以上、平成23年度での実績をもとに抽出したものです。その他上下水道局のホームページ、平成25年5月中旬に掲

載しております。

(2) 申請の状況について。申請数は26件です。

2) 災害時応援協定につきましては、(1)の基幹病院の市立四日市病院、社会保険病院、県立総合医療センターと協定を締結し、その他2者とも協定を締結いたしました。

3) 市立四日市病院との協議内容につきまして。大口利用者減額制度につきましては、専用水道化して間もないことから、現在のところは申請を行わないということです。災害協定につきましては、平成25年6月に協定を締結いたしました。

以上、説明を終わります。

○ 川村幸康委員長

これ、皆さん持っとんのかな、表は。持ってないかな。例えば水道事業の人件明細費って野呂委員からご質疑いただいたんですけど、あれば、今のところで。

○ 野呂泰治委員

ありがとうございました、資料。退職金のことでちょっとお聞かせいただきたいんですけど、12月から3月までって4カ月間だけなんですか。

○ 久志本経営企画課長

賞与引当金が発生主義会計を取り入れるということで、次年度の6月の賞与については発生原因が前年の12月から3月までの4カ月分なものですから、前年の時点で賞与引当金を設定するということになりました。

○ 野呂泰治委員

それは4カ月分だけなんですか。

○ 久志本経営企画課長

実際払う時期とずれているのが、6月のボーナスというのは、原因は前年の12月から3月までも影響しておりますので、4カ月分だけ引当金を設定することになりました。

○ 野呂泰治委員

民間ですと、例えば前年度の賞与の額と次年度の、新しい年度ですかね、いろいろあるんですけども、その総額の何%とか何割というのも会計基準にいろいろあるんですけども、それは民間の会計の基準です。だから、そういったものが公会計ということで変わってくると、恐らく4カ月じゃなくて、予算の中から前年度に対して1年分支払う金額が変わってくるんじゃないかなと僕は想像しておったんですけどね。違うんですね、民間のあれは。

○ 久志本経営企画課長

同じ年度内に原因があるものについては予算として計上しておりますので、実際払う月の原因となつとるものが、前年分が4カ月分あるものですから、その分は前もって引当金として設定しておいて、実際払うときには賞与引当金を取り崩して支払うということになります。

○ 野呂泰治委員

わかりました。細かいことはいろいろまた聞きますけど、民間の賞与引当金は会計規則やけど、そんなふうになっていますので、また調べてください。

それともう一点だけ。第2期水道施設整備計画の年次計画、ありがとうございました。ただ、何々事業、何々と、結構おたくら仕事の内容はこういうふうになるんでしょうけど、僕らは全然わからんもんで、どういう事業なんか、何をどんなことなんかということ、ちょっと補足で今説明もらいましたけど、何か書いておいてもらおうとわかりやすかったかなと思ったんで。できれば1から7についてどういう、例えば配水管布設事業や経年管敷設事業とかいろいろあります。これはどういうもんかということ、後で結構ですから、もし教えてもらったらありがたいと思います。

○ 川村幸康委員長

野呂委員、それは認めるけども、もうちょっと資料を丁寧に書いてくれということですか。

○ 野呂泰治委員

括弧書きでもええから、なんかそんなふうな。

○ 川村幸康委員長

要はこの横になんかそういうのがあればええんやわな。

○ 野呂泰治委員

そういうことです。

○ 川村幸康委員長

野呂さんに渡しておいてください。

○ 久志本経営企画課長

提出させていただきます。

○ 川村幸康委員長

そしたら、委員会に渡してもらおうか。野呂さんだけというのはおかしいでな。みんなに渡してください。よろしくお願いします。

○ 諸岡 覚委員

それはこの委員会が終わるまでという。

○ 川村幸康委員長

参考資料として。

○ 諸岡 覚委員

そういうことですね。

○ 川村幸康委員長

そういうことですね。

○ 諸岡 覚委員

それがないと採決できへんということではないですね。

○ 川村幸康委員長

そうじゃないです。

他に。

○ 樋口博己委員

済みません。今の人件費のところ、これは人件費なので、正職員の方の人件費だと思うんですけど、よく言われるのが、臨時職員は科目では人件費に入らないという話なんですけど、これには反映されているんですか。

○ 久志本経営企画課長

一般会計とか特別会計については、賃金は人件費に含まれない決算統計になっておるんですけども、企業会計につきましては、1ページをごらんいただきますと、上から3行目のところに賃金という言葉が入っています。2212万5000円、これが臨時職員の賃金になります。

○ 樋口博己委員

これはちなみに人数は何人分になるんでしょうか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

水道事業のほうの臨時職員の数は、16名分を計上してございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。たしか臨時職員の方は、一つの課で5年働いたら異動するという話になつておるんですけども、採用されるに当たっては、募集した所属課の課長が判断をするという話をお聞きしておったんですけども、これは例えば課長が判断されて、5年たったら異動するわけですね。そうすると、違う課でまた仕事をする場合があると思うんですけども、その辺の整合性というか、Aという課長が判断したのにBという課長のもとで働くというのはどうなんかなと思ったんですけど、その考え方の整理はどのように捉えたらよ

ろしいでしょうか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

5年を経過しますと、別の職場ということになるんですけども、移る先のほうでまた改めて所属長が面接を行って、その上で継続して従事していただくという形になってございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、所属課長が面接なり面談して、この人は不適合と判断する場合もあるんですか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

仕組みとしてはないわけじゃないですけども、一応5年間職場で働いてもらっておるということは、それなりの能力もあるということで働いてもらっておる方ですので、実際には採用しないという、継続をやめるということは実績としては余り聞いたことがないです。

以上です。

○ 塚田上下水道事業管理者

少し補完させてもらいます。臨時職員を募集するときの選任は、募集したところの課の課長が面接試験をし、決定するわけでございます。しかしながら、臨時職員を雇うということは上下水道局の臨時職員ということで雇います。たまたまその面接の決定権がそのときあるというのが募集した課ということですので、上下水道局の臨時職員として適切な方を採用しておりますので、今の議論なんですけど、どこの課へ行っても十分間に合う臨時職員だということで考えています。ただし、1年更新でございますので、途中でぐあいが悪くなったとか、そういうことがあれば、更新を控えるというケースはございます。

○ 樋口博己委員

上下水道局で採用したということなんですけども、そうすると本庁には異動はないんですね。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

異動ということではなくて、一旦上下水道局の雇用が中断されて、改めて、形としては本庁のほうでの採用という形になるかと。異動という形ではない。

○ 川村幸康委員長

ちょっとはっきり言いな。もう一遍。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

一般的な職員の異動ということではなくて、一旦上下水道局での雇用が終わって、改めて次の本庁のほうであれば、本庁のほうでの採用という形になるかと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、本人が希望しなかったらどうなるのでしょうか。退職するんですね、一旦。私は期間が5年のうち3年なので、まだ2年あるから、なぜ退職せなあかんのという話はないんですか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

臨時職員の場合は1年更新でございますので、その都度本人の意向も確認をして、継続していくか、やめられるかということになるかと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、臨時職員の方は1年更新なので、5年以上は同じ職場におれないということだと思いますけども、1年更新ということは、臨時職員といえども1年の間にきちんと研修をして、スキルをつけていただくような市として研修なり指導はされていて、大丈夫だという認識なんですか。

○ 加藤管理部次長兼総務課長

臨時職員の方につきましても接遇の研修でありますとか、パソコンの研修でありますとか、そういうものも受けていただいております、そういう意味でスキルもアップしていただける機会はあるかと思えます。

以上です。

○ 樋口博己委員

確かに上下水道局で10年みえるという方も、5年で一つの職場で、課がかわって5年で、10年という方もみえるという話は聞くんですけども、短期で異動する方もみえるわけですよ。そういう中で、例えば1階なんかだと、窓口に立たれる場合が多いかと思えます。そうすると、本庁の1階の市民課の窓口なら、なじんだような業務だと思うんです、戸籍の謄本をとるとか。

ただ、上下水道局は、すごく技術的に専門的なことを問われることもあるかと思うんです。そういった中で、臨時職員の方がどこまで窓口で対応できるのかなというちょっと疑問がありまして、そういったときに正職員の方がどのようにフォローする体制をとられているのかちょっとお聞きしたいんですが。

○ 中尾管理部長

上下水道局におきましても、例えば1階のお客センターに窓口がございますし、生活排水課にもそういうのはございます。ですから、仮に5年たって異動する場合は、上下水道局から例えば本庁へ来る場合もあるし、本庁からこちらのほうへ来ていただく場合もありますが、その辺はその方の希望も含めてマッチングはないとあきませんので、その辺は十分面接をしてやっております。フォローといいますか、正職員が業務に関しましていろいろアドバイスをすると。それも当然ございますので、そんな形でやっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、現場で対応しているというお話なのかなと思うんですけども、私がお聞きしたんのは、窓口で、例えば臨時職員の方が自分の対応能力を超えているといった場合に、そういうのを正規の職員が見てというか、感じてというか、そういったときにどのように対応しますかという考え方をお聞きしているんですけども。

○ 河原お客様センター所長

もちろん私どもも1階に窓口がございますけれど、ご用件をお伺いするといいますか、最初のコンタクトが基本だと思うんです。ですから、単なる取り次ぎではございませんけれど、その課にいる間に中身を覚えることがあるかも知れませんが、まず取り次ぎをさせていただいて、その間に窓口というか、近くにいる職員なり、あるいは係長なり、所属長なりが当然出てきますので、臨時職員にある程度込み入った内容の対応をさせるということはまずございません。ですから、そういう意味の使い方といいますか、仕事のさせ方ということはご心配はないかと存じます。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。その辺は明確なルールはないけれども、職場の雰囲気なり、暗黙の了解できちんと対応しているという発言ですよ、それは。ちょっと私が聞いたところによると、そうじゃないという話も聞きましたもので、お聞きしとるんですけども、今対応していただいているということであれば、改めてそういうお声があったということをお伝えしますので、しっかり対応いただきたいなと思います。

恐らく窓口業務はいろんな多岐にわたる問い合わせなり、確認等があるかと思っておりますので、その辺は正規の職員、1階は二つの課がありますかね、お客様センターと。そこで、例えばお客様センターで困っていて、違う課があっちやでなという雰囲気もあるということもお聞きしていますので、臨時職員はあくまでも臨時職員、時給単価が決まっている職員でありますので、その臨時職員が残業するなんていうことはあり得ないと思いますし、また賃金以上の能力を求めるものでもないと思っていますので、要するにコストパフォーマンスに合った対応をいただければいいということなので、今、河原所長も言われたとおり、取り次ぐだけが仕事じゃないというのは確かにそうだと思います。

一旦用件を聞いて、その臨時職員で判断できることであれば、どんどん判断していただく。また、判断する能力もしっかりと日ごろの職場の中でスキルアップの指導をいただきたいのと、その上でその方の能力を超えた場合、その辺は所属長を中心に正規の職員の方がきちっとそういうやりとりを目配せしながらやっていかないと、困ったなというので、お客さんからこんなことわからんのかという話もありますし、はなからあんたじゃあかんで、奥の誰々呼んでくれという話もお聞きしますので、しっかりとその辺は対応いただき

たいなと思います。よろしく申し上げます。

○ 村上悦夫委員

ちょっと関連しての話ですけど、今この人件費抑制ということですと全庁的に、また上下水道局も同じことなんです、手が足らるところを臨時職員を採用して、手間借りみたいな格好で流れていくような可能性が大きいと思うんです。

総体的に考えてみると、技術職員というのはふえている傾向なのか、あるいはどんどん減っているか。例えば本庁の関係でいくと、都市整備部は今年8人ぐらい技術職が採用されるということを伺っているんです。確かにそれは大切なことだと思うんです。全て人件費として上がってくる金額を対象にして議論ばかり進めていくと、この事業を遂行していくに当たって専門的なノウハウ、技術を持ってみえる方が少ないとなると、つつい外部に委託する。委託部分のお金が増額していく部分がだんだんふえてくるという懸念があるように思います。

ですから、人件費抑制ということだけで物事をはかるんじゃなくて、これからは少し考え方を変えて、そういうノウハウを持った人材を多く採用していくという流れをつくっていくべきやと思うんです。いろいろ事情があるかもしれませんが、そういう流れを今後つくってもらいたいなと思います。確かにいろいろと事業を進めていく中において、これだけかかるかと素人で考えて驚く場合があります。ただし、コンサルタント等に委託して全て委託業務。それを提案された内容のもとで、積算業務が正解であるという流れになっていく可能性がだんだんふえてきて、チェックする機能も停滞していくんじゃないかなと。

ですから、技術職の方はそれぞれの事業に対して必要な人材だと思いますので、技術ノウハウを持った方はそういった事業計画の場においても、上下水道局は長年管の布設とか、そういった下水道関係も、ほとんど特殊な部分が出ない限りは、上下水道局職員で全て積算、計画がやれるような運営方法もこれからは大切なことやと思います。

ただ、管の布設、あるいは老朽化する管の検査とか、いろんなことも委託しておりますけども、老朽化していく箇所は上下水道局のほうでそういった機械が必要であれば、専門的にいうと機械の名前が出ないですが、要は道路なんかでも陥没しているところがわかるような状況が今ではあるわけですし、それ相応の技術力を磨くことによって必要な資機材も導入していくという、前向きに技術職員が自信を持って働ける職場に置きかえていった

らどうかというのを提案したいんですが、いずれにしても技術職員というのは必要だと思います。来期に向かってそういった傾向は上下水道局にはありますか。あるいはないのであれば、次期からそういう考え方を導入していただきたい。こうと思いますが、塚田さん、よろしく。

○ 塚田上下水道事業管理者

村上委員おっしゃるように、確かに技術職員が不足しております。上下水道局としましては、毎年、増員要求を人事課のほうへ上げております。おかげさまで人事課のほうもかなり理解していただいて、技術職員の募集をとってもらっております。しかしながら、残念なことに募集人数に満たないんです、応募してくる方が。だから、こちらの要求どおりの人数がまだ満たされないというのが一つございます。

だから、これは私が思うのは、例えば民間なら大学3年生ぐらいから就職活動を始めます。ところが、公務員の試験というのは4年生の夏が試験ですよ。おおむね。だから、そういうところで優秀な方は先に民間にとられるのかなというふうにも思っております。しかし、これはもう少し試験制度の日にちを変えてもらうとか、そういうことも人事課へは話はしておるんですが、地方公務員法上、前年度に採用というのはなかなか難しいところがあると思います。しかし、これからもずっと増員を伸ばしていきたいと思っております。

それともう一つ、技術屋というのは、ある程度専門的な知識というのがおっしゃられたとおり必要になってまいります。ですから、短期間の職場の異動ということになると、なかなか本質的な技術が覚えられないということがあるので、ある程度技術をマスターできるまではその部署にとどめてくれと。こういう要望もしております。そして、おっしゃるように、技術職員でいろんな事業をこなしていける職員を育てていきたいと思っておりますので、思いは村上委員と同じでございます。

○ 村上悦夫委員

内容はよくわかりましたけども、例えば育てていくと。例えば工業高校、四日市中央工業高校あるいは四日市工業高校、そういったところで土木事業とかを志して、そういう選択して今勉強している生徒、これはすぐに間に合わないかもわかりません。しかし、工業系の高校を持つときながら、部署が違うのにこんなことを言うて何やけども、四日市中央

工業高校、四日市工業高校の生徒が就職してこないということが非常に問題があると思うんです。

だから、そこら辺は人事課に言わないかんのやけど、そこら辺を部局からも、四日市にある高校の生徒が卒業して、なぜ市のほうへ就職してくれないのか。これゼロの状態やね、今。これが問題やと思う。これはおたくらのほうで人事課のほうへ大きく要望して、そういうことはおかしいんじゃないかと。四日市市の子供たちを市が抱えて教育して、十分間に合う人材に育てていくというところがないと。すぐ間に合う人材というと、なかなか難しいと思うんです。

だから、それぐらい長い目で育て上げていくという観点も必要やと思うんですよ。だから、志しておる高校生ぐらいはやっぱり四日市市に10人とか15人毎年入ってくるというぐらいの、そういう流れをつくってあげないと、工業高校へ通っている子供たちがかわいそうです。

○ 塚田上下水道事業管理者

村上委員のおっしゃるとおりで、最近では四日市中央工業高校の生徒というのは入ってきてないんです。傾向としては相可高校の生徒さんたちが入ってきます。これは四日市中央工業高校の土木科がある中で、採用人数がおらんということなんですが、それは委員、生徒さんが望まないんですよ。それでは困るということで、四日市中央工業高校出身の職員で四日市中央工業高校の先生にぜひ四日市の市役所の試験を受けてくれということも毎年お願いに行ってもらっているんです。しかしながら、なかなか応募してくる人はいない。それは何でかなというところはもっと分析していかなあかんと思うんですが、今のところ魅力がない、ほかの民間のほうに魅力があるという形でそちらに流れていっているんで、そのあたりを四日市中央工業高校の先生と一緒に解決をしていきたいなというふうには思っております。

○ 村上悦夫委員

終わります。

○ 川村幸康委員長

私も四日市中央工業高校やけど、大卒しか採ってないのと違うの。そういうことはない

の。高卒の枠もちゃんとあるの。

○ 塚田上下水道事業管理者

あります。

○ 川村幸康委員長

ああ、そうなん。

○ 川村高司委員

関連してですけれども、予算常任委員会資料、前にいただいているやつですね、これの8ページの経営状況で、予定損益のところには水道事業費用で人件費という金額が8億800万円という、それで前年対比2.7%の増。一方、下水道のほうはめくって14ページに、全体収支予算は2.9%の増に対して、16ページに下水道事業費用の人件費で5億1700万円、前年対比は2.7%の削減という数字があるんですが、これは基本的に、今回新しく資料をまとめていただいて、人件費明細で給料、報酬、賃金、手当等法定福利費、賞与引当金の合算を特出ししてまとめていただいていると思うんですけど、水道のほうで見たときに、この人件費の8億800万円というのはきょうもらった資料の何と何を足すとという。

○ 久志本経営企画課長

済みません。当初お配りした資料の8ページにつきましては、税抜き額になっております。それで、今回お配りした資料については予算書から抜いておりますので、予算額は通勤費の中に課税部分がありますので、その部分の差が出てきていると思います。

○ 川村高司委員

今回、人件費の明細として9億8700万円と出していただいているのは、先ほどから議論があった嘱託職員とか臨時職員さんの分も、ここでは人件費というふうに捉えてピックアップしていますよと。ただ、ふだん人件費の議論をするときは、ここの当初の8ページの人件費だけを見るのではなく、プラスアルファ、嘱託職員とか臨時職員さんの分も拾い上げてきて見ていかんと、ぱっとすぐには見られないという解釈でいいですか。

○ 久志本経営企画課長

済みません。8ページの税抜き部分についても嘱託職員の賃金も入っています。この差は純粹に通勤費に税金の分が、新たに出した追加資料のほうには税金の部分が加算されていますので、ちょっと多くなっています。

○ 川村高司委員

ちょっとというか、約8億円に対してこちらは約10億円で、2割ほど違うんですけど。

○ 久志本経営企画課長

済みません。当初の委員会資料の8ページのほうは予定損益税抜きという形になっておりますので、追加資料でいうと収益的支出の部分になります。それですので、比較をすれば、8億888万2000円と8億958万6000円を比較していただくことになります。

○ 川村高司委員

ちょっとわかりやすく収益的支出と資本的支出の割り振りのルールだけ教えていただいていいですか。だから、水道の場合、管理職手当とかというのは資本的支出はゼロですけど、下水になってくると、その分が入ってきたりしているんですけど、その辺の一定の収益的支出と資本的支出の割り振りのルールというのを、簡単でいいんですけど。

○ 久志本経営企画課長

当初予算の委員会資料の9ページをごらんいただきたいんですけども、9ページの②の人員費にそれぞれ内訳が入っております。平成26年度予算の収益的支出が8億958万6000円、資本的支出が1億7775万円、合計9億8733万6000円という形で。

○ 川村幸康委員長

だから、収益的と資本的というの、塚田さんの給料なら意味合いが二つあるわけや、出てきとんのは。ということなんやろう。いやいや、わかりやすう言う。それはどういうふうに分るんやと言うた。だから、読んで字のごとく、収益というのは収益が上がった中でのお金と、それから資本的というのは、なかなか私らにはわかりにくいところの割り振りやもんでね。はい、どうぞ。

○ 井谷経営企画課水道財政係長

今お話しいただいた収益的支出、資本的支出の違いなんですけれども、わかりやすく話しますと、収益的支出というのは維持管理の部門に相当します。水道料金をいただいて、それをもって1年間の水道管の修繕とか、委託といった1年間のランニングをしていく部分がこの収益的支出に相当します。資本的支出というのは建設改良費、投資の部門に相当します。ですので、水道でいいますと、第2期水道施設整備事業がここにあってまいります。

以上でございます。

○ 川村高司委員

水道のほうの資本的支出の管理職手当がゼロというのは、そういうのがないから割り振りはゼロだという。

○ 井谷経営企画課水道財政係長

そういうことでございます。

○ 川村高司委員

先ほど村上委員のほうからも指摘があったんですけども、きょういただいた資料の6ページに雨水対策事業計画の長期展望についてということで、真ん中の。

○ 川村幸康委員長

これ下水道やで、後でいこうか。済みません、水差して。

○ 川村高司委員

じゃ、後からにします。

○ 杉浦 貴委員

3ページの表をちょっと見せていただいて、これ、なかなかええ表やなあと思って見ているんですけど。

(「追加資料のほうですね」と発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員

ごめんなさい。追加資料の。これ幾つかお聞きしたいなと思って。これ毎年度の計画のうち、大半が入札でやっていくということになるんですか。この計画の事務費を除いた分ですかね。だから、平成26年度やと14億2100万円って、物によるでしょうけど、基本的には入札でやるということであっていいんですか。

○ 伊藤技術部長

ほとんどが一般競争入札になりますけれども、あと施設の更新で、例えば設備関係については部分的に随意契約というのもございます。

○ 杉浦 貴委員

それと残り、これ総事業費でいくと、80億円ぐらい残つとるんですか。これのうち企業債を発行していく予定というか、その割合というか、国やら県やらの補助やらなんかも含んだ金額ですよ、計画自体は。だから、全額ではないんでしょうが、企業債を発行していく割合というものはわかりますか。

○ 久志本経営企画課長

水道につきましては、補助金は配水池の耐震化の大きなものはあったんですけども、平成26年度の水沢谷町の配水池までは300万円ほど補助金をいただけるんですけども、今後の事業につきましては補助対象にならないということで、基本的には自己資金と企業債で賄っていくふうに考えています。今立てている経営計画の中では、平成26年度以降、企業債の充当率につきましては30%で推移していこうと考えております。対象事業の30%を企業債を借りて、ほとんど借りることはできるんですけども、金利がばかになりませんので、資金収支計画も見込んでいくと30%ぐらいに抑えていかないといけないということで、当面、企業債の充当率を30%で考えております。

○ 杉浦 貴委員

ということは、残り80億円ぐらいの30%という意味で、今、金利のお話しされましたけど、期間的には28年かなんか、そんな1本だけみたいなことなんでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

基本的には5年据え置き、25年返済の30年で借り入れております。

○ 川村幸康委員長

もう一遍言うて。何年の何年。

○ 久志本経営企画課長

5年を据え置いて、残りの25年間で返しております。

○ 川村幸康委員長

30年間で返すということやね。そういうことでいいんですね。

○ 久志本経営企画課長

はい。

○ 杉浦 貴委員

5年の25年、これ一つだけなんですか。例えば物によっては、短くて返せるものとかあるような気がするんですけど。

○ 井谷経営企画課水道財政係長

企業債を充てているのは第2期水道施設整備事業のみでございまして、私どもが借りているのは、地方公共団体金融機構というところで借りております。そこで借りるメニューが、水道事業については今、久志本課長から話がありました5年間据え置いて、残り25年で、トータル30年での返済というメニューしか今ございませんので、それに対応しております。

以上です。

○ 杉浦 貴委員

もう一つだけ、確認ですけど、この進捗表は当初、平成21年度につくったのかな、その計画表の修正版というか、残った分を後ろへ片寄せしたやつなんですよ。例えば水道資源確保なんていうのは今9.4%やけども、本来は10等分してやっとなのか、どうやってしとなのかようわかりませんが、本来やと今は50%ぐらいになっていて何もおかしくないんだけど、9.4%しかいっていないので、残りの分を後ろの4年間に片寄せをして、それで各項目を少し調整したという表ということ。

○ 久志本経営企画課長

基本的には収支計画とか、いろいろ見込んだ上で計画を立てておりますので、たまたまその事業について進捗が進んでないということで、もっと後年度の予定でもともとやる予定しておりましたので、基本的には計画どおりの年限でやっています。

○ 杉浦 貴委員

これでやめますけど、今のお話だと、7については計画どおりなんですか。今、5年間たって9.4%で計画どおり。

○ 川村幸康委員長

水源確保事業のことですね。

○ 杉浦 貴委員

そうです、そうです。ということでもいいんですか。

○ 矢田施設課長

この水源確保事業につきましては、先ほども若干ありましたが、朝明水源系の井戸の取水能力というのが、だんだんちょっと落ちてきておるとい状況がございます。そういうものを今後水源確保事業という位置づけで、こういう井戸の更新事業をこの後年度のほうで取り組もうという形で計画を立てておまして、それに伴いまして、例えば平成26年度であれば揚水調査をした、それを見ながら平成28年度、平成29年度に井戸の更新をやっていくという形で計画を立てておまして、そのように進めさせていただいておるといこ

とでございます。

○ 杉浦 貴委員

わかりました。進捗率が49.3%でも計画どおりということでお伺いしておきます。

以上です。

○ 三平一良委員

ちょっと人件費に戻りますけど、財政経営部が出しとる数字と全然違うんやけど、人数はぴったり合っているんですが。

○ 川村幸康委員長

三平委員、何の資料を見て。

○ 三平一良委員

当初予算の概要、水道事業の人件費8億9000万円……。

○ 川村幸康委員長

何ページですか。

○ 三平一良委員

34ページ。

○ 川村幸康委員長

理事者の方、ありますか。その34ページ、後ろのほう。

○ 三平一良委員

人件費のトータルが書いてあるんですが、水道事業のと数字が全然。ちょっと気持ち悪いもんで。

(発言する者あり)

○ 三平一良委員

いやいや、ずっと右。トータルで。

○ 川村幸康委員長

三平さん、一遍、1時間やで、休憩して、ちょっと整理してまた答えてください。

暫時休憩いたします。11時10分に再開します。

10 : 57 休憩

11 : 09 再開

○ 川村幸康委員長

では、再開させていただきます。

三平委員の質疑に対するの答弁からお願いします。

○ 久志本経営企画課長

追加資料の1ページにおきましては退職給付費が7000万円計上されていますが、財政経営課が提出した資料には退職給付費7000万円が計上されておりません。大きな違いはこれなんですけども、今計算してもちょっと誤差がございますので、きょうのうちにちょっと財政経営課と打ち合わせしまして、後で回答させていただきます。

○ 川村幸康委員長

そうすると、休憩とってもわからんということは、ただ単なる計算ミスなんか、電卓の押し間違えのミスなんか、根本的に何か上げてくるというデータの違いがあるの。

○ 久志本経営企画課長

拾うときの条件が違うような気がします。まず、退職給付費7000万円は違いますし、賃金もちょっと違う可能性もありますので、ちょっと確認させていただきます。

○ 川村幸康委員長

そうすると、その数字が違うというのは、感じがするというんで、そやけど感じではあかんで、やっぱり根拠ちゃんと言わなあかんに。何かというな。

○ 久志本経営企画課長

調べさせていただきます。

○ 川村幸康委員長

そういうことで三平委員、よろしいですか。

続いてありますか。あとよろしいですか。

○ 樋口博己委員

追加資料をいただいたやつの3ページの第2期水道施設整備計画なんですけど、先ほど杉浦委員の質疑の中で、7の水源確保事業は平成26年度で進捗率が9.4%になるけれども、平成30年度では100%になるという意味合いでよろしいんですか。

○ 矢田施設課長

こちらにつきましては概算費用ということでございますので、多少の誤差は出るかもわかりませんが、工事の進捗といいますか、更新作業そのものにつきましては、その項目を計画どおり進めていきたいと考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、この進捗率が平成30年度で100%になるという想定だということでよろしいんですか。

○ 矢田用地課長

はい、100%になる予定で進めております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、他の項目に関しても、これはあくまでも第2期水道施設整

備計画なので、第2期水道施設整備計画は平成30年度までが計画なので、全体の事業の達成率でなくて、この第2期水道施設整備計画においては100%になるという想定だということによろしいんですね。

○ 久志本経営企画課長

そのように考えております。

○ 樋口博己委員

わかりました。その上で、11ページの上のグラフのすぐ上にあるんですけども、平成30年度までは収支バランスに問題なく健全経営を維持できるという見込みが書いてあるんですが。これは、だから第2期水道施設整備計画で投資をした上で、平成30年度までは健全経営ができるということなんですけど、この後の健全経営できなくなる要素としては、水道使用料が減ることは減るんでしょうけども、それ以外にどんな要因が考えられるんでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

建設改良事業につきましては基本的には計画どおり進めていく予定をしておりますし、各予算のときにそれぞれ再度見直しをしていきますので、収入よりも多額の投資をするようなことは、その時点で是正されていくと思っております。基本的には水道料金の減収がすごい大きな割合を占めてくると思います。

皆さんご存じのとおり、節水トイレは昔は1回流するのに大体131かかっていたんですけど、それが今41になっています、最新のトイレは。ということで、一般家庭も過去のウォシュレットの普及は10年以上かかっているんです、80%ぐらいいくまでに。ということは、今後10年以上、節水型トイレの普及が進む限りは、一般家庭の水量は減っていくと考えております。

○ 川村幸康委員長

尻洗うようにしとつてもか。ウォシュレットしとつてもか、節水が。

○ 久志本経営企画課長

ウォシュレット以上にタンク自体が。

○ 川村幸康委員長

尻洗うので余計使わへん。ごめん、ごめん。いやいや、そう思っった。

○ 樋口博己委員

今、インターネットで流されましたので。

○ 川村幸康委員長

ごめん。それ、忘れとった。

○ 樋口博己委員

そうすると、平成30年度以降計画的に設備の改修投資をしていく中で、収支のバランスを見てやっていくという話なんですけれども、これ、どこかでは水道料金の値上げというのも考えざるを得ないタイミングはあるだろうと予測はしとるんでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

そこまではっきりとは申せませんが、平成30年代の中ごろぐらいにはそういう時期が来ると思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、第2次水道施設整備計画が終わる平成30年度、一つの考え方なんですけれども、この時点で改修工事というのはずっと永遠に続くんだと思いますが、大きな整備額の一定のめどはつくというのが、第2次水道施設整備計画ということで捉えてよろしいんでしょうか。

○ 塚田上下水道事業管理者

例えば経年管、これは永遠に続きます。今、力を入れていますのが施設とか管路の耐震化でございます。施設耐震化というのは、耐震化計画を立てておりますので、この平成30年度では終わりませんが、もう少し先ではそういった耐震化は終わります。それともう一

つは、鉛給水管工事も年2億円ぐらい出しています。それも終わりますので、そういった面で投資的経費というのは減ってまいります。

ですから、その投資的経費が減ると、それから給水収益がどれだけ減ってくるのか、そのあたりのバランスになってくるのかなと考えております。それが今、久志本課長が言ったように、平成35年度ぐらいには再度そういったきちっとした見直しをし、もう少し将来を見据えた経営計画を立てる必要があると。ですから、使用料金の値上げもその時点で検討する必要が出てくるということでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そしたら、平成30年代中ごろというタイミングとしては、経年劣化に関してはずっと続くんでしょうけども、鉛管の据えかえとか、そういうものに関しては一定のめどが立った時点で、改めて将来を見越した中で、値上げというのも選択の一つのうちに考えていると理解してよろしいですか。

○ 塚田上下水道事業管理者

はい。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 川村幸康委員長

副委員長、よろしいか。

ないようですので、私からは意見で、先ほどから村上委員やらさまざまな方から出ましたが、技術者ということなんですけれども、私の家業でいうと、例えば骨抜くんはよそに任したほうが安うあがって、そのかわり筋引いたり、脂取るのは自分のとこでやったほうが効率がええって、特徴も生きるよという考え方で、成果を上げればいいんよな、企業としての考え方は。

そういうところからいくと二つあって、これは上下水道局で持ったほうがよくて、これは外でやってもろたほうがええものと、何やってもろたかわからんというようなレベルやと、逆に骨抜いとんのが悪くてもよくても、それを見る目がないと、またそれも困る

というところがありますやん。

そうすると、150円のジュースを1500円と言われても、そやなと思うて買ってしまっても出てきますやんか。そこらを含めると、どこの部分に専門の職をどう置くんかということをやよう考えてやることと、人件費なんか目先で人減らしたで安うなったで、経営よくなったという話も確かに世間一般がする一般論での経費削減というのはあるやろうけども、かえって高くつくというところを両にらみするという考え方がないとよくないのかなと思うもんで、一方的な人件費削減で人減るとええという考え方と、それからもう一個別の考え方がないとゆくゆく高なる。

人減っていくやんし、もう一つの目先として考えなあかんのは、先ほど下水道はまだやってない、下水道は平成32年度までは値上げをしないという文言が資料にも書かれとるけど、水道の場合ないということは、どこかの段階でそういったことも予見されとるわけやで、そうすると水を売る量が減るということは人も減るとんでということもあるんやろうけど、今、手立てとしてあるのは、多分この14ページに書いてある大口水道利用者の減額制度をする中でこんなんつくったけど、どう成果上げとんのかという、営業もせなあかんの違うんかなと思うんやわ。安くようけ使うてもろたら余計安うなんのやで、水道料金は、極端なこと言うたら、無駄水じゃなくて。

それで市民にも便益が図られるわけやと、どうやって売るかということと、売るということは逆に言うと安くもなるんやで、そこらも値上げするんが見えとるんやろうけど、今からもう一個別の計画をきちっと立てて、例えばそれが平成30年代半ばごろに水道料金の値上げなんのが、10年延ばそうという成果を出そにという計画をつくっているわけやで、少しそういうのもやっていかんとあかんのかなと思うんやわ。減るんやで、そしたら四日市は上下水道局は手放して、広域の北勢水道局みたいなのをつくって、そこで任そにとか、そういうことにもなっていくわけやさ、自己水と責任水量制の中でいくと。だから、小さくなっていくでというのを決まったもんとして見るんやったら、四日市の上下水道局はどこかのみ込んでいくことも考えて、何かそういう方向性をちょっとやっていかんとだんだんと、市民もあほやないで、毎回毎回値上げされると、ちょっとどこかおかしいん違うのという話やで、自信を持って成果が得られるようなことをするべきやなというふうに思う。

そうすると、杉浦さんはこの第2期水道施設整備計画の年次計画はよくできとるというのは、私もこういうのを出してくるとええなと思うけど、この計画があるとおりにいっていますという話は。

それと同時に、これのもうちょっと深い掘り下げをせんと。計画って出てきとるけど、どうなんやという部分を毎年毎年せんと。議会にはこれ出していますやないか、このとおりやっていますやないかという話はええんやけど、はたと事細かに丁寧に見ていくとどうなんやというこの課題は、それで解決されるわけではないでな。

だから、三平さんが今指摘したみたいに、人件費の違いなんか一つ丁寧に見られると、なかなか答弁に窮するところあるわけやで、そこらは企業経営としたら少し粗いかなという気がするで、私は。雑とは言わんけど、やっぱりちゃんとそれはやるべき違うかなと思うて。これは、私は意見として。コメントも要りませんので。

○ 野呂泰治委員

ちょっと視点変わりますけど、前の資料もろうて、5ページでいろんな配水量と水源内訳ということですけど、とにかく四日市の水道は、我々は今飲料水ですけども、先のこと言うのも何ですけども、これからいろいろ飲み物も、大規模化のような農地ができますもんで、そうすると配水とかあらゆる水について、いわゆる水ですわ、水についての給水の配分が非常に変わってくると思うんです。

だから、長期的なことですけども、水がないと。干ばつも起こってくる。気候変動によってさまざまなことがこれから予測されると思いますので、飲料水ばかりじゃなくて、それは施設をちゃんとしてもらうのは一番ですけども、飲料水もさりながら、工業用水とか農業用の大規模化の土地の集約化のああいう配水の問題、あらゆるところで最終的に水が足らんと。日本の水はおいしいんだと。外国から買いに来とんだと。山でもみな買い占めとるという話をよく聞きますもんで、四日市としてそういう長期的なことも、予算は予算ですけど、そういうことも少しは考えてこれからもやっていっていただきたいなと思います。意見です。

○ 川村幸康委員長

あとご質疑あれば、ご意見も。

○ 川村高司委員

14ページの大口水道利用者減額制度で、これは昨年から取り組んでいただいている新しい事業という捉え方をすると、営業活動ということで、これは民間企業という営業活動と

同等というふうに考えると、営業の成果、だから今の進捗ぐあい、本来目標としていた数値目標というのがただ単に申請件数というものではなしに、本来、大口の専用水道化を阻止するというか、井戸水を使わんと四日市の水道を使ってくださいという促進を図るために料金を値下げして、インセンティブを設けて、それで全体の需給バランスを図って、全体的には市民の皆さんへの水道料金の還元というのを狙っているとは思っています。

その辺が今回の今の見込み、だから訪問によるもの対象22者ってあるんですけども、訪問というのも行けば訪問ですし、今回の目標として何者、要はどれだけの数字を目標として今年度計画を立ててみえて、来年度はさらに営業を進めていくというような、その辺の事業進捗というのはあるんでしょうか、今の現状も含めて。

○ 久志本経営企画課長

基本的にこの制度を想定した段階で、まずターゲットとしておりましたのは、工業用水を使っているところと井戸を掘っているところですので、まず訪問した22者をターゲットとしておりました。ターゲットにはしておるものの既存契約もございますので、そんなに大幅に返ってきていただけるとは見込んでおりませんでした。この26件が全部成果が上がったということではないものですから。ですけど、当初数百万円程度と見込んでいた部分ですけども、1000万円はいきませんが、それ弱ぐらいの成果は平成25年度は上がるんじゃないかと考えております。

○ 川村幸康委員長

だから、わかりにくいとわかりやすう言うと、例えば100まけたけど200返ってきたんか、100まけたけど50しか返ってこんのかということの成果という見方もあるで、それでやるとどうということになった、今の言い方で言うと。

○ 久志本経営企画課長

今の効果の部分というのは、実際達成できたところの過去3年間の数字と比較しまして、それぐらいの戻りがあった、要するにそれ以上に売り上げが。

○ 川村幸康委員長

減額どれぐらいで、どれだけ水道代は売れたんかということ。

○ 久志本経営企画課長

だから、単純に900万円ふえたということです。

○ 川村幸康委員長

900万円。

○ 久志本経営企画課長

900万円ぐらいふえたということです。

○ 川村幸康委員長

この制度によって900万円の効果があったということやね。

○ 久志本経営企画課長

はい。

○ 川村幸康委員長

当初議論しておったときにないん違うかとかいう話もあった中で、900万円あったという事。

○ 久志本経営企画課長

はい。

○ 川村高司委員

そういう成果というか、結果的なものをこういうふうに途中経過でも報告していただくと、新たに取り組んだ事業が予定どおりの進捗をしているのかどうかという常に結果は問われるような、だからそれをきちっと報告していただくと、市民の皆さんにも説明しやすいんで、そういう報告をまたよろしくお願いします。

○ 塚田上下水道事業管理者

この制度は3月末で年間の使用水量でインセンティブを与えるということですので、4月にはその成果が出ますので、6月定例会議にはこれの成果の説明をさせていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。結局、これ市立四日市病院は課題なんやね、そうすると。協議内容について書いてあるけど。こういうことなんやね。書いてあるとおりにやね。市立四日市病院。

○ 久志本経営企画課長

記載のとおり、今現状では井戸を掘ったばかりですので、この制度を利用しても効果はないということで、現在のところ申請は行わないということでした。

○ 川村幸康委員長

行うのはいつですか。

○ 久志本経営企画課長

もし申請していただけたら、3年間の実績をつくらないと、専用水道で井戸を使うことによって水道の量が減ったと。それを基準に、もし返ってきた場合、得になるということで判断いただくこととなりますので、3年間の実績がまず必要になります。

○ 川村幸康委員長

市立四日市病院の水道代って、もし使ってもらおうといくらぐらい売り上げがあるの、単純に。

○ 久志本経営企画課長

4000万円です。

○ 川村幸康委員長

3年間で1億2000万円ぐらい。もしこういう話を早くつくっておいて買ってもらえるか、もしくはそういうことがあれば1億2000万円入ってきたわけや。違うの。

○ 久志本経営企画課長

井戸を掘った後の話ですので、まず市立四日市病院が井戸を掘ってからが対象になりますので。

○ 川村幸康委員長

市立四日市病院も上下水道局も単体で見ればそやけど、オール四日市で見ると、また市立四日市病院が4000万円削減できたという話の世界まで、たこ足のともあんのやろうけど、その企業企業の一番特徴と予算の成果が上がるようなことはしていかなあかんということていくと、上下水道局の視点から考えればいいわけやでき。そやろう。上下水道局もよければ市立四日市病院もええという考え方もしたらええわけや。だから、そこらをもう一度ちゃんと整理し直すとか、いろんなことをちょっと考えなあかんところ違うかなと思うんやけどな、大きな企業体として見たときには。

○ 樋口博己委員

済みません。ここで言うのはどうなのかと思いましたが、市立四日市病院に関しては代替水源という感覚もあると思うので、委員長おっしゃられた、全部が全部上下水道局になるのはどうなんかなというのもあるかと思しますので、だからそれはよく協議して、お願いしたいなと思います。

○ 塚田上下水道事業管理者

私が一番懸念していますのは、こういう専用水道化して特に井戸化されると、そこでの利益というのは企業に持っていかれるわけです。四日市にある会社じゃなしに井戸屋に金が入るわけです。しかしながら、全て水道水を使っていたら、これは四日市市民に全てが還元できる。その違いがあるんで、四日市で消費するものは四日市市民に還元する。こういったことが基本的な考えかなというふうに思って、今回のこういった制度もつくったということでございます。

○ 川村幸康委員長

新しい試みしてうまくいかん、いくというのもあるやろうけど、やったんなら成果が上

がるように努力していただくということも重要やと思いますので、お願いいたします。

それでは、質疑ないようですので、採決に移らせていただきます。

討論ございますか。

(なし)

○ 川村幸康委員長

討論ないようですので、採決を行います。

三平さんのやつはよろしいか、三平さん、あの数字。

○ 三平一良委員

いいですよ。

○ 川村幸康委員長

いいね。

議案第176号平成26年度四日市市水道事業会計予算について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第176号 平成26年度四日市市水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 川村幸康委員長

そうしたら、休憩しようかな。暫時休憩いたします。理事者入れかえてもらわなあかんやろう。すぐできますか。

○ 塚田上下水道事業管理者

説明だけでしょうか。

○ 川村幸康委員長

それでもええな。なら、そうしてもらおうかな。なら、そうしますわ。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

議案第173号 平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算

議案第178号 平成26年度四日市市下水道事業会計予算

○ 久志本経営企画課長

それでは、説明させていただきます。

まず、2ページをごらんください。下水道事業の人件費明細です。退職給付引当金の入った人件費の資料を要求いただきましたので、当初予算書から抜き出した下水道事業の人件費明細をつけさせていただきました。下水道事業は、退職給付引当金が現在引き当て不足になっています。法改正の経過措置に伴って、毎年4000万円10年間計上していこうと考えております。賞与引当金については水道と同様です。

続きまして4ページをごらんください。下水道総合地震対策計画の進捗状況について説明します。

本市の地震対策の取り組みについて、平成13年度より所有する処理場・ポンプ場35カ所のうち、平成9年度以前の耐震性が低い施設で被災時に与える人命、影響の大きさなどを考慮して、優先度が高い重要施設10カ所（処理場2系統、第3系統、中心市街地を受け持つ合流ポンプ場4カ所、排水面積の多い雨水ポンプ場4カ所）の耐震診断を行い、現況の把握に努めてきました。平成20年度からは国が策定した補助制度を活用すべく下水道地震対策緊急整備計画、これは平成20年度から平成24年度ですけれども、策定し、これに基づき

管路の耐震診断及び管路・処理場・ポンプ場の耐震化を進めてまいりました。

下水道総合地震対策計画は、前計画に引き続き作成した次期5カ年（平成25年度から平成29年度）の実施計画であり、この事業期間内には第1次緊急輸送路にする管路の耐震補強やマンホールの浮上防止等、また処理場、ポンプ場では最低限の機能確保対策を実施していきます。総事業費は22億6300万円で、平成25年度から平成29年度の事業別の年次計画表をつけましたので、ご参照ください。

続きまして5ページをごらんください。楠地区における雨水整備区域図について説明いたします。

現在、整備中の2カ所のポンプ場が完成したときの整備区域を示しています。赤の実線が新しく整備した幹線です。赤のハッチはポンプ場を北と南で示しています。北側の吉崎ポンプ場で4.23ha、南側の南五味塚ポンプ場で6.95haの整備になります。グレーの太枠はポンプ場の流入区域で、計画断面を有していないが、既存水路によって改善される範囲です。吉崎で42ha、南五味塚で85.9haとなります。

続きまして6ページをごらんください。雨水対策事業計画の長期展望について説明いたします。

平成24年度から平成32年度までの経営計画期間のうち、平成26年度以降の主要事業について表にまとめました。南五味塚ポンプ場は平成28年度に外構工事の施工をしますが、設備が完成次第、供用開始します。

吉崎ポンプ場は平成30年度に完成し、平成31年度から供用開始の予定です。

中心市街地浸水対策は、今年度基本計画を策定中で、来年度から設計、都市計画決定、県との事業計画協議を経て、平成29年度から事業着手の予定です。

局所浸水地区対策は、浸水多発箇所でも局所改良により浸水被害の軽減が図られる箇所を調査、検討して、改善を図っていきます。

幹線整備は、平成27年度から未整備地区の幹線整備を行います。

続きまして7ページ、8ページをごらんください。汚水処理原価の算出について、算出方法と費用の構成並びに制度改正の影響についてご説明いたします。

一番上の処理原価の計算式をごらんください。汚水の処理原価は、汚水処理に係る維持管理費、企業債利息、減価償却費などの汚水経費を有収水量で割って算出しており、処理する汚水1㎡当たりで幾らの費用がかかっているかの目安として用いています。

左側の平成26年度の処理原価につきましては、右側の平成25年度の処理原価と比べて55

円26銭増の296円6銭となっております。

右側の平成25年度処理原価の内訳は、維持管理費等で83円30銭、企業債利息が50円、減価償却費が107円50銭となっております。

対しまして、左側の平成26年度の処理原価をごらんください。大きく異なるのは減価償却費で、平成25年度の107円50銭と比べて52円14銭の増、159円64銭となっております。これは地方公営企業会計制度の改正で、みなし償却制度が廃止されたことに伴って、国庫補助金分の減価償却費、左側の表のピンク色の部分にあたる51円28銭が新たに生じたことが主な原因です。

しかし、今回の制度改正では、同時に国庫補助金で取得した資産の減価償却費見合い分が、長期前受金戻入として新たに収益計上されるようになったことから、処理原価が増加したのと同額、表でいいますと、青色の部分にあたる51円28銭が新たに収益として生じることになります。そのため、今回の制度改正に伴い処理原価は大きく増加しましたが、この増加部分が使用料などに影響を与えることはございません。

なお、維持管理費が全体として前年度と比べて約4円増加しているのは、一番下に記載してございますが、合流改善施設などの増加、電気料金の値上げなどに伴う維持管理経費の増約7000万円、処理水量の増加に伴う流域下水道維持管理費負担金の増約2000万円などが影響しています。

次に、8ページの表をごらんください。前年度と比較して原価回収率が下がった原因についてご説明いたします。

一番上の原価回収率の計算式をごらんください。処理原価のうち、使用料で賄える割合をあらわす率で、使用料単価割る処理原価で算出しております。

左側の表は、平成26年度予算での原価回収率をあらわしています。7ページでご説明したとおり、地方公営企業会計制度の改正に伴って処理原価、黄土色のところですが、ここに含まれている減価償却費が51円28銭増加したことから、原価回収率の算出に用いる分母が前年よりも大きくなっております。結果として、使用料が大きく変わっていないにもかかわらず、新制度上は原価回収率が52.14%と大きく悪化したようにあらわされることになりました。

しかし、これも7ページでご説明いたしましたが、同時に国庫補助金で取得した資産の減価償却費見合い分が長期前受金戻入として新たに収益計上されるようになったことから、左の表の下の右側に記載されておりますが、原価回収率を下げる原因となった分の51円28銭、

割合にして17.32%が新たに収益として生じるため、直接影響はございません。

右の表をごらんください。同じ平成26年度予算ベースの表を、平成25年度と同じ方式で処理原価を計算するとどうなるかを参考にお示ししました。左右の表で変わっているのは、制度改正で新たに生じた減価償却費と長期前受金戻入だけです。それ以外はどちらも同じ額であるにもかかわらず、原価回収率は63.06%となります。

下に参考でつけさせていただいた平成25年度旧制度の原価回収率は64.19%で、1.13%下落していますが、7ページでご説明しました維持管理費の増加が影響しています。平成26年度の新旧制度によるこれらの数値の差は、制度改正に伴ってみなし償却制度が廃止されたため、減価償却費に国庫補助金分が計上されたことから大きく変動していますが、ご説明しましたとおり、同じ制度改正の中で国庫補助金分の長期前受金戻入という収入が計上されていることから、使用料の算出や資金の状況に直接影響を及ぼすものではございません。

続きまして、9ページと10ページをごらんください。県土整備部下水道課に東員南部幹線の事業経緯について確認いたしました。

まず、平成23年度に平成24年3月28日付の下水道法の変更の事業認可を取得しています。変更概要は、高見ハイツを含む朝明西処理区を四日市公共下水道区域として、流域下水道施設の北部水浄化センターで汚水を処理することとしております。高見ハイツの汚水を流下するため、新設の流域下水道幹線管渠として、東員南部幹線延長約1kmを設置することとしております。平成24年度には、事業認可に基づきまして、現地調査と設計に着手しております。

主な契約案件は、東員南部幹線の第1工区及び第2工区の測量業務委託、第1工区、第2工区の基本設計及び詳細設計業務委託、第1工区、第2工区の地質調査業務を委託しております。

平成25年度につきましては、現地調査と設計が完了したことにより工事着手を行うということで、現在、入札の手続を行っています。右の位置図の上部にあります黒線の流域下水道員弁川幹線のすぐ下の赤線の東員南部幹線の上の部分、第1工区の1と2の管渠工事の入札手続中でございます。

続きまして、平成26年度以降は東員南部幹線の下部分、第2工区管渠工事を行う予定です。

これらの管渠工事の完成を受け、当該流域下水道幹線管渠が供用開始となり、高見ハイ

ツからの汚水を流下させることができるようになります。

続きまして12ページ、13ページをごらんください。収支の増減傾向と今後の見込みということで、今後の料金収入の見込みについて、収支の増減傾向や計画について、料金値上げの可能性についてシミュレーションや時期等があればということで資料を作成いたしました。

12ページの下水道事業ですが、下の収益的収支のグラフは、平成23年度、平成24年度は決算値、平成25年度、平成26年度は予算値です。過去と比較するため、みなし償却制度の廃止に伴う長期前受金戻入と減価償却費の増は差し引きゼロとなりますので、除いて表示してあります。下水道使用料は事業進捗に伴う普及率の上昇に伴って増加しています。収益的支出は施設の増加、老朽化に伴って増加しています。節水傾向の影響で伸び率が下がっていますが、事業の進捗に合わせて収益と費用が同程度増加しています。

下のグラフは、料金に関係のある汚水事業の資本的収支のグラフです。日永浄化センター第4系統建設工事（第1期）最終年度の平成26年度が汚水事業費のピークで、平成27年度に一旦下がりますが、処理場建設のために抑えていた汚水事業をふやしていくために平成32年度までに増加して事業進捗を図る一方、新規借入額を償還額以下に抑えることで、企業債残高をさらに削減していきます。

13ページをごらんください。使用料で処理費用のどれだけを回収しているかの割合を示す原価回収率と、使用料で処理費用のうち資本費をどれだけ回収しているかの割合を示す資本費回収率のグラフです。

なお、平成32年度までは使用料値上げを見込まない場合として作成しています。原価回収率、資本費回収率ともに普及率の上昇に伴うスケールメリットが働くため、微増となっています。平成26年度予算での普及率は74.7%になると見込んでおり、今後、下水道事業運営委員会の提言に基づき、普及率の上昇に見合った資本費回収率にするための値上げが必要と考えていますが、平成26年度、平成27年度の消費税増税を踏まえ、検討を行ってまいりたいと思っています。

以上、説明を終わります。

○ 川村幸康委員長

ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

11:50 休憩

13:00 再開

○ 川村幸康委員長

そしたら、休憩前にありました人件費のやつやね、その説明を最初にしていただきましょう。皆さんのお手元に行っていると思いますので。どうぞ。

○ 久志本経営企画課長

それでは、配らせていただきましたA4横の資料と、追加の資料の1ページを比較してごらんください。

まず、水道事業会計ですが、財政経営課がつくった当初予算の概要34ページが8億9698万5000円になっておりました。これに対し追加資料では、退職給付費7000万円が追加されています。どうも財政経営課の考え方では、経常経費ではないので除外しているとのこと。それから、児童手当699万4000円、追加資料のほうでいきますと、手当計のすぐ上に児童手当699万4000円入っています。この分が財政の資料から比べて追加されています。それから、特別職の人件費ということで1335万7000円、これは法定福利費等全て含まれた金額になっております。34ページの数字にこれらの三つの数字を足しますと9億8733万6000円となりまして、1ページの人件費の資料の合計額と一致しております。

それから、児童手当をなぜ人件費に入れないかという、財政経営課の考え方は、決算統計で扶助費に分類されていますので、人件費からは除外しているそうです。

追加資料の2ページをごらんください。下水道事業会計ですが、財政経営課の当初予算の概要34ページでは、7億7466万1000円になっておりました。これに退職給付費1342万9000円と退職給付引当金4000万円、合計5342万9000円を加算しております。それから児童手当、児童手当計のすぐ上のところですがけれども、550万5000円加算しております。2ページの最終合計8億3359万5000円と一致しております。

以上、説明を終わります。

○ 川村幸康委員長

三平委員、よろしいですか。誰かこれでご質疑ございますか。なら、説明聞いたということでもよろしいですか。

この下水道事業会計のほうの退職給付費というんは、2ページでいうとどれにあたるの。

○ 久志本経営企画課長

2ページの右端、合計の欄を見ていただきまして、手当計の二つ上に1342万9000円があります。それと、退職給付引当金の右端が4000万円、これ二つを足しますと5342万9000円になります。

○ 川村幸康委員長

なるほどね。そういうことか。そうすると、それはミスでも何でもなくて、処理の仕方の基準が違うもんで、変わったということの答弁でええということですね。

○ 久志本経営企画課長

はい、そうです。

○ 川村幸康委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。よろしいですか。

そしたら、再び予算常任委員会の都市・環境分科会下水道事業、ちょっと読ませていただきますね。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第173号平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第178号平成26年度四日市市下水道事業会計予算の審査に入ります。

ご質疑願います。追加資料の説明もいただきましたんで、それも含めてご質疑あれば。

○ 樋口博己委員

追加資料をいただいたところで、7ページ、8ページで制度が変わったので、制度改正前ならこういう数字だということ、以前いただいていた資料の17ページの処理原価1㎡当たりの処理費用が240円80銭が296円6銭になった、この差が大きくあるというふうに資

料として整理いただいたということですよ。

その上で、旧制度で平成25年度と平成26年度を比較した場合にそれでも4円弱の差があるというのが、7ページの下での維持管理費の増が7000万円と下水道維持管理負担金等2000万円、この数字によって4円ぐらい上がるという説明だったと思うんですけども、これは平成26年度はたまたま7000万円、2000万円があったということなのか、今後もこれは継続的に続くと処理原価というのは高どまりをしていくのか、その辺の見込みはどうでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

まず、幾つかの理由のうち、合流改善施設が増加したのは納屋とか橋北の滞水池とか、阿瀬知常磐貯留管ができたことによって、それに関する維持管理費、管理委託等がふえたことによるものです。というので、これも同様な額が必要になってくると思います。

電気料金についても、電気の使用料については雨の量とか汚水量によっても異なるんですけども、基本的に値上げ分がふえていますので、これは値下げしない限り、このふえた分については減りません。

処理水量の増加に伴う流域下水道維持管理負担金につきましても、雨の量とかの影響はあるんですけども、基本的につなぎ込んだ家庭がふえればふえるほど水量はふえていくと思います。ただ、先ほど申しましたように、水道の利用量が減っている部分については減りますので、一概に言えませんけど、つなぎ込みによって量はふえていくと思います。でするので、平成27年度から減る部分ではございません。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういう見通しなんだけども、下水道の使用料というのはこれからどんどん接続していけばふえていくと思うんですけども、今後の見合いとしてはどんなふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

基本的にはつなぎ込んだ家庭の部分は当然ふえると思っているんですけども、既存の既につなぎ込んでいる方たちの水量が減るということで、今後の見込みとしては、以前はつなぎ込んだらすぐ反映していたんですけども、どうも既存の方の水量が減りつつあるので、

つなぎ込みがふえても微増程度にしかふえないと考えています。

○ 樋口博己委員

そうすると、そんな背景の中で、午前中の議論の中でどこかのタイミングで値上げを想定していると委員長おっしゃられましたけど。

○ 川村幸康委員長

下水道は平成32年度まではしないというのは書いてあるねと。だけど、水道は書いてないから、逆に値段は上がるんでしょという話でしたね。

○ 久志本経営企画課長

済みません。平成32年度まで値上げをしないということではなくて、資料は平成32年度まで値上げをしない場合で資料をつくらせていただきました。それで、平成26年度、平成27年度が消費税が上がる予定ですから、そのときに上げるというのは市民にもご迷惑をかけるので、とりあえずその年度には上げないということですけども、下水道事業運営委員会には3年に1回チェックを行いなさい、そのデータをもって考えなさいという提言をいただいておりますので、平成28年度以降につきましては今のところそういう明言はできませんけども、3年に1回は見直して、いよいよ回らなくなったら値上げをお願いすることになるとは思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうしたら、原価回収率というのを出示していただいておりますが、平成26年度の新しい制度では52.14%になっておりますが、これは値下げを考えざるを得ない限界の数値というのは、どれぐらいの原価回収率をお考えなんでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

下水道事業運営委員会では、原価回収率よりも資本費回収率を48%以上にまずしなさいというのと、普及率に見合ったパーセントテージまで上げなさいというのが提言になっておりますので、今後、普及率に見合った値上げをしていかなあかん状態にはなっております。

○ 樋口博己委員

ちょっと説明が僕、理解できなかつたんですけども、原価回収率の48%というのは、それは一つの判断基準になって、目安ではないということなんですか。

○ 若林上下水道局政策推進監

料金の資本費回収率ということで、当初、平成20年度に値上げしたときには、48%を目指しましょうということで上げさせていただきました。今後につきましては、将来像としましては資本費回収率は100%に、水道と同じような状態に持っていきたいというふうに将来像を考えておりまして、それに向かっていくために、現状、普及率見合いの資本費回収率を目指していこうということですので、平成26年度予算では74%ということなんですけど、市民の皆さんにご迷惑をかけることとなりますので、それに一遍に追いついていくわけにはいきませんので、時期を見計らいながら、普及率が100%になるころには全部資本費を回収できるようにということを想定に入れながら運営をしていくということで考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

目標は100%と言われましたけど、それは実現可能なことなんですか。

○ 若林上下水道局政策推進監

それは実現可能というふうに考えておりまして、それに向けて料金を上げさせていただきたいということで考えております。

○ 樋口博己委員

料金を上げたら回収率は100%にはなると思うんですけども、上げるそのぎりぎりの判断基準はどこにあるんですかというのをお聞きしたいんですが。

○ 若林上下水道局政策推進監

申しわけありません。下水道の整備自身が、今の想定でいきますと平成53年度から、平成54年度に完了するという計画を持っておりまして、その時点で100%になるように順次

料金改定のほうを考えさせていただきたいと思っております。ですから、今の時点で何%だから上げるということではなくて、遠い将来に、平成53年度に向けて、緩やかなカーブで上げていけるように市民の皆さんにご理解いただけるように考えていきたいと。そういうことを考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

わかりました。これは平成53年度から平成54年度って言われましたけども、基本的にはどこの自治体も同じようなスタンスなんではないでしょうか。それとも四日市は100%を目指すから、それに見合うように、整備が完了する平成53年度、平成54年度を目指して整備しながら料金を上げるという考え方を持ってみえるのか、一般的に上下水道はそうあるべきなんだということなのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○ 若林上下水道局政策推進監

下水道事業運営委員会の中でもその辺を議論いただきまして、まず目指すべきは料金で全てのことが賄えると。水道のような状態を理想像として考えていこうということで、これは私ども四日市だけかもしれませんが、よその自治体がそこまでの計画を持っているかということは、私は今資料として持っておりませんので。私どもとしてはそういうのを理想像に持って事業を進めていこうということで、その当時考えたものでございます。

○ 杉浦 貴委員

今に関連してですけど、資本費回収率が100%になったときには、原価回収率というのは何%になっとんのですか。どっちのほうが大きいか、これ。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

先ほどお話ししております資本費回収率ということなんですけれども、8ページのこの黄色の部分の下にありますその他の部分が原価で賄えてない部分で、例えば繰入金等をいただいで運営させていただいているわけなんですけれども、資本費回収率というものは茶色の部分の企業債利息49.13円、それから減価償却費159.64円、これを料金でどれだけ賄えるかというお話になってまいります。ですので、これが100%になるということは、黄色の

部分が一番下までいきますので、必然的に原価回収率も100%になってくるということでございます。

以上です。

○ 川村幸康委員長

そうすると、この13ページの表あるやん。原価回収率と資本費回収率に書いてあるやろう。杉浦さん、13ページにありますやろう。

○ 杉浦 貴委員

うんうん。いや、そうなんかな。

○ 川村幸康委員長

これにつながってくるんと違うんですかね。

○ 杉浦 貴委員

これにつながってくるんだけども、企業を運営していくために資金を調達して行って、投入してやると。そうすると、当然、企業利息と減価償却、このところが大きくなるんだけども、それが100%になると、原価回収率というのは100%になるの。それは間違いのないの。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

はい、そうなります。というのは、現在、逆に繰入金をいただいているというところは、普及していない地域の方の分につきまして、先行投資的という趣旨も含めて、繰入金、税金のほうをいただいて下水道事業を運営しておりますので、対象となる戸数全てに行き渡ったときには、本来ならば全て料金でいただかなければいけないということで、資本費につきましても全て、つまり先ほどの8ページの表でいう、茶色になっている部分全てを下水道使用料で賄うべきであるという考え方に立ちますので、資本費回収率100%、原価回収率100%というのが究極、向かうべき姿であると考えております。

以上です。

○ 杉浦 貴委員

原則は受益者負担で、100%負担しますということは、平成19年度やったか、平成17年度やったか忘れたけど、あの辺で答申も出て、そのままずっときている中で、これでは52%やけれども、それに対してこれ平成53年度か平成54年度に100%にするということは、約30年でほぼ50%上げるという計画のもとに、約30年で倍増させると。そうすると、年度的にきちっとしていかないと、しばらくやめておきますわというような、僕から言うたらいいかげんな、計画も何もない、適当なところで上げますわみたいなことでやっていくのであれば、そんなばかな話はないし。

ということは、本当に受益者負担でいこうとするなら、もっときちっとした料金の値上げ計画みたいなもの、当然コストは下がってくるので、原価回収率というのはどんどん上がってくると思うけれども、そやけどそんな何%ずつ上がっていくということでは全然ないので、先ほど平成32年度までは上げませんみたいな話やったけれども、そのこのところをきちっと出してこないと、今の話とは整合性が合ってこないのではないかと。ずっと前から僕は言っている。その間は繰入金として一般会計から料金としてもらうわけなんで、それがいつまでたっても数十億円というものをもらってきて、そして収益として均衡させて、それで黒字になりましたとかいう話になっているわけなんで、そしたらもっときちっとして、実態として大赤字の会社なんですということはことさら言う必要はないかもわからんけれども、料金が足りてないんですって。要は受益者負担としてのあれがまだ足りてないんですということも説明しながら、計画も立ててやっていくということ、言いつらいやろうけど、言うという考え方が必要じゃないんでしょうか。

○ 塚田上下水道事業管理者

まるきり計画がないじゃないかというんじゃないしに、先ほどもありましたけども、3年ごとに料金改定の検討をします。今の整理でいくと、3年ごとに検討していくと、大体6年ごとに10%の値上げをしていくと、平成53年度ぐらいにはちょうど倍になります、料金が。それだと一般会計からの繰り入れはゼロというか、ほとんどなしで企業会計としてやっていけるという筋は置いております。

○ 川村幸康委員長

ごめん。何%だっけ。5年で。

○ 塚田上下水道事業管理者

6年で10%。平成20年度には一気に30%上げさせていただいたわけです。

○ 杉浦 貴委員

あれは大騒ぎしましたな。そうすると、6年ごとに10%ずつ上げていきますということは、どこかに計画として、収支なんかの形でどこかへ出とるんですか。平成32年度までは計画があるというようなことではないかと思うけど。

○ 久志本経営企画課長

経営計画の段階では将来収支を見込んで出しておりまして、その10%上げた形では出していません。最悪でも回るかどうかというのをまず見ていかなあきませんので、将来の収益という形でして、6年に1回10%上がるという形では出しておりません。もし上げない場合はどうなるかが大事なものですから、経営企画の段階では将来収支だけを入れて今見込んでおります。

○ 杉浦 貴委員

雨水でも汚水でもそうなんやけども、一般会計からの繰り入れがあって、雨水と汚水は全然違うものやという捉え方で、雨水はもういいんやということで、一般会計から料金としてもらおう。汚水のほうは一応申しわけないけどということで、いただいているということなんだろうと思いますけど、今のようなお話で最低ラインというか、最悪ラインというか、一番下のラインをずっと意識するために今の52%をスタートにしたライン。それで、6年ごとに10%というベストなラインで書いたときの計画というものもできたら出してください、比較できるように、市民の方も見られるように、ひょっとしたら上がるかわかんわけですから、10%ずつぐらい上がっていくわけなんで、その辺も徐々にでもええですから、アナウンスしてもらおうということでぜひともお願いしたいなと思います。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。他にございませんか。

○ 三平一良委員

追加資料の9ページをちょっとお伺いします。東員南部幹線。四日市市に負担がないということなんですけれども、平成24年度、平成25年度、平成26年度の事業費がわかれば教えてほしいというのと、それから管渠工事の完成を受けて供用開始になるということですが、いつ完成するのか教えてください。

○ 若林上下水道局政策推進監

事業費のほうはまだ伺ってないんですが、完成時期につきましては、一応平成26年度で第2工区を発注するという事になっておりますが、平成26年度内には完成は見込めないのかなというふうにはお伺いしています。したがって、平成27年度へちょっとずれ込むということでお話を伺っております。

以上です。

○ 三平一良委員

その事業費だけ調べておいてもらえませんか。

○ 久志本経営企画課長

平成25年度、平成26年度事業ということで資料をいただいておりますので、第1工区、第2工区が平成25年度、平成26年度になっておりますので、国費ベースで今のついでに、国費が1億7775万円になっておりますので、この倍の額、3億5500万円ほどが事業費になると思います。

○ 三平一良委員

両方で、第1工区、第2工区で。

○ 久志本経営企画課長

はい。第1工区、第2工区の合計額。

○ 三平一良委員

3億5500万円ほどね。今ちょっと完成はずれ込むということですが、接続すると使用料

というのは四日市がもらえるわけやわね。そういうことやね。

○ 久志本経営企画課長

四日市のほうへいただけることになります。

○ 三平一良委員

はい、わかりました。

○ 川村幸康委員長

他にございませんか。

○ 川村高司委員

済みません。ちょっと午前中、先走ったところなんですけど、きょう提出いただいた追加資料の6ページで、長期展望についてということなんですけど、これ全部で5事業書かれていますけど、下から三つ、枠から矢印が飛び出ているのはミスプリントでしょうか。

○ 久志本経営企画課長

事業がまだ続くということで、そこで仕切ってしまうと誤解を与えるということで、あえて出させていただきました。

○ 川村高司委員

エンドはいつだという、よく行政で検討しますとかというのはやらないというのと一緒だとか、先送りとかという言葉はよく耳にするんですけども、こういうふうに書かれると、これ未来永劫ずっとやっていかなあかん事業というのはわかるんですけども、めどが立ちにくいいろんな理由はあるにせよ、いつまでにどこまでの目途としてというような、そういう結果をはっきりさせてしまうと、またその是非なりを問われることになってしまうのかもしれませんが、正々堂々といつまでに何やる。

この設計、都市計画決定、事業計画協議、おのおの1年ごとにしか動けないものなのかどうか。下水道事業における人件費は前年対比マイナス予算ですよ。よく技術者がみえないとか、今回新人というか、等級でいうと一等級の人たちはある程度おるものの、本当

にこれ事業を推進していくに当たって人手も足りないし、今回出している予算常任委員会資料の1ページの下水道事業には、市民の生命、財産を守る雨に強いまちづくりを進めるため、市街化区域の雨水対策事業を推進すると。

こういう前向きな、活字は前向きなんですけど、財政経営課が出している当初予算の概要の19ページには雨水対策事業26億8300万円、当初予算のポイントの19ページには、一番下の公共下水道雨水対策事業で平成25年度は43億円から平成26年度は26億円、マイナス17億円。どの事業がどれでって、大きい雨水対策事業費というのはピックアップして、桶のほうの雨水対策とか、いろいろ書いてはいただいているんですけども、活字だけでは見えてこない部分があって、これは財政経営課のほうのミスなのか、4000万円ほど数字が違うのも、これはご愛嬌という言葉なのかどうかかわからないんですけど、17億円削減して、人件費も削って、事業計画はいつ終わるかははっきり言えませんというのになってくると、本当に市民の財産とか雨に強いまちづくりって、市長が言っていることと、上下水道局は管轄外で、その辺のことも含めて、どこまで雨に強いまちづくりを進めるためにやられるのがちょっと読み取りにくいんですけど、私には。

○ 塚田上下水道事業管理者

まず、この中心市街地浸水対策でございますが、表から矢印がはみ出しております。ということは、実はエンドが今のところわからないということなんです。どうしてわからないかということは、平成26年度に設計をいたします。設計をすることによって、全体事業費というのがつかめるわけです。ただ、今の時点では全体事業費がつかめてないので、毎年の事業費の配分を幾らにしていけばいいんだというところがかめられないということで、こういう表の形になっているところでございます。

それと、その下の局所浸水地区対策というのは、これは浸水地区というのが時々場所が変わっていきます。1カ所直すと、また違うところが出てくる。ですから、被害の大きいところから直していくので、これはずっと続いていくのかなというふうに思っております。

それから、もう一つ下の幹線整備、これは整備されていない幹線水路は、例えば落合川とか、そういうのがございます。ですから、そういった幹線整備もまず優先順位をつけてやっていく必要があるということで、これも全体のやつがまだつかめてない。そういう状況ですので、この表から矢印がそれぞれはみ出ているということです。

それともう1点、都市計画決定、事業計画協議、これ1年ずつかかっているけど、もっ

と早くできないかというのは担当から。

○ 中村経営企画課課長補佐

順番に説明させていただきます。平成26年度の設計、このあたりの事業規模の設計になりますと、正直なところ、1年まるっとかかると考えております。10カ月ぐらいが実働だと考えています。都市計画決定は、基本的に年4回、都市計画審議会が開催されます。準備期間を含めて5カ月ぐらいが想定だと考えています。当然、設計等が順調に進めば、前倒し等は可能ではございますが、それを1年とここでは表記させていただいているところで

す。次に事業計画協議、これは旧認可と呼ばれているもので、これがないと補助事業として採択されないという実態がございます。実働としては、6カ月プラス2カ月、8カ月ぐらいが実働だというふうに考えております。そういう事情から1年間と。それぞれ加味しますと、3カ月、4カ月はマイナス要素になって、それぐらいの前倒しは今後可能かもしれませんが、県、国との協議、それから都市計画審議会の協議等がありますので、ここではこういう形でご理解いただきたいと思います。

○ 川村高司委員

ありがとうございます。私も市の負担金の算出根拠云々というのがちょっとわからないんですけど、前年に比べて今まで雨水対策に対しては47億円だったのが45億円、2億円余り負担金も減らして、去年、おととしと2年続けて浸水被害が中心市街地、要は市の玄関口のところで発生しているのをどういうふうに考えてみえるのかなって思うわけで、その負担金、要は費用的な問題なのか、人的な問題なのか、やる気の問題なのか、もっと迅速で、設計に入ってみないと事業計画はわかりませんという発想が180度逆で、どの範囲をターゲットに今回対策するんだというのがあって、事業計画って逆算やと思うんですね、民間企業でも。

車で言うて何ですけど、発売時期はいつになるかわからんと、10年後か20年後かわからんと。そんなことやっているうちにつぶれてしまいますよね、普通企業は。市民目線の福祉の観点からとか、いろいろ書かれていますけれども、いつまでにというのをコミットすることが責任を果たすということにつながってくるという考えは上下水道局にはないということですか。だから、いつまでにこのエリアに対してはちゃんと対策するんだと。それ

を逆算すると人、物、金がこれだけ要るんだというのが、長年の技術的なキャリアから逆算して推察できないんですか。

○ 塚田上下水道事業管理者

まず、人件費ですが、下水道の技術系の職員数はふえております。ふえているのに人件費が少なくなっているのは何でかということ、若い方を入れていただいとるということで、給料が若い方は年寄りに比べて安いので、そういう面で下がってきております。

それと、まず何年に完成というところを置いて、それからフィードバックしてやっていけばええんじゃないかというご意見ですが、実はこの中心市街地浸水対策、まず今考えていますのは、委員がおっしゃるように、鵜の森周辺の浸水をまずなくしていこうと。あそこの浸水が四日市の中でも非常に被害が大きいということで、まずあそこを解消していこう。解消するためには、今のあそこの整備は雨が50mmなんです。最近では50mm以上というのはかなり降る率が多いですから、全ての管を50mm対応にしてかえていくということは、膨大な費用と膨大な日数がかかる。

だから、それはちょっとできないということで、今考えているのは、要は調整池みたいな感じで貯留池をつくっていこうと考えております。その貯留池もいろいろございまして、例えば鵜の森公園に大きな地下のプールをつくるというのもありますし、この中央通りみたいに道路下に大口径の管を入れて貯留池にするという考え方があります。そのどちらをとる、そしてどこへ設置するかで、事業費というのは非常に大きく変わってまいります。その決定をするのが平成26年度ということで私らは置いておるわけです。

ですから、最終いつまでにやるんだというのを決めて、それからバックしていくとなると、これは財源との相談がございまして、絵に描いた餅になっては何にもならないということがあります。

ですから、最終何年に完成するんだということは、この平成26年度の設計ができ、どれを採択するか意思決定した時点であらわすことができると思いますので、もうしばらくお待ちになっていただきたいと思います。

○ 川村高司委員

ありがとうございます。たまたま自分が目で見て被害状況がわかっているんで、事例としてこの中心市街地を挙げたままで、ほかにもいろいろやっていただかないとだめな事業

の優先順位はあると思うんです。おのおのの事業についても同等の考え方で、中心市街地だけ先やれとかというつもりも毛頭なくて、たまたまわかりやすいんで、事例として挙げたままでなんですけれども、片や四日市市、ご存じのように財政調整基金が100億円を超えとか、要は使う目的のないお金が100億円も余っていますよという現状の中で、続けて被害が発生しているという事実をどう受けとめて、その問題を解消するのに、やり方によって、施策によって費用が変わるというお話しされましたけれども、そういうのも技術的ノウハウで、大体こういう被害であればこういう対策を打って、それにかかる費用、期間というのはノウハウとして持ってみえないものなんですか。

50mm対応なのか、75.1mm対応なのか、桶は75.1mm対応でやっていきますという話の中で、中心市街地でも75mmを超える雨量が実際は計測されていたりするわけですからけれども、それが単発だけでなしに2年連続というのはよくあるという頻度に捉えていただくと、もうちょっと前向きな対応をとっていただいてもいい事業もあるんじゃないか。それ以外にもいろいろあるんでしょうけど。なので、優先順位のつけ方であるとか、事業計画の進め方というので、ゼロベースで見直していただくという話が市長部局のほうからはあるんですけれども、そういう観点でゼロベースでさらにやっていくというのをお願いして終わっておきます。

○ 塚田上下水道事業管理者

私としては、かなり超特急でこれ飛ばしておるつもりなんです。もう一つは、この下水事業は社会資本整備総合交付金でやります。ですから、例えば私どもが考えている工程でやったとしても、それだけの交付金が国からついてくるかどうかという保証はございません。だから、我々は今、その交付金の額は、大体例年並みだろうというふうに置いておるわけです。その交付金の使い道は、川村委員おっしゃったように、中心市街地だけじゃなしに、ほかに投資するところも出てきますので、そういった絡みもきちっと見ながら計画を立てる必要があるというふうに踏んでいます。

ですから、例えば平成32年度完成だと置いたとしても、果たしてそうできるかどうか。単にぬか喜びさせるだけではだめなのかなというふうに思っておりますので、申しわけございませんが、来年1年お待ちになっていただきたいと思います。

○ 川村高司委員

私が待つとかいうよりは、市民の皆さんに対して、毎年毎年同じような災害が発生しているのに対して、市はどう対応しているのということに対してどう答えるかという部分だけなんです。だから、待ってくださいというんじゃなしに、いつまでにこういう雨量に対してはこういう対応をしますというように、ただ、自然災害ですし、ゲリラ豪雨というのは予測もできないことなんで、完全な対策案というのはなかなか難しいというのはわかるんですけども、私が待つんじゃないです。

○ 塚田上下水道事業管理者

私が待つってほしいと言ったのは、川村委員に対して待つってほしいというんじゃなしに、市民への説明できる時期をもう1年待つっていただきたい。そういう意味で発言させていただきました。えらい言葉足らずで申しわけございません。

それともう1点。これは完成するまで何もしないかということじゃなしに、例えば中心市街地の中でも水がようけたまるような箇所は、何らかの局部的な改良をして、少しでも被害を少なくしていこうということ考えておりますので、それまでに何もしないというふうに思ってもらおうと少し困るのかなと思っておりますので、ご理解お願いしたい。

○ 川村幸康委員長

よろしいか。

○ 野呂泰治委員

意見というか、今、川村委員もいろいろ中心市街地のことで雨水対策、前からも言っていますけども、今の議論というよりか、私は前から思っとなんですけど、これは都市整備、道路問題もそうです、信号でもそうなんです。信号をつけてほしいと、いろいろ住民の要望がある。ちょっと話は変わりますが、事故が起こるとつくんですわな。

例えばこの雨水対策もそうなんです。この市役所の前の地下道の大きなあれできましたわな。橋北地区に大雨が降って、大変なことになったからつけたと。事が起こってから全部こうやって予算化したり、何かの対応になっているというのは、私としてはそれを防ぐためにもうちょっと前向きに、こういうことに予測できる。想定外って、そんなの想定外じゃないんですよ。何が起こるかわからんというのを前提のもとに、安全・安心を守っていくということはそれなんですよ。

だから、それがもっと日ごろから、大雨が降ったら、雨量がこういうふうになったら河川にしろあれにしろ、どういうところが水がついて、どうなっているかということの日ごろから、よく言うパトロールですわ。そういった日常の積み重ねがあったら、そんなもの対策は10のことが半分で済むんですよ。やってないから、10のことが20も30もなっていくんですよ。だから、余計に金が要るわけです。だから、転ばぬ先のつえですわ。だから、そういったことを細かくやっていくような目線ということは、ぜひ今後の予算の配分のときをお願いしたい。一言コメントください。

○ 川村幸康委員長

的確に答えてください。

○ 塚田上下水道事業管理者

確かにおっしゃるとおり、先手先手打っていくのが一番のベターやと思います。ただ、四日市はこの地形上、雨水対策というのが非常に大事な地形になっております。ですから、四日市は汚水事業よりも雨水対策を先やってきたという歴史がございます。したがって、四日市のポンプ場はかなりのポンプ場があります。これは先にやってきたわけです。

ところが、今になって、今になってっておかしいんですが、だんだん雨量が多くなってきた。だから、昔の設計では追いつかなくなってきた。その時点で後手後手になっていったというふうにお見えになるかなと思います。だけど、例えば楠を見れば、楠はまだそんなに浸水被害がなくてもポンプ場もつくり、幹線水路もつくっている。これは先行的な投資でございますので、一つ理解していただきたいのは先行的な見地で投資しているところもあるし、実際、被害が起こったところはまず直さないかんでしょうと。この両方でやっておりますので、ご理解していただきたいと思います。

○ 川村幸康委員長

野呂委員、よろしいですか。

○ 野呂泰治委員

はい。

○ 川村幸康委員長

他に。

○ 山口智也副委員長

それでは、川村高司委員にちょっと関連をさせていただきます。川村委員は今、中心市街地のお話をされまして、楠のことをちょっと確認させていただきたいと思っておりますけども、資料もそろえていただきましてありがとうございます。

楠は75.1mm対応ということで、マップで軽減される区域というのも追加の資料の5ページに示していただきましたが、吉崎ポンプ場は平成31年度、新南五味塚ポンプ場は平成28年度供用開始ということです。この供用開始後の話なんですけど、まだ大分先の話になりますけれども、この75.1mmの対応ということですが、灰色で塗ってもらってあるマップの事業計画区域は、供用開始後は75.1mmの想定内であれば、例えば今楠でもちょっと雨が降ると道路も冠水します。そういった冠水レベルも、このマップで塗ってもらった部分はどんなふうになるのかというのを、市民にわかりやすく説明していただければなと思います。

○ 中村経営企画課課長補佐

済みません。先におわびという形になるんですが、例えば100mmの雨が降ったという形がよく報道等であります。ここの整備基準は75mmほどなんですけど、75mm降ったから絶対浸水しないのかというものではございません。あくまで整備基準でございます。

この部分がおわびなんですけど、どれくらいよくなったのかというのは、雨の降り方、降る場所によってまちまちでございます。ですから、正直言って、一概にどうだということはお示ししにくいのが実情なんです。ですが、今回、吉崎ポンプ場が例えばできますと、吉崎はもともと江川へ全て水が入っていくという流域でございます。今ちょうど吉崎ポンプ場に入る流域につきましては、こちらのほうで水を横取りすることで浸水をいち早く解消することができますので、即効性の高い事業であるというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 塚田上下水道事業管理者

75mmの雨が降れば浸水が起こらないという設計でやっておるわけでございます。この赤の線が幹線ですね。その幹線に向かって黒い細い線があると思います。これは既設の水路

なんです。ですから、この既設の水路で例えばネック箇所もあると思うんです。幹線へたどり着くまでのネック箇所。そのネック箇所であれば、そこはあふれると思います。あふれた水が道路上を走ってきて、この幹線の中へ入る。ですから、仮にあふれたとしても、水の引くのが非常に速くなると思います。ですから、この幹線ができ、ポンプ場ができ、あとは局部的に水路のネック箇所の解消をしていく。それができて初めて100%、75mmの雨にも対応できるということだと思います。ですから、課長補佐はそこら辺のことをちょっと言うたということなんです。

○ 山口智也副委員長

理解しました。そんなにきっちり完全に100%防げるかというのは無理な話でしょうし、軽減されるというのはよくわかりました。

もう一つ聞きたいのが楠地区ですけれども、色塗りしてもらった以外のところも同じように被害の出るところも当然あるのはご認識いただいていると思うんですが、この吉崎、南五味塚以外にも今後の楠の対策はほかにはあるんでしょうか。何か予定されているものというものはあるんですか。

○ 塚田上下水道事業管理者

現在は現計画をまず一日でも早く終わらすと。次に考えられるのは、南五味塚はほとんどこれでカバーできるんです。破線よりも上ですね。吉崎から北側。この塗ってないところは全て江川の流域になります。となると、江川の改修をして、江川の水をこの吉崎ポンプ場までまた誘導してくるということが必要になってまいります。ただ、この吉崎の灰色で塗った部分、ここの水も今は江川のほうへ行っています。その水が江川へ行かなくなりますので、ですからそういう面では浸水被害は今より減ってまいります。

もう1点、その次の計画はということですが、まず楠はここでやりました。じゃ、次、被害が大きいところはどこだと。そういう優先順位をつけて実行していきたいと考えております。

○ 山口智也副委員長

それは楠地区以外の必要なところという意味ですね。そういうことですね。はい、わかりました。

よく理解しましたけども、今後まだ大分先の話ではあるんですが、楠地区の住民の方にこういうことになりますよということは、当然周知はしていただいているとは思いますが、何せ大変被害の大きいところですので、こういうふうに工事をすれば、こういうふうに変っていきますよということを、さらに周知をしていただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 樋口博己委員

追加でいただいた資料の4ページなんですけれども、上の文章の中で、「この事業計画期間内には第1次緊急輸送路下の管路の耐震補強やマンホールの浮上防止等」と書いてあるんですけども、このマンホールは飛び出すというやつですよね。これは緊急輸送道路に関する全てのマンホールが完了するという意味合いでよろしいんですか。

○ 中村経営企画課課長補佐

次期5カ年で、第1次緊急輸送路のマンホールの浮上防止を完了させようというのを目標にしております。

○ 樋口博己委員

わかりました。これは何か引っかかるようなタイプのやつですか。構造を簡単に教えていただけますか。

○ 中村経営企画課課長補佐

構造はいろいろございます。まず、持ち上がらないように、例えば舗装面、土に引っかかるようなタイプのものもあったり、あと液状化というのは内水圧が上がるとよく報道等がございます。そちらの水を抜いてあげる。そういう構造が対応策として考えられるかなと思います。

○ 樋口博己委員

そうすると、それはケース・バイ・ケースで、今言われた代表的なものが二つなんですけど、この二つのどちらかで、緊急輸送道路に関しては全てのマンホールのふたが完了する

ということでもいいんですね。

○ 中村経営企画課課長補佐

済みません。その他新工法等ございまして、そちらの対応等もあるかと思しますので、今では有力な2工法であるかなと思っております。

○ 川村高司委員

さっきの質問で明確に、私の聞き方が悪かったんであれなんですけど、雨に強いまちづくりを、雨水対策事業を推進するに当たって前年対比40%減の17億円減っていますけど、事業を進める上で問題ないのか。要は4割前年よりも減って、雨水対策事業をやるということが、雨水対策が今なかなかほかにも行き届いてないのに大丈夫なのかという部分と、どうして40%削減の予算で、これでオーケーにしたのかよくわかりませんが、これは雨水対策事業を進める上で前年対比4割削減しても、逆に言うと、4割削減した理由というか、その辺、聞かせていただいてもいいですか。

○ 川村幸康委員長

それ、何かに載ったな。

○ 川村高司委員

当初予算のポイントの19ページ。

○ 川村幸康委員長

当初予算のポイントには載ったな。

○ 久志本経営企画課長

当初予算のポイントの19ページの(3)で見ていただきたいんですが、大きく減った主な理由です。まず、公共下水道汚水対策事業ですけども、橋北と納屋の滞水池が完了しましたので1億4000万円、それから阿瀬知常磐貯留管の事業費の減で5億円減っています。それから、雨水では、楠の東町吉崎南雨水幹線布設工事が15億8000万円減となっています。これらが主な減額の要因となっております。それ以外の事業については同額ぐらいついて

おります。面整備とかはついておりますので、これらの大きな事業が減ったことによる金額の減が大きな要因となっております。

○ 川村幸康委員長

で、考え方やろう。だから、どう見るかやで、森で見るか、木1本ずつで見るかで、木1本ずつは終わっていったけど、全体の山としたら減ったんやないかということと、だから先ほどから意見が出ているように、短いスパンで見んのと長いスパンで見るのとでは物事の判断は違うけども、現実には効果を上げてもらわんと困るようなところがあって、塚田さんの説明ではまだ1年ぐらい待ってもらいたって、見方によってはきょうにも起こるかわからない、あすにも起こるかわからないという地域がある中でいくと、どういう物の考え方と判断があるんかということやと思うんやわ。計画的にはしとると思うんだけど、実際に実害があるということを見ると、3年間なり1年間なり時間がかかった分だけを損失と見ると、財政調整基金もある中でどうやというんがベースにはあると思う、物の考え方と。その辺を答えてもらえると。

○ 塚田上下水道事業管理者

今の考え方は、まずは楠地区の雨水整備を全て完成させようというふうに考えております。ところが、今はポンプ場のほうの事業をやっていますので、物理的にお金を突っ込めば突っ込むほど早くできるというものではないということで、こういった減額の金になってきております。

じゃ、しからばその減額になった金をどこかほかで雨水対策事業として使えよということでございますが、少し出おくれたんですが、この中心市街地がもう少し早くやっておれば、中心市街地のほうへも使えたかなというふうには思うんですが、今、四日市市内の雨水対策として楠以外でどこへ、あくまでも交付金事業でやっていきたいという考えがありますので、その交付金の認可がとれる事業場所がどこだというのが今の時点ではないんです。したがって、とりあえず減額をしておいて、この中心市街地の設計を早め、少しでも前倒しできればなと思っております。

○ 川村幸康委員長

例えば国からの補助金やと、140億円ぐらいの全体額のうち、35億円か40億円ぐらいあ

と思うんやけど、それには長期の目線の事業計画が当てはまらんと採択にならんというのはよくわかるのと同時に、さっき管理者が言われたような局所的な解消で水をすつとはくとか、調整池とかいうのにその分を回してでもええで、市民にはある程度そこに短期的なスパンでの効果も上がるようなこともしながら、長期的な計画の中で例えば1年間は待ってもらうけど、国からの補助金のメニュー採択にあるような35億円の枠組みにも入れていきます。そのためには川村高司委員が言われるようなエリアを絞ってこうやってやって、これだけやっていったらまずええんと違うんかというところを全体計画で挙げたらどうやという、多分物の見方の言い方をしと思うんです。

その辺が少し見解の相違があると思うんやけど、その辺がなかなかないと、いつ起こるかわからん水害、またこの中心市街地で水ついたという話を、例えば今、今年度の当初予算の狙いの中でも入っとるんか、入っとらんのかといたら、入っとらんもんでな。例えばこれやと設計かなんかで順々に積み上げていくけども、待ってくれという話ししかできやんわけや。中心市街地の人らの目線から見ると、またこの1年水害があったって何ら対応がないんやねという、当初予算が組まれたんかという話と、いやいや、そうじゃないよと。国庫の補助金を使って税金を有効活用するようなメニューの戦略は立てつつ、なおかつ、ついた場合にはここら辺だけは今年度の予算でも水がすつとはけるような事業予算もついていますよという説明つくんやろうけど、今のところどっちもないもんで、意見が出ると思うんよね。そこらをどう。

あれもこれもと思わんのよ、俺は。ないところまでする必要ないんやけど、被害があるところは最低限今年度の予算の中にもつけるという物の見方と考え方というんはあってもいいのかなと。だから、楠町の整備するというのは、それはすんと言わんと、していってもらうことは構わへんのやけど、それよりも確実にここ二、三年間の実績で水害があるという現状があるわけやで、そこを短いスパンでもええでばっと、何か手当てがないのかという考え方が、被害におうとる人の感覚からいうとあるんと違うんかなという思いがあつて。

○ 塚田上下水道事業管理者

委員長にまるつきり代弁していただいたとおりでと思います。

確かに交付金では採択できないというところがあります。その交付金見合いの事業を単独費でやっていこうと。見合いじゃなしに2分の1でもいいですね。2分の1補助ですか

ら。2分の1で、そういった局部的なところというのはやっついこうと思っております。しかし、物理的にそういったところは1カ所当たりの工事費が安くなってきますので、非常に数が多くなってきます。そうすると、今のうちのマンパワーでいってもできる範囲というのはおのずと限られてきまして、減った分だけの事業を単独費で突っ込むというのは非常に難しいところがあります。

そういう中で、委員長もおっしゃったように、大体どこが浸水するんだというのは把握しておりますので、その浸水被害が少しでも少なくなるように暫定的なやり方はやっております。ただし、小さい仕事ですので、こういった資料にはどこどこというような明記はしてございませんけども、当然単独費というのは確保しております。

○ 川村幸康委員長

そうすると、あぶり出すと、そういうことはありますよということなんや。ただ、それが資料にあらわれてないということやわね。だから、極端な極論を言うと、そういうつきそうなどこ、本当の弱点のところには水中ポンプか何かを常備するとか、目で見えてわかるようなことでいうと、そういうことも踏まえてのことがこの年度の予算の中にあるかないかというのは結構重要なテーマやと思うんよな、俺は。

○ 川村高司委員

これは財政経営課がまとめるから、こういう資料になるんですかね。というのも、19ページの下水道事業費というのは前年対比はプラス予算なんです。全体では8億円弱の予算、全体のボリュームはふえとるんです。でも、ここに出てきている公共下水道汚水対策事業は7億円削減して、雨水対策事業は17億円削減して、借金の返済で18億円は返しますよというのが一番下に申しわけ程度に、財政経営課だから、これ書いてんのかどうかわからないですけど、全体ではふえてんのに、それほどこへ溶け込んでいったんというのが目に見えてこないんで聞いたまでです。

○ 中尾管理部長

管理部長の中尾でございます。財政経営課で配った平成26年度の当初予算のポイントの19ページの下水道事業が271億6000万円、前年が264億円で、7億6000万円ふえとると。これの主な原因は企業会計制度の改正でみなし償却制度が廃止されまして、これが約30億円

ふえておりまして、見かけ上の利益枠が広がったような形になっていますので、ですからこれを除きますと、マイナスになっているという状況でございます。

○ 川村幸康委員長

中尾管理部長、数字のどうのこうのというのはよくわかるんやけど、全体の事業費とこの下水道の事業を見たときに、特に公共下水の雨水対策事業費というのは明らかに半分になってしもとる中で誤解も招くし、それから予算としたら、その分だけほかへ回せなかったのというのは、下水道の職員さんやったらわかると思うんやけど、普通に我々が見ても。そうすると、そんなに慌ててする必要のない工事で、今回は50%にしとけという話にもなりかねやんところがあって、当初予算やもんで、来年1年間の予算を組んどる中で、二、三年連続水害の被害におうとるところがあるというのを、議会のチェックを通っていくときにどうすんのやというんはいったような気がするんで、そういう声が上がったということなん。だから、それは載ってないだけで、やっていくということを信用するということで、今おさまりがつきそうなんやで。

○ 中尾管理部長

それは先ほども事業管理者からお答えさせていただいたように、局部的な改良の中でやらせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。他に。

そしたら、もうないで採決とりますけど、この矢印の三つは気持ちはわかるけど、ちょっとおかしいわ。枠をはみ出ている矢印というんは、気持ちわかりますに、頑張っつとやっていきますよというのは。そやけど、やっぱり枠内に矢印におさめて計画はつくるべきやし、資料もそうあるべきかなと思うんで、気持ちは伝わるけど、絵で見ると、逆にばかにされとんのかと。やる、やると言うてるけど、いつ終わるかわからんよというのはよくないのかなと思ったんが一つ。

もう一個、消費税がこの4月と次のときなるんは、企業会計としては上水道、下水道あわせてどんなふうと思うとんのかなというんが、一つもこの当初予算の審査の中で説明がないんやけど、お客様センターやいろんなところにもそういう消費税の関係はあると思

うんやけど、どういうふうに思うとるんかなと。

○ 久志本経営企画課長

お客様には当然、水道料金にしろ、下水道使用料にしろ、税率が上がることによっていただく金額はふえますので、ご迷惑をかけます。それは間違いございません。しかしながら、企業会計の場合、消費税というのは通過勘定にすぎないということで、預かった額と払った額の差し引きで、片や多ければ払いますし、片や少なければ返ってくるという制度になっています。

ということで、損益計算書上は利益に全然関係ございませんので、それぞれ1億円とか2億円とか影響は受けるんですけども、会計の決算としては損益計算書に一切消費税は関係ございません。先ほど申しましたように、市民のお客様に物すごいご迷惑かけると思っていますけど、経営状態には影響はございません。

○ 川村幸康委員長

そういう中で、多分全て税抜きで予算の資料はつくってもろうていますんやろう。税抜き額でしょ。供給単価や給水原価を含めて、それらの計算は。

○ 久志本経営企画課長

はい。物によって税込みもありますので、注記をいちいちさせていただいております。特に損益計算については税まで利益になったらおかしいですので、税抜きで書かせていただいております。

○ 川村幸康委員長

そんな中でいくと、一つは下水と上水は連動しとるもんで、上水を抑えれば下水の使用も減るわけやわな。恐らくアップ分だけは何らかの節水をしたり、もう一段の努力を市民の方々もすると思う中で、企業会計としてどう見るかやろう。

あともう一個は未収金というか、前、下水道の無断接続もあつたけども、未回収金というか、回収できてないのが去年で3000万円か4000万円か、それぐらいあつたと思うんやけど、今年度は700万円ばかりに抑えてあんのやけど、実際には去年は3000万円か4000万円ばかりあつたと思うんやけど、そこらは当初予算ではどう見込んだんかなと思って。一層

の取り漏れがないように考えたんか、その辺の。企業やでやっぱり集金ということも重要な要素なので、上下水道と両方とで取り持つてのことやろうけど。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

先ほどお話しさせていただきました不納欠損、お支払いいただけなかったものに対する処理のお話なんですけど、平成25年度の予算までは、おっしゃっていただきました過年度損益修正損というところで経理をしておりましたが、平成26年度から制度が変わった関係で、予算の中に貸倒引当金という新しい科目をつくってございます。予算科目上、中に入っているというふうな見えないんですけども、こちらのほうに約3470万円。

○ 川村幸康委員長

どこに書いてある。予算常任委員会資料でいうと、企業会計のこれでいうと何ページにある。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

予算常任委員会資料の中の総係費というところに出ています。

○ 川村幸康委員長

予算書でいうと何ページ。よう見つけやんだよ、これ。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

下水道事業会計のほうでいきますと100ページの真ん中あたりに普及促進費と書いてあるところの直前、30ポチのところですね、節30、貸倒引当金繰入額の下水道使用料等回収不納見込額というところで4834万2000円を計上させていただいています。これが昨年までですと、過年度損益修正損という項目、今年でいきますと、102ページの特別損失というところで708万円上げさせていただいておるんですけども、これは今まではここに不納欠損の額も入っておったんですけど、今回、708万円は、例えば年度途中で古い年度の分、過誤納等が判明した場合にお返しさせていただくお金の原資として置いてあったりするのでございますので、それ以外のところ、予算の科目が変わったということでちょっと変わってございます。

○ 川村幸康委員長

そうすると、会計上いろいろと制度が変わって、あれという説明もあったんやけど、大きく我々に説明しておかなあかんもんで、入りの分やなんかの事務的な処理の分け方もあったけど、あと不納欠損というか、そういう部分は今私が聞いたところぐらいだけかな、会計上見えるところが変わったんは。いつも特別損失のところを私はよく見て、どれぐらい集金漏れがあったんかなと見とったんやけど。

そうすると、この考え方なんやけど、初めからこれだけのもんを引当金に充てといてええのかという考え方もあんのやけど、そこの考え方はどうなるんやろう、今度は。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

今回上げております4834万2000円の中は、従来、過年度損益修正損で上げておりました平成26年度末に不納欠損になる見込みの額と、そのほかに平成26年度に料金をお願いさせていただいたものが、5年後なりにお支払いいただけなくなるかもしれない額を割合で見込みまして、その額を将来に向けて引き当てさせていただく額というので二つ入っております。先ほどちょっと申しておりました、平成26年度に不納欠損をさせていただく予定の額は約3400万円、残りの額につきましては今年賦課をさせていただいて、5年以降あと、とれなくなってしまうときのやむない費用として、引当金にさせていただく額として計上させていただいている次第でございます。

以上です。

○ 川村幸康委員長

そうすると、集金には行ってもろうとるし、努力もしてもろうとるんやろうけど、このとれやん部分、ここをもう一段どう引き当てやんでもええような努力するかということもあるわけやろう。会計処理の中でできれば貸し倒れないほうがええわけやでき、どうやってするかとか、何らかのこれはもう一段のあれがないと。この額が多くなってくると、払わん人ふえてくるような気すんのやわ。上水道代だけ払って下水道代はとか、そんなことはないやろうけど、下手をするとこれだけ払うとらんで、私も払わんという話にもなりかねやんで、やっぱり何かとる努力をせんとあかんのと違うかな。そうでないと公平感というのがないで。もし現場で働いとって、それはもらえたらもらいたいけど、なかなか難しい

というものがあのか、そこらの声を聞かせて。

○ 河原お客様センター所長

これも今委員長おっしゃるとおりで、昨年の8月定例月議会の決算常任常任委員会全体会でもいろいろご議論いただいたところなんです、私ども当然今までもふえていくのをそのまま指をくわえて見ているわけじゃございませんで、相当いろんな方策、それと毎年度目標を立てて、それに対して具体的にどういう取り組みを今年特に重点的に取り組んでいくのかということをして毎年いろいろ議論をして、一番わかりやすくいえば、一つには初期滞納を早くに対応して抑制する。

それともう一つはかなり長期化した案件、大口事案、例えばわかりやすくいいますと、上下水道料金で100万円以上の事案というのが21件ございます。これについてはそのケースに応じた具体的な取り組みを図っていくということで、この前の決算常任委員会全体会を踏まえて、11月にも局内でどういうふうな方策で、何年度までどれだけ回収するという議論をいたしました。

結果的には、今申しましたように、来年度は例えば下水道事業でいいますと、3300万円不納欠損の予定をしているんですが、それもやはり当然その年度内でできるだけそれ以下にへこますといいますか、努力を通じて圧縮をしていくというふうに考えていますので、上下水道料金セットで対応を図っていくわけですが、今まで以上に、今年度も具体的には強制徴収までいったケースもございますし、私債権である水道料金についても支払い督促というのは裁判所へ申し立てる、それで最終的には債務名義をとって差し押さえの申し立てをしていく。こういうことも現実に行っておりますので、額はわずかなんですが、数十万円といったところですけど、成果も出してくれていますので、引き続き資金の回収については努力をしていきたいと思っております。

○ 川村幸康委員長

行政内でも一番意識が最初についてくのはこの上下水道局やと思うので、成果を上げるためには集金というえらい業務もあるということが一番大事やと思うんやわ。ややもすると税込やでさ、あんたらお金は入ってくるもんやと思うとるけど、なかなか民間ではそうじゃないで、民間は売り上げよりも集金のほうがえらいわけやで、役所の仕事で民間企業と一番コスト意識が決定的に違うんがそこなので、だから貸倒引当金は少なくするよう

な努力はせんと。ここが一番ふえてきそうな気がするで、制度上。税込で上げてくるときは必ずいや応なしに徴収していくけど、これ徴収できやんところがあるで、そこらはきちっと対応せんと。特に決算でも大きく取り扱ったテーマやで、これはきちっと当初予算の中でも、上げるんは上げるでたくさんと上げてきてもろうて結構やけど、それに対して少なくするという努力は要るのかなということのを思ったもんで、指摘させてもらいます。

○ 樋口博己委員

委員長の質疑に少し関連させていただいて、不納欠損という考え方と同時に、請求した時点できちんと払ってもらおうという取り組みで、自動引き落としを一番推奨せなあかんと思うんですけども、現在、自動引き落としはパーセント的にはどれぐらいあるのかと、それで自動引き落としに切りかえてもらおう啓発活動としてはどんなことをやってみえるんでしょうか。

○ 河原お客様センター所長

今、上下水道料金セットですが、全体のお客様の82%ほどが口座振替をご利用いただいています。これは国民健康保険料とか税とか、ほかの公金も含めると、全国的にも上下水道料金というのは口座振替率が高うございます。それで、もう一つ申しますと、口座振替の方の収納率、言い方をかえれば、回収率というのは費用対効果が非常にいいわけです。

それと今、納付書でお支払いになっている方に対して、口座振替の勧奨をどんなふうに行っているかと。これは新規で使用開始届けがあつて、口座振替の申し込みのない方には、まずそういったお勧めのご案内を差し上げております。ですけど、大体八十二、三%というところが今全国的にアップと。なぜかといいますと、例えば単身でワンルームマンションにお住まいの若い方、世帯をお持ちじゃない方というのは、コンビニ納付が結構多うございます。

ですから、80%を超えているというのはありがたいというか、割と限界に近いところかなと。徴収コストという面でも、口座振替というのは一番コストがかからないんです。振替手数料というか、銀行へのあれだけです。そういったことでは勧奨はしていますが、どちらかというをやめられる方と行ってこいぐらいの、ですから八十二、三%をずっとこのところ動いています。

○ 樋口博己委員

個人のお宅は口座引き落としが多いと思うんですけども、事業所に関しては使用料も多いと思いますけども、事業所に関しての口座引き落としの割合というのは、数字を持ってみえるかどうかわかりませんが、どんなぐあいの感覚なのかと、あと事業所に対しては積極的に口座引き落としをしてもらうべきやと思うんですけども、そういうアプローチはどうなんでしょうか。

○ 河原お客様センター所長

今、事業所の皆さんの口座振替率の数値を今手元には持ってないんですが、ただ、言えることは、事業所さんについては口座振替のところももちろんございますが、意外と納付書のところが大きいところでもあったかなと。ただし、納付については納期がおくれるということではなくて、経理部門がありますから、そういう意味ではきちっとほぼ回収されていると言ってよろしいかと思えます。

○ 樋口博己委員

そうすると、委員長との質疑の中で、100万円以上の不納の悪質なものがあると言われてきましたけども、それもどちらかというところ、個人の方が積もり積もってというケースが多いんでしょうか。事業所は割ときちんと納付いただいているというイメージでよろしいんでしょうか。

○ 河原お客様センター所長

個人ではございませんが、必ずしも法人とも限らない、自営業というところが一番多いということでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういう分析をさらにしていただきながら、的確なアプローチをまたお願いしたいと思います。

○ 諸岡 覚委員

口座引き落としのついでに、クレジットカード収納はまだ何も検討してなかった、検討

する予定もなかったんでしたか。そこだけちょっと。

○ 河原お客様センター所長

平成26年度予算の中でそのためのシステム改修予算を計上してございます。これは段取り的には平成26年度中に改修をして、平成27年度からお客様にクレジット決済ができるというふうに、平成27年度からと。

ただ、1点だけ今それにエクスキューズをさせていただこうと思うんですが、今の料金システムというのが平成29年1月、平成28年度末に近い部分までの契約があるんです、料金システム。それに対して来年度、実は予算要求時点ではまだそういう状況ではなかったんですが、その後今年度の年明けに、今現在、料金システムの開発、メンテナンスをしているある大手のシステム会社とずっと今までは随意契約で契約をしてまいりました、5年ごとに。

ところが、やっとな競争環境が整ったということで、次期に向けては今システムの競争をさせようというふうに思っております。その中で、例えば今のシステムと違うものが選定された場合、ほかは標準で持っているというのがあるわけですが、クレジット決済のシステムも。

ところが、私どもが今使っているシステムは持ってないもので、改修費が2300万円ほど要るんです。ですから、それを使って2年でもしかして違うところにしたら、2年しか使わないことになるということで、お客様に対してはクレジット決済は平成29年度からになりますから、2年おくれることになるんですが、今、この当初予算をそのまま執行すると、平成27年度からクレジット決済ができるようになるわけですが、それについては若干システム会社の競争関係が出てきたんで、今の料金システムを改修しないという手もあるものですから、今、2300万円ほどの計上された予算を今年度早いうちに見通しを立てて、場合によっては執行しないという可能性もあるということをお客様に対して、予算審議の場で変なんですが、お含みをいただきたいということでお願いしたいと思っております。

ですから、電気、ガスがクレジット決済ができていのに、何で上下水道料金だけできないんだというお客様は結構あるわけですが、それについて私どもも……。

○ 諸岡 覚委員

もういいです。要するに結論からいうと、最速で平成27年度、遅くて平成29年度からに

なりますよということですね。はい、オーケーです。

○ 川村幸康委員長

他にございませんか。

○ 杉浦 貴委員

委員長の質疑の中でちょっと聞き漏らしたというか、わけがわからんようになったというか、さっき下水道使用料の回収見込額の中で平成26年度に不納欠損額になるのが3300万円、それ以外何かごちゃごちゃと言いましたけど、ようわからんけれども、この1400万円をピックアップしてくる基準みたいなことを言われたと思うんですけど、どういうものを上げてきているのか、そこだけちょっと。

○ 鈴木経営企画課下水財政係長

貸倒引当金の計算ということかと思えますけれども、今年度、下水道使用料自体が今年に不納欠損になるという想定で予算をいただいているのが約3300万円でございます。

そのほかに私ども水路の使用料、水路敷の上に橋をかけたりしたところなんかで使っている方に対する使用料が一部お支払いいただけないケースがございます。それで約100万円で、3400万円でございます。そのほかに水路の使用料、下水道の使用料、あと受益者負担金、これは従来は資本的収入という形で上げておったんですけれども、制度の改正でこれも貸倒引当金に新たに計上されるんですけれども、それぞれ過去何年かの調定に対する不納欠損の割合を計算いたしまして、水路使用料で74万円強、下水道使用料で1220万円、受益者負担金で68万円を盛り込んでおって、合計の額にさせていただいております。

○ 杉浦 貴委員

ようわからんのやけど、要は推計しているということ。

○ 久志本経営企画課長

公営企業会計は発生主義と言いながら、過去においては、不納欠損については予算を見て現金主義の形をとっていました。民間企業並みに合わすという今回の改正で、新規に発

生じた債権も、例えば3%ぐらい不納欠損があるという実績が出ると、その新規に調定した債権分に対して、将来、不納欠損が起こるだろうという額を引当金に計上することになりました。だから、それについては発生主義会計を今回からとるようになったということで、従来の不納欠損の金額よりもちょっと多いのは、新規に発生した分についても将来それだけの不納欠損が起こるだろうということで、引当金を設定しなさいということになったものですから、全てがそこで不納欠損になるということではございません。

○ 杉浦 貴委員

それはわかりますけど、要はこれは毎年度洗いがえするわけですか。

○ 久志本経営企画課長

済みません。民間企業の場合は相殺する方法と洗いがえと、引当金を戻して利益にする方法がありますけども、純粹にふえた分を引当金に、債権がふえたものに対して、例えば率が3%なら3%掛けた分を積んでいくということです。

○ 川村幸康委員長

3%とか何とか言うところけど、幾つ掛けるの、ぐらいと言わんと。それも決めごともあるわけやろう、こんなの会計のあれできちっとした。

ちょっと長引いたので、暫時休憩いたします。45分再開です。

14:36 休憩

14:46 再開

○ 川村幸康委員長

それでは、再開させていただきます。

今の貸倒引当金の件についてですけど。

○ 久志本経営企画課長

まず、貸倒引当金の設定の率ですが、5年間の平均で出しております。まず、下水道が

0.3%、都市下水路が3.42%、受益者負担金が1.8%で引当金を設定しております。それから、洗いがえにつきましては5年ですので、5年後に、例えば1400万円引当金を設定して、1100万円、1200万円不納欠損になった場合、残りの二、三百万円のものについては5年後に洗いがえをして、貸倒引当金戻入利益という勘定科目で収益に計上されます。

○ 川村幸康委員長

杉浦委員、よろしいですか。

○ 杉浦 貴委員

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員長

そうすると、5年でそうなるということは、下水道の無断継続のときには、公債権に時効はないとかいうような説明を受けたような気もするんやけど、その辺との関係はどうなるんですか。

○ 河原お客様センター所長

5年というのはそのとおりのんですが、何もしないと5年以上たつと時効になる。ところが、時効の中断措置をしているとそこでとまりますので、6年、7年たっていても有効ということ。例えば平成20年度まで過去にさかのぼって、過去10年ぐらい例えばあったとしても、5年さかのぼって有効分の納付誓約をちょうだいしたと。これを分割で払っていきますという趣旨の納付誓約をいただいとる場合はとまりますので、例えば平成26年度になってもそれは有効ですということです。

○ 川村幸康委員長

そうすると、もう一つお尋ねすると、今言うとしたやつでもそういったことをやってもらえば、取れやんだ300万円、400万円は残るということですか。逆にそういう手続をしたら、漏れはないという考え方もあんのかな。

○ 河原お客様センター所長

理屈はそういうことなんです。漏れはないと。ただし、こういうことがあるんです。分納誓約を確かにそのとき取りましたと。その後、分納の履行がされないと。履行されないと履行催促をもちろんしますよね。そういうやりとりをしている間に時効になると。全体の5年分の数カ月分が消滅しちゃうということもあります。ですから、一旦は承認、要はこれだけ債務ありますという承認書にサインをいただいた時点ではとまるんですが、回収を計画どおり、若干おくれてもして行って初めて有効になるということで、とったからと。いったって、安心して権利の上にあぐらをかきという状態で放置していくと、中断がまたカウントが始まっちゃうということもあります。

○ 川村幸康委員長

公債権の時効なしというんは関係ないんや。下水道の無断接続のときにはさかのぼってとりにいったよね、時効関係なしにして。そのときの行政説明は、公債権には時効がないという話やったと思うんだけど、時効はあるということですか。

○ 河原お客様センター所長

むしろ公債権だから時効はあるんです。ただし、それは5年、要は相手さんが時効を主張するしないにかかわらず、5年以上はさかのぼって請求できないというのが公債権の消滅時効の規定です。

○ 川村幸康委員長

わかったようなわからんような。

○ 杉浦 貴委員

時効の中断事項というか、事由というか、債権者から債務者に請求がいきます。あなた幾ら幾ら債権があるから、払ってください。それが向こうへ到達して、返ってきましたと。返ってきたらそれを大事にしておけば、そのときに請求しましたから、時効は進んでいませんとか、そこで一旦中断されましたと。それを毎月毎月やることによって、会社というのは請求をし続けないと時効が中断してしまうので、えらいことになるということなんやけど、今の話やったら、本人さんから確認書みたいなものをいただかないとあかんみたいな話に聞こえたんやけど、それはそうなんやろか。

○ 河原お客様センター所長

これは杉浦委員から、いつでしたか、お尋ねいただいた件なんですが、そうだとどこにも書いてないんです、おっしゃるように。口頭でどうだとか、書面でどうだということは書いてございません。ただし、言った言わんとかあるんで、私どもとしては書類をとったものを時効中断措置をしたという認識で業務はしているということです。

○ 杉浦 貴委員

ということは、文書がなくても口頭であっても、例えば裁判になっちゃいましたというときは、十分それで理由になるということね。相手を書いてなくても、ペーパーで書いてなくても、市役所の人が行ってちゃんと話ししていますと。例えば記録は残っていますみたいなものがあれば、それでええということなんやろか。

○ 河原お客様センター所長

そうだと思います。記事書きに記録があって、それも公文書ですから。

○ 杉浦 貴委員

もうここでやめます。

○ 川村幸康委員長

わかりました。

他に。

(なし)

○ 川村幸康委員長

なら、採決に行きたいと思いますが、全体会に送るものありませんよね。よろしいですか。

なら、採決へ行きます。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、

第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第173号平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第178号平成26年度四日市市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第6款農林水産業費、第3項農地費関係部分、議案第173号 平成26年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算、議案第178号 平成26年度四日市市下水道事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 川村幸康委員長

続いて、補正予算の審査に入ります。

議案第196号 平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第200号 平成25年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

○ 川村幸康委員長

議案第196号平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第200号平成25年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算のご説明を求めます。

○ 久志本経営企画課長

議案第196号平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）と議案第200号平成25年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、お手元に配付の予算常任委員会資料で一括して説明させていただきます。

1 ページをお願いします。農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

繰越明許費関係ですが、農業集落排水事業施設整備事業予算のうち、2億9280万円を翌年度に繰り越して使用させていただくものです。これは水沢東部、和無田ともに県補助金について当初の予算内示額が大幅に削減され、一体的発注ができなくなったことから補助金の追加要望を行ったところ、予算は確保できましたが、追加分の交付決定時期が遅く、発注時期におくれを生じたことから、年度内の工事完了が見込めなくなったことによります。水沢東部地区の補助事業で1億5160万円、市単独事業400万円、和無田地区の補助事業で1億3020万円、市単独事業700万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものです。業務完了は水沢東部が6月30日、和無田が9月30日を見込んでいます。出来高見込みは5月末で水沢東部が80%、和無田が40%となっています。

なお、2ページ、3ページに平成25年度の施工箇所を赤線で、繰り越し箇所をぎざぎざの赤線で示させていただいていますので、ごらんください。

4ページをごらんください。下水道事業会計第2回補正予算ですが、国の社会資本整備総合交付金の増額内示に伴い、企業債及び国庫補助金並びに建設改良費を増額補正させていただくものです。

まず、収入の国庫補助金は1億9000万円増の43億9510万円で、交付金内示変更に伴う増額です。

企業債は1億7100万円増の44億6280万円で、建設改良費の増に伴う増額で、合計3億6100万円の増で、資本的収入合計94億9711万8000円となります。

次に、支出の建設改良費の管渠布設費の工事請負費が1億8000万円、ポンプ場築造費の工事請負費が2億円、合計3億8000万円増で、資本的支出合計が150億5814万1000円となります。

5ページの箇所別の一覧表で、管渠布設費の小古曾污水1号幹線管渠布設工事で直径350mm、590mの工事と、ポンプ場築造費の吉崎ポンプ場築造工事で下部土木工事です。

6、7ページに図面を示していますが、青のところは今回の補正増額の部分、赤が平成25年度施行箇所です。

以上で補正予算の説明を終わります。

○ 川村幸康委員長

ありがとう。委員の皆さん、これ、メールボックスへ入ったやつな、途中で。

ご質疑ある方、発言願います。よろしいですか。

ご質疑もないようですので、採決に入りたいと思いますけど、よろしいですか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員長

討論ございますか。

(なし)

○ 川村幸康委員長

ないようですので、採決を行わせていただきます。

議案第196号平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第200号平成25年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 川村幸康委員長

異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第196号 平成25年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第200号 平成25年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 川村幸康委員長

暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

15:01 休憩

○ 川村幸康委員長

それでは、再開させていただきます。

予算常任委員会都市・環境分科会の環境部の審査に入ります。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、第4款衛生費、第1項保健衛生費関係部分、第2項清掃費の審査に入ります。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 川村幸康委員長

まずは、追加の資料請求があったところのご説明から願います。

○ 人見環境保全課長

私のほうから追加資料の説明をさせていただきます。予算常任委員会都市・環境分科会資料、環境部と書いたものがございます。よろしいでしょうか。

めくっていただきまして目次とございます。1番から10番までございます。せんだっての議案聴取会の中で追加資料要求があったものについては1番から8番までなんですけれども、9番、10番につきましては、今回、予算審議していただくに当たりまして、こういった資料があったほうが審議しやすいだろうということで、私どものほうからつけさせていただいたものがございます。よろしく願いいたします。

まず、1ページでございます。1点目の大気汚染測定局の平成24年度測定結果についてということでございます。

大気汚染常時監視測定局でございますけれども、大気汚染防止法の第22条に基づきまして、一般環境大気測定局7局、自動車排出ガス測定局4局、合計11局において四日市内の大気環境を連続的に監視測定しているところでございまして、その11局ごとにどういっ

た項目を測定しているかというの表1のとおりでございます。

それで、平成24年度の測定結果についてですけれども、2ページのほうをごらんください。

まず、平成24年度の測定結果について。二酸化硫黄についてでございます。二酸化硫黄については一般環境大気測定局6局、自動車排出ガス測定局2局で測定しておりますけれども、一番右端のところ、環境基準の適合状況ということで、マル、バツで示してございますけれども、いずれも環境基準を達成しておったということでございます。

次の2番目が浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果についてでございます。こちらは市内一般環境大気測定局で7局、自動車排出ガス測定局で4局測定いたしております。いずれも平成24年度については環境基準を達成いたしております。

（3）二酸化窒素（NO₂）の測定結果についてでございます。こちらにつきましても一般環境大気測定局で7局、自動車排出ガス測定局で4局測定いたしております。結果といたしましては、いずれも環境基準を達成いたしております。

次に、4点目はオキシダントの測定結果でございます。市内6局で測定を行っておりますけれども、こちらにつきましてもいずれも環境基準に適合しておりませんでした。これは全国的にも達成しているところが非常に少ない項目でございます。四日市市内では1局も環境基準に適合いたしておりません。

五つ目がPM2.5の測定結果についてでございます。こちらにつきましても市内で自動車排出ガス測定局の納屋と北消防署、こちらの2局で平成24年度は測定いたしております。現在は四日市商業高校にも1基設置いたしておりますので、3カ所で測定しておりますけれども、平成24年度につきましても2局で測定しております。

環境基準のほうは2種類ございまして、まず一つ目が1日平均値、これが35 μ g/m³を超えるかどうかということで判断するわけでございますけれども、いずれも納屋で41 μ g/m³、北消防署で42 μ g/m³ということで、いずれも観測基準に適合いたしておりません。

それともう一つ基準がございまして、年平均値のほうでの評価でございますけれども、年平均値の環境基準といたしましては15 μ g/m³となっておりますけれども、納屋については15.5 μ g/m³、北消防については18.5 μ g/m³ということで、いずれも環境基準に適合いたしておりません。PM2.5につきましても平成24年度のデータはなかったんですけれども、全国的な傾向として、平成23年度は一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とも約3割弱のところでは環境基準を達成いたしております。7割強のところでは達成いたしていない

という状況でございます。

3ページ以降は実際の測定データのほうでございます。こんなものだというような参考程度にしかなくてないかわかりませんが、ちょっとつけさせていただきます。

3ページのほうは平成24年4月1日の午前1時の時報ということで、磯津から北消防署までの時報のほう……。

○ 川村幸康委員長

この3ページから16ページは見たらわかるで。

○ 人見環境保全課長

よろしいですか。

○ 川村幸康委員長

うん。1と2を言ってもらえば、あとの3はデータを少し目を通していただいて、もし何かあればということで、その先いってもろうて結構やわ。

○ 人見環境保全課長

わかりました。3から16のほう、時報から日報、月報、年報とついておりますので、またごらんになってください。よろしく願いいたします。

次は17ページの吉崎海岸自然散策路修繕工事についてでございます。

まず、経緯でございますけれども、平成16年11月に県営事業吉崎海岸観察路設置工事が行われました。平成17年1月に県有財産無償譲渡契約を県と楠町で締結いたしまして、楠町の公有財産となったものでございます。平成17年2月には四日市市と楠町の合併があって、平成18年3月31日に楠総合支所地域課の公有財産台帳のほうに登録されたということでございます。それで、平成22年4月1日には環境保全課のほうへ所管がえがございまして、現在、私どものほうで管理しておりますところでございます。

場所については、四日市市楠町小倉1884番地の地先ということで、地図のとおりでございます。

構造につきましては、木製デッキで、全長145.6m、幅員2.6mから3mでございます。木柵のほうは55.5m、その他東屋、スロープ、案内看板等がでございます。

木製デッキの修繕工事ということで、安全確保のために、劣化した4カ所の修繕工事を行うということで、こういった段差とか、基礎の部分が腐食しておるところを修繕させていただきたいと思っております。

続きまして18ページでございます。大気・水質・悪臭等の測定状況と測定結果の公表方法についてということでございます。18ページにそれぞれ大気、水質等の測定内容、測定回数、公表方法があります。19ページ以降で、具体的にどの場所でやっているかというところを示させていただいております。

まず、大気につきましては三つございます。先ほど申し上げました大気汚染常時監視と有害大気汚染物質とダイオキシン類、こういった三つの測定を行っております。

大気汚染常時監視につきましては、大気汚染防止法第22条に基づきまして市内の11局で自動測定機を設置して、その測定結果を私どもの中央監視局のほうへ送信しております。測定回数については24時間365日連続で測定いたしております。公表方法でございますけれども、年1回環境基準の達成状況等の公表と、それとホームページでも掲載いたしております。そのほかにも、速報値という形でございますけれども、ホームページで1時間値等を載せさせていただいております。

有害大気汚染物質でございます。こちらのほうも法律に基づきまして、トリクロロエチレン、ベンゼンなど21項目、先ほどの常時監視とは別の項目でございますけれども、こちらのほうは四日市商業高校、三浜小学校、北星高校、この3局で月1回測定しております。こちらのほうの公表につきましては、年1回年報という形での公表、それとホームページで公表いたしております。

次、ダイオキシン類でございます。ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、ダイオキシン類を三浜小学校と北星高校、こちらの2カ所で年4回（4季）で測定いたしております。こちらの公表方法につきましても、上記と同様、環境基準の達成状況等の公表（年報）という形でやっているものと、ホームページで公表させていただいております。

次に、水質についてでございます。

まず、一つ目は主要河川ということで、水質汚濁防止法第15条に基づきまして、市内の主要3河川の5地点で生活環境項目のpH、BOD、SSとございます。あるいは健康項目のカドミウム、鉛、ジクロロメタン等々でございますけれども、こういったものを測定しております。測定回数としては毎月、月1回測定いたしております。公表方法は年1回年報という形で公表させていただくとともに、ホームページに掲載させて

いただいております。この5地点の位置については、20ページの図2に地図がついております。三滝水源、三滝橋、海蔵橋、新開橋、大井の川橋のほうで測定しているところがございます。

次の水質の地下水でございますけども、こちらのほうは水質汚濁防止法に基づきまして市内を16メッシュに分割しまして、年五、六メッシュをやっております、3年で市内全域を測定しておるということでございます。こちらは21ページのほうの地図でございます。1から16までのメッシュの中でそれぞれ毎年5地点から6地点やって、3年で回しているということでございます。

次は水質の海域についてでございます。水質汚濁防止法に基づきまして、こちらのほうも四日市港内の3カ所で生活環境項目について測定いたしております。こちらは年4回（4季）実施しております。こちらの公表方法についても上記と同様でございます、こちらの具体的の場所は22ページに掲げておりますけれども、二重丸が三重県が測定しているもの、黒丸が四日市市、私どもが測定しておる3地点、白丸が四日市港管理組合が測定している6地点でございます。

次が中小河川でございます。市内の中小12河川、12地点で生活環境項目を測定しております。これは年4回（4季）実施しております。これの具体的な場所につきましては、20ページの①から⑤が主要河川、その次の⑥以下が中小河川ということで、これは水質汚濁防止法ではなくて、私どもが独自に実施している業務でございます。

次が廃棄物処分場浸出水ということで、市内の9カ所で生活環境項目及び健康項目を測定いたしております。年2回、春と秋ということで、こちらのほうは23ページに具体的な場所が書いてございます。いろいろ廃棄物の埋立処分場がございましたけれども、そちらのほうで浸出水が出てくるような河川等々で年2回測定を実施しております。こちらの結果につきましては、測定地点ごとに地元自治会へセンターを経由して結果を送付いたしております。

次が騒音でございます。環境基準（一般地域）につきましては、騒音に係る環境基準が設定されておりますA類型、B類型、C類型の地域を代表いたします3地点で年1回測定しております。

また、環境基準で、道路に面する地域につきましては、国道23号あるいは国道1号など、主要道路に面する2地点から4地点で年1回測定いたしております。

それと、騒音の要請限度というのがございます。環境基準は行政の努力目標として望ま

しい基準でございますけれども、さらにその上に要請限度というのがありまして、環境基準よりはちょっと緩い数字になるんですけれども、そちらのほうを超えると道路の管理者に対して要請していくという限度でございますけれども、そちらのほうも国道23号などの地点で年4回測定しておるところでございます。

振動につきましては環境基準というのにはございませんけれども、騒音と同じような要請限度というのがございますので、こちらのほうにつきましては、国道23号あるいは国道1号などで2地点から4地点で年1回実施しておるところでございます。

悪臭につきましては悪臭パトロールということで、夏場に沿岸部、あるいは秋には内陸部について悪臭パトロールを実施しております、こちらのほうは年2回ということで実施いたしております。

騒音、振動、悪臭とも、それぞれの法律に基づいて実施しているところございまして、公表につきましてはホームページで公表いたしております。

次が24ページ、中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金の過去の申請と実績についてということでございます。平成22年度から掲げさせていただいております。

太陽光発電設備等の設置について補助をいたしておるわけでございますけれども、近年、太陽光設置の機運の高まりもございまして、予算額について平成24年度から8950万円、平成25年度も8950万円というところでふやさせていただいております。

また、補助率ですけれども、補助率は従来よりずっと3分の1のままなんですが、上限額につきましては平成25年度から引き下げまして、なるべく多くにあたるようにということでやっております。

申請件数、申請額についてはごらんとおりでございますけれども、平成22年度、平成23年度は抽せんはございませんでしたけれども、平成24年度からはかなり機運の高まりもございまして、抽せんという形になっております。

最後の総補助金額といたしましては、平成22年度から3661万6000円等々ごらんとおりでございます。平成25年度は8950万円とございますけれども、これは見込みでございまして、実績ではございませんけれども、そういったことでもよろしく願いたします。

25ページでございます。環境保全費に関わる普及啓発事業等についてということで、環境保全課が普及啓発についてどういった事業をしているのかというところでまとめさせていただいたものでございます。

まず、環境保全課の高校生の地球環境塾についてでございますけれども、こちらのほう

は本市と天津市、ロングビーチ市の高校生を対象にいたしまして、約1週間にわたって環境に関する研修・交流を実施するものでございます。こちらは次世代環境人材育成事業費のほうに計上させていただいております。

次は天津セミナーでございます。天津市の行政職員、あるいは企業関係者等を対象にいたしまして、現地での研修、あるいは本市への受け入れ研修を実施するものでございまして、国際環境協力推進事業費のほうに掲げさせていただいております。

次はこどもよっかいちCO₂ダイエットでございます。市内企業の方を講師といたしまして、小学校で地球温暖化に関する授業を行いまして、家庭での地球温暖化防止対策を啓発するものでございます。こちらは環境計画推進事業費のほうに計上させていただいております。

次はエコドライブ講習会ということで、ECOドライブ月間、11月でございますけれども、こちらに合わせまして市民を対象にいたしまして、実車を用いたエコドライブ講習会をJAF三重支部とともに開催いたしております。こちらは環境計画推進事業費のほうでございます。

次がグリーンカーテン事業ということで、ごみ減量リサイクル推進協議会との協働によりまして、ゴーヤ等の苗の配布やフォトコンテストを実施しようとするものでございます。こちらにつきましては環境計画推進事業費に計上させていただいております。

次は環境保全課の中の（仮称）四日市公害と環境未来館準備室の事業でございますけれども、（仮称）四日市公害と環境未来館の整備・管理運営ということで、（仮称）四日市公害と環境未来館の開館に向けまして、施設の整備や宣伝、イベントなどを実施しようとするものでございます。こちらのほうは、それぞれ館の事業費あるいは運営費に計上させていただいております。

次は環境学習センターについてでございます。こちらのほうは今年度まで指定管理、来年度からは直営、委託という形で行わせてもらうものでございますけれども、まず各種環境講座の開催ということで、自然観察会、身近な自然調べ等々ここに掲げさせていただいております事業を実施しようとするものでございます。こちらのほうは環境学習センター事業費に計上させていただいております。

次は環境シンポジウムでございます。環境に関する基調講演、あるいはパネルディスカッション、市民団体・企業等による環境への取り組みに関するブース出展などのイベント開催ということで、こちらのほうは平成25年度、今年度までは緊急雇用創出事業として環

環境保全課のほうで実施いたしておりました。来年度からは、環境学習センターのほうでこちらをあわせて実施するような形で考えております。こちらのほうも環境学習センター事業費の中に計上いたしております。

次は四日市市環境フォーラムについてでございます。四日市市環境フォーラムの委員は20名、学識経験者、地元産業界等々で構成されております。内容といたしましては、地球温暖化防止対策を初めとした本市の環境保全施策の企画立案に対する提言や普及啓発、進捗管理を行う。これを目的として、こういったフォーラムを設置しておるところでございます。こちらのほうは環境計画推進事業費の中に計上いたしております。

済みません。ちょっと飛んでいただいて31ページでございます。「市立博物館」リニューアル及び「(仮称)四日市公害と環境未来館」整備事業費一覧ということでございます。こちらのほうは資料請求はございませんでしたけど、私どものほうとしてつけさせていただいたものでございます。

まず、当初計画でございますけれども、平成24年11月、市立博物館につきましては施設改修……。

○ 川村幸康委員長

これは見たらわかるで、もうちょっとスピードアップしようか。

○ 人見環境保全課長

済みません。ごらんのとおりです。

○ 川村幸康委員長

よろしい、よろしい。それはなかなか早い。

○ 須藤環境部長

これにつきましては、これまで予算化の段階で、事業費のことについていろいろご議論いただきました。今般、入札も終わりました、額も確定したという部分と、平成26年度予算に新たに計上させていただいている分がございますので、教育委員会の部分と環境部の部分につきまして、改めて最終の部分の計上させてもろたものでございますので、またごらんいただきたいと思っております。

○ 川村幸康委員長

はい、わかりました。そしたら、26ページから30ページの説明で終了ですな。

○ 益川環境部理事

それでは、26ページの（６）塵芥収集車の整備についてから説明をさせていただきます。

塵芥収集車につきましては、平成26年度4台購入を予定いたしております。4台で登録手数料を合わせまして、2830万円程度を要求させていただいております。発注方法につきましてはシャーシ、車体の部分とボディの部分に分けて、それぞれ指名競争入札を行っているということでございまして、③の平成25年度の実績でございますけれども、シャーシのほうでは4社、ボディのほうでは3社を指名して、入札をいたしております。ちなみに平成25年度は三菱ふそうトラック・バス㈱と、ボディのほうは㈱モリタエコノスということでございました。

仕様書につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、27ページの（７）南部埋立処分場についてでございます。まず、用地買収を含めまして、全体事業と事業費の概要を示させていただいております。

一番上の段でございますが、浸出水処理施設整備工事でございますが、これにつきましては前回の議会で議決いただいて、12月に契約をさせていただいております。平成25年度から平成27年度の債務負担行為ということでございます。

それと、第1区画最終覆土雨水集排水整備工事でございます。下の図面を見ていただきますと、第1区画、第2区画というふうに分かれてございまして、第1区画は既に埋め立てが完了いたしております。その整備工事ということ、それと第2区画につきましてはほとんど埋め立てが終わっておりますが、これの排水整備を予定いたしております。平成26年度、平成27年度の債務負担行為で予算を計上させていただきたいと考えております。

それと第3区画、ちょっと緑色の部分でございますが、こちらの用地の取得を予定いたしております。面積につきましては2万8187.33㎡ということで、これは地権者3名ということでございます。予算につきましては1億4400万円ということでございます。

その他の工事といたしまして、浸出水処理施設の整備に当たりまして、現在、井戸がございまして、これが支障を来してまいりますので、これを移設するという工事でございます。

トータルいたしまして、事業費といたしましては平成27年度までで10億4410万円でございます。

3番目のほうでございますが、これは浸出水処理施設整備の事業スケジュールということございまして、現在、詳細設計を行っております。平成26年7月まで詳細設計を行いまして、その後、機器の製作等に入って、平成27年度に設置工事といったスケジュールになっております。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。産業廃棄物不適正処理事案工事スケジュールということでございます。28ページにつきましては大矢知・平津事案、それと29ページが内山町の事案でございます。

28ページの大矢知・平津事案でございますが、平成25年度につきましては県道からの進入路と調整池の工事ということで、2月7日に入札が行われて、事業者が決定したというふうに聞いております。順次平成32年度まで支障除去工事を行っていく予定になっておりまして、スケジュールにつきましては表のとおりでございます。

それと、29ページが内山事案になっております。これにつきましても平成25年度の工事発注ということでございますが、3月の初旬に入札するということでございますので、平成26年度から平成29年度にかけて事業を進めていくということでございます。

続きまして30ページでございますが、これは私ども独自で資料をつけさせていただきましたが、新総合ごみ処理施設の整備事業ということでございます。

全体事業費でございますが、本体の建設工事、契約は平成24年10月にしておりますので、平成24年度は設計だけですので、これはゼロ円でございますが、ゼロが抜けております。申しわけございません。それと、平成25年度は約1億815万円、それから平成26年度から建設のほうに本格的に入ってまいりまして、33億8415万円を計上させていただいております。建設工事の本体につきましては、トータルで139億7550万円ということでございます。そのほか設計・施工監理業務委託、あと附帯工事でございますけれども、貯水槽建設工事、植栽工事、案内看板の設置工事、それから電力の引き込み、これは特別高圧になりますので、こういった負担金が発生してまいります。平成24年度からトータルいたしますと、合計で142億7032万2000円ということでございます。

建設工事の工程につきましては、今年度、12月に杭打ちの工事を始めまして、大体杭打ちは終わっております。今、土工事とか地下の躯体工事を進めているといったところでございます。平成26年度につきましては本格的に建築とか地上の躯体工事、プラントの機

械工事を進めてまいり、平成27年度の9月ごろまでにはおおむね工事は完了いたしまして、それから試運転ということで、単体の試運転に入らせていただきたいというものでございます。

一番下が工事の状況の写真でございます。これは2月現在でございますが、杭打ち等の写真等でございます。

説明は以上でございます。

○ 川村幸康委員長

ありがとうございました。

それでは、ご質疑に入っていきます。ご質疑のある方、挙手にて。

○ 諸岡 党委員

中小企業新エネルギー導入等促進等事業費補助金と新エネルギー導入等促進事業費補助金、この二つセットでちょっと議論をしたいんだけど、まず来年度のこの予算で、いわゆる新エネルギー導入等促進事業費補助金というのは個人向け、中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金というのは会社向けって、そんなイメージじゃないですか。個人向け600万円減額して、企業向け1000万円上げて、トータルで1億円ちょっとということですよ。まず、個人向けを減額してくる理由というのは何ですか。

○ 人見環境保全課長

個人向けのほうにつきましては、今年度500件の予算案としておるわけでございますけれども、実際これまでよりもちょっと減ってきたといったところから、来年度は300件ぐらいなのかなというところで減額させていただいております。

○ 諸岡 党委員

そもそもこの目的は、CO₂削減みたいな部分が本来の目的なんです。これ目的何でしたっけ。

○ 人見環境保全課長

こちらの目的は、おっしゃるように地球温暖化対策、CO₂の削減が目的でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、約1億円突っ込んで、1億円分のCO₂が削減できたんかという効果を見やなあかんわけやけれども、四日市の電力は川越火力発電所ですよ。川越火力発電所は発電量は減っていますかといったら、ふえているんですよ。つまり、これ1億円突っ込んでいるけども、CO₂はふえとるわけですよ、明らかに。そうすると、全くCO₂削減の役に立ってないんですけれども、目的と比較したときに。そのことはどう思われますか。

○ 人見環境保全課長

こういった太陽光等の発電がふえれば、逆にそういったところでの稼働率を下げられるような方向にはいくのではないかなと思っております。

○ 諸岡 党委員

そう思うのは勝手だけど、現実にはふえていますよね。そこ調べましたか、ちなみに。調べてありますか、ちゃんと発電量。本当に減ったかどうかという費用対効果の部分で。

○ 人見環境保全課長

申しわけございません。川越火力発電所の発電量については調べてございません。

○ 諸岡 党委員

この間の一般質問でも別の分野で言うたけれども、補助金というのは公益がなきゃならんわけですよ。この部分で言う公益は何かというたら、CO₂の削減というのが公益なわけですよ。お金を投入したけれども、全く公益がなかったというのが判明しているんだから、これは無駄なんじゃないかと私は思うんですが。だって、1億円突っ込んでも効果ゼロですから、そうするとこの1億円はどぶに捨てたようなもんと私は思うんだけど、いかがですか。

○ 人見環境保全課長

これをつけることによって四日市市内としては、それぞれつけたところについては、その分は減っているのではないかというふうに思っております。

○ 諸岡 党委員

だから、減ってないんですよ。じゃ、減ったと思うという根拠を教えてください。何を根拠に減ったと思われたんですか。

○ 人見環境保全課長

例えば家庭でつけますと、もともと買ってあったのを、そのうちの一部にはなりますけれども、自分のところの発電によって賄うということで、計算上になりますけれども、その場合、太陽光で発電したものについてはCO₂排出量ゼロと。買ったものについてはキロワット当たりどれだけの排出量があるということで、四日市市内としてはその分は減っているのではないかと考えております。

○ 諸岡 党委員

だから、それは理屈上の話であって、机上で計算したら確かにそうなるんだろうけれども、現実の結果を見る限りは全く減ってないというのも、結果は結果として素直に見なきゃいけないと思うんです。

私、思うんだけど、私はそもそもCO₂が地球温暖化の原因であるというの自体うさんくさい話やと昔から思うとるんだけど、そこは今言いません。これは企業向け、個人向けに対するただのばらまきにしか見えないんですよ。実際、これ1億円投資して、それは補助金もらった人はありがたいですよ。うれしいと思うけれども、それで何か市としてメリットがあんのか、公益があるのかというと、実際問題として、さっきから言うように、発電量が減ったわけでもないし、発電量が減ってないということはCO₂が減ったわけでもない。当初の目的はCO₂を減らすことなんだけれども、目的は全く達成できてない。達成率ゼロ%なわけですから。例えばこれをほかの補助金で見たときに、何年かやっていますけれども、目的達成率ゼロ%です。そんな補助金やめとけやという話になると思うんです。その辺ってどうですか。

○ 川村幸康委員長

聞いって、諸岡さんの言う定義も私はわからんでもないし、あれやけど、行政側が持つ初めの定義というのかな、ここの。そこをまず説明して、そこからの説明でいかん

と、ずっと平行線になるのと違うのかなと思うよ。だから、太陽光で地球温暖化対策という中での定義と、諸岡さんは現実に、私もわからんのやけど、川越火力発電所の発電量は減ってない。その諸岡さんが言う定義と、当初これをやろうとした四日市市の定義ってあるやんか、成果も。そこの話をせなあかんのと違うかな。

○ 須藤環境部長

CO₂削減につきましては国が削減する目標を定めて、当初は1990年比で25%削減ということ掲げて、国の政策として自治体も民間も一体となって進むということでした。現在では達成がなかなか難しいということで、その目標値も3.8%というふうに下げはありますが、日本を挙げて削減していくんだということ掲げてございます。

その目標に対して自治体、三重県ではどれだけ、四日市ではそれを受けて、四日市市域で6%削減していくということを、私どもの環境計画にも定めております。それを達成する手段としてこういう施策、それと節電ということを市民にも求めておるところでございます。

結果といたしまして、四日市市内のCO₂の排出というものと、削減というものがイコールでつながらないという場面はございます。四日市火力発電所、火力発電所を持っておれば、どうしてもCO₂排出量はふえてございます。特に原子力発電所がとまってから火力の稼働率が非常に高くなっておりまして、発電量はふえているという実態もございますが、では、私どものこういう施策によって、日本中ではその分は確実に削減されておるんだろうという理解のもとに、市内クローズで考えるのではなくて、CO₂削減というのは日本全体で取り組んでいく課題という中で、その一翼を担っとる取り組みというふうにご理解いただきたいと思っております。

○ 諸岡 党委員

目的は太陽光発電の普及とかLEDの普及が目的ではなくて、それはあくまで手段であって、目的はCO₂の削減が目的なわけですね。

ということは、手段はどんな方法であってもCO₂を減らせれば、それでいいわけじゃないですか。そうすると、四日市にできることは、こういうところに全く効果のないお金を突っ込んでいくよりも、例えば市長が国へ嘆願書でも持って行って、川越火力発電所を原子力発電所にかえてくれとか、それがいいかどうか知りませんよ。それは知らんよ。私

はどっちかというとは原発反対派やで、火力発電所でええと思うとるし、CO₂はあってもええと思うとるんやけれども、火力発電所なくしていく努力をしていかんと、火力発電所がある以上、基本減りませんよね。私は目的とやっとなこととの関連性が非常に甘いというか、自己満足にすぎないんじゃないのかなという気がするんですよ。

何度も言うけれども、私はCO₂あってもいいんじゃないかと思うとるもんで、CO₂が地球温暖化と関係あるというのがようわからん理屈やもんで、火力発電所があってもいいと思うんだけど、本当に四日市がCO₂だめなんだと、火力発電がだめなんだというのであれば、原発推進の旗を上げて、国に嘆願書を持っていったほうがよっぽど効果があると思うんですよ。これだけのお金使うんやったら、そういう効果、運動ってされているんですか、CO₂削減のそういう運動は、ほかの運動は。

○ 須藤環境部長

原子力発電の問題はいろんな政策的な考え方もあり、国へ要望しとるかということにつきましては、私どもとしては検討もしていないという状況でございます。

ただ、自然エネルギーの普及ということについては、長期的には取り組んでいかなあかん課題と。全て原子力発電で賄えるというわけにもまいりませんし、化石燃料につきましては限界もあるという中で、自然エネルギーについては、再生可能エネルギーについては長期的には全国民が取り組んでいかなければならない課題というふうに、私ども四日市市の環境部としても捉えておるところでございます。それに寄与する施策については、費用対効果ということもございしますが、そういうことを考えながら今後も取り組んでいかないけないと考えております。

○ 諸岡 党委員

もうこの話はあんまり長くしません。あと一つだけにしておきます。

要するにこれはあくまで手段であって、目的達成のためにはいろんな手段が考えられるわけじゃないですか。本気で目的を達成したければ、この辺にある火力発電所を全部原子力発電所にかえてくれというのが一番早いわけでしょ。私は絶対反対だけど、そんなのは。そういうこともせずに、枝葉の部分だけで格好つけておるとところに市の本気が見えないんですよ。市がCO₂削減を本気で考えるんやったら、まずそこからだろうと思うんだけど、そういうことをしてない。ほんで、こういう見ばえのええところだけお金突っ込

んで、効果のないことにお金をばらまいているというのは私は納得いかないんだけど、これは意見だけにしておいて、次の質問へいきます。

次は非常にぬるい質問なんだけれども、26ページに塵芥収集車買うってやつありましたよね、ごめんなさい。むっちゃぬるい質問で申しわけないんですけど、今、この写真を見とってふと思ったんやけど、キリンかなんかの絵がかいてあるじゃないですか。こういう絵ってなんか決まりがあるんですか。というのは、別の部署では、今、こにゆうどうくんを一生懸命売り出そうと頑張ってるわけですよ。こういうところにこにゆうどうくんをかいたらええのにと考えたんやけど、ごめんなさいね、ぬるい質問で。

○ 川村幸康委員長

いやいや、ええ質問やわ。

○ 諸岡 覚委員

市が一丸となって頑張れば、この手の車に全部こにゆうどうくんを入れてやれば、もっとアピールできるんかなと。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

非常にありがたい質問、ありがとうございます。これは何年かというのは、ちょっとごめんなさい、記憶が乏しいところがあるんですけど、一般公募で収集車のイメージアップに基づいて何かふさわしい、ふさわしいと言うと言いは悪いですが、やわらかくするようなイメージのものはないかということで、公募で決めさせていただいた絵柄でございます。

○ 諸岡 覚委員

ほんで、その公募で決めて、今この絵を使ってるのはわかるけれども、例えば同じ市役所の中でこにゆうどうくんを広めようと頑張っている部署もあるんやったら、協力できる分は協力したってええんかなと私は思うんだけど、そういうことの検討の余地はないんですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

古い車両についてはまだこのキリンマークとか、こういう絵柄だけしかありませんが、最近の車両にはこにゅうどうくんがきちっと表示されておりますので、またごらんいただければと思います。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、今度新しく入れるやつにもそれが入ってくるわけですか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

そうなります。

○ 諸岡 覚委員

はい、オーケーです。

○ 野呂泰治委員

資料をたくさんつくっていただいてありがとうございました。お礼申し上げます。

1 ページで、丸とか横線、棒を引っ張っていますが、丸というのは大気汚染の測定……。

○ 川村幸康委員長

何ページですか。

○ 野呂泰治委員

1 ページのところで、いろいろと測定局ではかってもらっているんです。これはありがたいんですけど、丸というのはオーケーということで、いいということで、横線というのとははからなかったから数字が出なかった。その辺だけちょっと教えてもらいたい。

○ 人見環境保全課長

1 ページの表につきましては、丸というのは測定しておるということです。例えば磯津ですと二酸化硫黄と浮遊粒子状物質等々について測定しておる。横棒については測定していないということでございます。2 ページの丸は、環境基準を達成したかどうかという丸でございます。

○ 野呂泰治委員

ありがとうございます。

それから、18ページの、これは前からいろいろ議論があったかもわかりませんが、国道23号の騒音のところね。国道23号の環境基準はいろいろありますけども、あるいは要請限度のところね。国道23号については測定を年4回にしてもろうていますが、ホームページを見ればわかるかもわかりませんが、これは悪臭もありますけど、この辺の判定というか、この辺は大体今満たされておるんですか。国道23号はかなり騒音はいろいろあるというふうに聞いておるんですけど。

○ 人見環境保全課長

国道23号の騒音についてでございますけども、環境基準のほうは超えておることがございますけれども、要請限度については超えておりません。そういったことから、もうちょっと環境基準を達成できるような状況になってほしいんですけども、道路管理者に対して要請する程度まではいってないところでございます。

○ 野呂泰治委員

要請するまでには行ってないと言いますが、昨今はちょっと人数が減ったかもわかりませんが、国道23号は非常に車の走る量が多いとか、いろいろありましたんで、その辺、要請がなくても四日市のまち、環境ということで住みやすいところをつくる。それはやっていかないかと思っておりますので、ひとつ努力していただきたいと思っております。

もう1点だけ、20ページ。河川の水質測定の地図があるんですけど、これのはかる基準、こういう場所というのはいつごろ決めて、ずっと何年か同じところかもわかりませんが、この辺は何かあったんですか。二級河川とか準用河川とか、もともと市ですので、準用河川とか、もっとたくさんあるように思うんですけど、その辺はどんなふうな基準になるのか、ちょっとそれだけ教えてください。

○ 人見環境保全課長

この主要河川と言われております①から⑤につきましては、従来は三重県のほうで環境基準点を設けまして、ずっと測定いたしておりました。それで、私どもが水質汚濁防止法

の政令市になったのが、平成になってすぐだったかと記憶しておるんですけども、そのときにその基準点を三重県のほうから引き継ぐような形で、引き続きやっておるところでございます。

それと、⑥以降の中小河川につきましては、これ昭和の時代からたしかやっていたかと思えますけども、主要河川以外の小さなところ、四日市市としてもどういった水質なのか、そういったところを補完していかなきゃいけないんじゃないかという議論があったんだと思えますけれども、昭和の古い時代から四日市市独自で測定しているものでございます。

○ 野呂泰治委員

四日市もいろいろと合併して大きくなったり、人口もふえとるし、それから四日市の24地区それぞれのところで工場が建ったり、さまざまな面でいろいろと、あるいは生活の環境の面ではいろいろあると思えますので、その辺を今後よく精査してもらって、もし必要とあれば水質を測定する地点をふやしていてもいいんじゃないか。また、ここはもういいというところであれば、変えていってもろうてもいいんじゃないかと思えますので、その辺のもし見解があったら答えていただければと思います。

○ 人見環境保全課長

水質の測定箇所、いらないというところあれですけども、こういった水質というのは継続して観測していくことも大事だと思っております。また、それ以外にも新たに、例えば上流のほうで工場ができたとか、団地ができた、いろんな要素があって、こういったところは水質が懸念されるんじゃないかというところが出てきたときにはふやすとか、そういったことも検討していかなきゃいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員長

ありがとうございます。今のあれって、その基準か何か決めごとというのは決まっているんですか。それとも当初決めるとき、あてずっぽう、やっつけ仕事というか、まあ、この辺かなとか、住民から要望を受けて調べるとか、何となく先輩がやっつけたでという、なんかあらへんの。

○ 人見環境保全課長

主要河川につきまして、環境省のほうで大体A類型はこういったところ、B類型はどういったところというのは定めがあって、その中から選んだものでございます。先ほど申し上げましたように、県のほうがやって、その後を引き継いでおるという状況でございます。

中小河川につきましては、具体的に何でここなのかというところも確かにございます。基本的にはかなり河川の下流域のほうでやっておるところが多いかと思えます。それと、支川といいますか、合流手前のところでやっておるところが多いかと思えます。河川の水質を見るのに下流域で見れば水質が一番よくわかるんじゃないかというところで選んだんだと認識しております。

○ 村上悦夫委員

関連ですけど、先ほどからダイオキシンとかPM2.5の測定、二酸化炭素その他測定して数値を拾ってもらっています。毎年のことですが。データとしては毎年出てくるわけです。じゃ、その数値をオーバーしたところ、例えばダイオキシン、オキシダント、PM2.5、これは最近の課題ですが、オーバーしたところに対して、原因があつての話です。ただいま国道23号の問題もありました。だけど、それに対してもどういうことを講じているか。基準をオーバーしないためにどういうことを目指しているか。それが長年かかって大事業であったとしても、何を言い続けていくのか、どういうことでそれをなくしていくのかというところの視点、絶えず持つといってもらわないかんと思うんですが。

ただ、基準をオーバーしてない、オーバーしましたというだけでは意味がないと思うんです。その辺の対応を今現在もしてもらっていると思うけど、何をもってどういうふうにやっているか。あるいは例えば素人考えですが、国道23号は何時ごろが一番CO₂が多いのか。そこを通過する車にどういうことを促していけばええのかとか、例えば基準をオーバーしている地域なんですよと。だから、車の運転をどういうふうにしていくのか、そのことによって排出ガスが少なくて済むということがわかっておれば、そういう運転をしてください、この区間はということも、一つの住民に対する環境基準を適正に持ってもらう市努力ですよ。

だから、そういう数値は拾ってもろうても結構であり、また大変なことやと思うけど、それに対してどう対処していくのかという心構え、あるいは市民に対して市はこういうことをやっているよ、努力しているよと。時間はかかるが、こういうことを目指しております

すとか、そういうことを報告できるような考え方というのは既に持ってみえるかどうか。もしそうであれば、どういうことをやっていただいているのか聞かしてもらえんかなと思いますが。

○ 人見環境保全課長

例えば大気汚染常時監視の件で申し上げます。国道23号、平成24年度の結果ではNO₂とか、環境基準は達成しておったという結果は出ておりますけれども、それまでかなり濃度は高いということで、環境基準もオーバーしておるといこともございました。こういったことの対策となりますと、それぞれ市がやる、県がやる、国がやるということもございますでしょうけれども、特に幹線道路沿いのNO_x対策につきましては、国のほうでこういった結果をもとに全国的に自動車NO_x・PM法というのを制定いたしまして、そういったところで対策をとっております。

その中で私どもとしてもいろいろ動かなきゃいけないところもあろうかと思っておりますけれども、そういった自動車交通公害対策というのは広域的な対応が必要やということもございまして、三重県が中心となりまして自動車交通公害対策推進協議会でしたかね、ちょっと正式名称はあれですけども、つくりまして、そちらのほうには私どもも参画いたしまして、三重県と一緒にあってそういった対策を打っておるところでございます。

せんだってもその協議会の一貫として、国道23号のほうへ流入車対策、流入車を制限するような対策、旧基準の車ですと入れないよという対策もとろうかということでちょっと検討しておったんですけども、それについてはここ二、三年NO₂の環境基準を達成しておるといことで、ちょっと見送ろうかというところで、ひょっとしてそれが悪い状態であれば、そういったことも導入するということも検討されておりました。私どもも一緒にやっておりました。

○ 村上悦夫委員

ありがとう。そういうことを検討してもらっているけど、今、基準を超えてないから、その検討しておった内容で実施しようと思ったけど、今、ちょっと温存しているということですね。えらいご無礼いたしました。そういう努力はなさっていると思ったけど、そういうことも告げてもらわないと僕らにはわかりませんので、そういうための努力というのはこういう場でも言ってもらいたい。こう思います。ありがとう。

○ 樋口博己委員

資料の中で中小企業新エネルギー導入等促進事業費のことでちょっとお伺いしたいんですが、諸岡委員から厳しいご指摘があったところなんですけども、これは3.11以前からCO₂削減という意味で事業としてやっていたと思うんですよね。ただ、3.11を受けて、エネルギーをどのように地元でつくっていくかという観点もあるかと思っとなんかです、僕は。だから、CO₂削減という一面と、改めてエネルギー政策という一面もあんのかなと。去年、この委員会で足利市へ視察でお邪魔してきましたけど、あそこは市で市民総発電所構想というんですか、市民こぞってみんなで発電しようと、エネルギーを地元で作りましょうよという運動をして、事業をやっとなんかです。だから、これもこういう補助金を出して設置いただいたと。

どれだけ発電しとんのかという、これはちょっと数字は読みにくいかと思いますが、どれだけ発電可能な設備を市全体として持っているんだという観点も大事なのかなと。よく鈴鹿市なんかでも場所を民間に貸して、メガソーラーを設置いただいて、果たしてそれはどれだけ発電しとんかわからんですよね、これはある意味。けども、メガソーラーを設置しましたというのでうたい文句として挙げていると思うんですけども、そういった考え方についてどうでしょうか。

○ 人見環境保全課長

先ほどの24ページを見ていただくと、どれだけキロワット数かということによろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

うん。可能なキロワットはどれぐらいだよという。

○ 人見環境保全課長

平成24年度の結果でいきますと、補助kW数として太陽光593.53kW、あるいは平成25年度ですと497.84kWという数字でございます。

○ 樋口博己委員

それはわかるんですけど、そういう観点も大事じゃないのということについてのコメントが欲しいんです。数字はそれはそれでいいんでしょうけど。

○ 諸岡 覚委員

そういうことをしてみたらどうかということ。

○ 樋口博己委員

そういう角度の補助金の持ち方もあるよという話をしているんです。

○ 須藤環境部長

確かにこういう補助金の政策の効果という部分は、私ども十分検証していかないかというふうに思っています。ここではトータルで、累計的には1608kWということがこの補助金の、このとおりに発電されれば成果になってくるのかなとは思いますが、それが四日市のCO₂の中にどれくらい寄与しとるのか、あるいはこれの補助金を交付してないような再生可能エネルギーがどれくらい四日市でつくられているのかという部分を把握しながら、このような補助金の効果があるのかないのかというあたりは検証していく必要はあるかと思っております。ただ、今、こういう補助金なしで導入されているようなケースとか、メガソーラー的に補助対象にならないようなものもございまして、そのようなものがどれくらいあるのかというのは、太陽光以外のものもございまして、把握する努力はしていかないかなというふうには存じております。

○ 樋口博己委員

わかりました。それで、ちょっと中小企業向けのはわかりませんが、個人向けの要綱の中に、たしか市長は補助金を受けて設置した家庭に対して意見を求めることができるみたいな文言があったと思うんですけども、以前から設置してどれくらい発電していましたかという調査していますかという問いかけはしたんですけども、そんなようなヒアリングとかしたことあるんでしょうか。

○ 堀内環境保全課長補佐

一般家庭及び中小企業に関して、今年度に過去に入れた一般家庭を抽出して10件、それ

から中小企業に関しては2件ということで、ヒアリングを行わせていただきました。

以上です。

○ 川村幸康委員長

内容は。結果とか、そういう内容。

○ 堀内環境保全課長補佐

済みません。結果については大変よく発電していますという程度で、数字については今ちょっと手元に、申しわけないですが、ありませんもので。

○ 樋口博己委員

そういう規定もあって、実際調査もされたということであればよく精査して、次回は、平成25年度の決算とか、そういうときにはきちんと資料として提出いただいて、四日市市内、地元でエネルギーをつくっているんだと。その先にCO₂削減できるんだという組み立ても大事だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

中小企業向けの上限が1件500万円から、平成26年度の予算では300万円になるかと思うんですけども、平成24年度、平成25年度とずっと募集して補助金出しとるんですけども、何件ぐらいを想定しとるんでしょうか。

○ 堀内環境保全課長補佐

平成25年度の募集に当てはめたときに、48件までは拾えるという計算になっております。

○ 樋口博己委員

わかりました。毎年毎年買取価格も下がってきますけども、業界の方にお聞きすると、平成26年度ぐらいは見合うだろうというお話もありますので、この枠は決まっていますが、そういう啓発活動を含めてどんどん推進いただきたいなと思っています。

あと、吉崎海岸の資料をつけていただきまして、これは木製の遊歩道の傷んだところを改修いただくという話だと思うんですけども、これは当然きちんと修繕するということは、多くの人に来てくださいねという意図が含まれとるんでしょうか。

○ 人見環境保全課長

そういった観点もございますけども、やはり事故がないようにという観点が大きいんじゃないかなと思っておりますが。

○ 樋口博己委員

上手に言いましたね。一般質問でも時間の最後にちらっと触れましたけど、この写真には載ってないですけど、月1回清掃を委託していますよね、100万円で。委託ということは、市が掃除してねとお願いしとるわけですよね。そういうところが月に1回掃除いただいて、100人ぐらいお見えになって、年間1200人ぐらいお見えになるという状況で、この遊歩道も補修いただくというふうに思うと、市も委託で掃除に来てくださいねと。整備して修繕をしていますよとなると、やっぱり人は来るんかなと思うんです。

あと、ここの予算じゃないですけど、漁港の整備もありますよね、商工農水部で。意図することはトイレが必要じゃないのかという話なんですけども、漁港も整備して、漁港にも人が来ますよね。そことあわせて、吉崎海岸とは言いませんけども、漁港も含めて利用できるようなものが必要なのかなと思うんですけども、現状で難しい理由をちょっと教えていただけますか。クリアしなければならない課題があるとすると、予算の問題は別として。

○ 人見環境保全課長

吉崎はご承知のように漁港区域ということはございます。そういったことで、漁港管理者が当然おるわけがございますけれども、漁港管理者が設置するかどうかということになりますと、漁港にとって必要かどうかという観点がまず出てこようかと思えます。漁港を管理運営していく上で必要かどうかといったところにつきましては、現在、漁港管理者のほうは農水振興課でございますけれども、こんなことを私が言っているのかどうかわかりませんが、多分、管理運営上は不必要な可能性が高いんじゃないかなと思っております。

それと、私どもが吉崎海岸のほうに実際につけるかどうかという話かと思えますけども、現在、月約100人の方にお世話になって清掃いただいているというのはよく承知しておるところでございますけども、月100人、1時間か1時間半ぐらいで果たしてトイレをつけていくのかどうかというと、私といたしましてはちょっといかがかなと思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

ここで具体的な前向きな答えをもらおうとは思ってないんですけども、少し農水振興課とも相談いただけますか。それだけお願いしたいと思いますが。

○ 須藤環境部長

この問題も2年ぐらい真剣に実は私ども考えております。できるできやんという問題もありますし、できたとしてもどういふもんができるんかなと。水も電気もないという中で、ここにトイレを設置して、どのような管理ができるのかなというあたりも頭を痛めているところではあるんですが、と言いながらももやもやと今までも考えてございますので、最終的には結論を出していきたいなと思っております、農水振興課とも協議を進めたいと思っております。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。

○ 樋口博己委員

もう1点いいですか。この追加資料ではないんですけども、当初予算資料で4ページにあるんですけども、みたき保養所管理運営事業費5万8000円。これは廃止するという方向性の話があったと思うんですが、現状、どんなふうになっていますでしょうか。

○ 人見環境保全課長

こちらのほうにつきまして、現在まだ設置しておるような状況でございますけれども、再来年度には壊していくつもりでございます。来年度はまだ1年残ります。

○ 樋口博己委員

再来年度と言われる理由は何でしょうか。

○ 人見環境保全課長

現在、このみたき保養所にかわるような機能というのが確保されてない。やはり患者さ

んたちもお見えになりますので、そういったところを確保した上でこちらのほうを処分させていただこうと考えております。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。

他に。

○ 川村高司委員

まず、当初予算資料というのと、予算常任委員会資料を資料としていただいているんですけども、ほかの部署は内容はそれぞれ違ったりするんですけど、環境部さんに至っては内容が全く一緒というか、個別案件というか、この資料に対する考え方というか、わかりますかね。予算常任委員会資料の14ページ以降と、こっちの当初予算資料の112ページ以降が一緒のページで、若干色合いというのが白黒反転しているのか、わざわざこういうことをやってみえるのか、こういう資料に対する意気込みというのをちょっと。

○ 須藤環境部長

私ども資料につきましては、説明上必要なものは極力お出しするという基本スタンスはほかとは変わりません。

それで、かつて委員会のほうで重複する資料は入れるなというご意見があり、しばらくの間は同じものは入れないということで運用してまいりました。ただ、ご説明する段になって、当初予算資料の何ページをごらんくださいとかいうことで、非常にご足労かける場面が多かったものですから、一括して説明していく場面で、こっちに1枚や2枚入れたほうがいいのかという判断もしながら入れるというところで、重複する部分があるということでご理解いただきたいと思います。

○ 川村高司委員

今回、全体で見ても、環境部さんは新総合ごみ処理施設の案件とか、（仮称）四日市公害と環境未来館の案件とかあるんでしょうがないんですけど、伸び率は前年対比69%、7割方全体予算が環境部としては上がってしまして、前年56億円に対して今回は96億円。ということは額にすると40億円弱、ほかの部署より断トツで予算額が増額されている部署で

ある。1個の事業がでかいというのは当然わかるんですけども、であるならばいろんな詳細な資料というのは出てきてもいいのかなとか思っているところへ、情報が一部ではなしに、これ全部重複というか、個別具体のところなので、そういうのはもうちょっといろいろ配慮していただいて、必要なものを必要なときに必要なだけでいいんですけども、情報提供いただけるとありがたいのかなと思います。

その中で、これ、ちょっと前も聞いたんですが、予算常任委員会資料の2ページで、これは単なる確認なんですけど、真ん中の大気汚染監視機器整備費というのが平成26年度予算は1010万円となっていて、前年は1575万1000円となっているんですが、これに対しての詳細説明というのが16ページにありまして、環境監視推進事業で予算額が1320万円で、前年度が1575万1000円となっているんですけども。

○ 人見環境保全課長

16ページのほうは予算額1320万円となっております。2ページのほうで、大気汚染監視機器整備費ということで1010万円となっております。その一つ上に第二名神環境測定事業費というのがございます。これは伊坂町の測定局の分でございますけれども、こちらのほうで監視機器整備ということで、窒素酸化物計とSPM計、各1基310万円ということでございます。こちらのほうを1010万円に加えた額、これが16ページのほうと一緒にとなっておりますので、ちょっと見にくい資料で申しわけございません。

○ 川村高司委員

ありがとうございます。

あと、きょういただいた資料の大気汚染測定局の測定結果等々出していただいていますけれども、ちょっと今手元に私自身資料がないのであれですけど、報告義務というのは県と市と共同で国に対して報告するんですか。その報告レポートを見ると、十何カ所の測定局中、例えば19カ所のうち12カ所はクリアしているけど、残りはだめでしたという表現であるとか、環境基準を下回りましたという報告とか、ぱっと見ただけではわかりにくいような報告の仕方の資料を見たんですけど、それに対して今回平成24年度測定結果というのは、最終的には監視データに基づいて四日市市が責任を持って情報発信している。済みません。ちょっと聞き方おかしいですね。後からまた資料は持ってきますけど。

○ 人見環境保全課長

私どものほうが資料を公表いたします。ただ、これは四日市以外では三重県が測定しておりますので、三重県と一緒に合同して、年度変わってから前年度結果を公表しておるような状況でございます。

○ 川村高司委員

合同というのは最終的な、四日市エリアに関しては、四日市市が責任を持って意見表明をしているということですか。三重県と合同。

○ 人見環境保全課長

三重県と連名で資料を公表させていただいております。

○ 川村高司委員

三重県と連名になると、三重県全体のことについても、実際の実作業として、四日市エリアのことに対しては四日市市がちゃんと意見を述べるけれども、三重県と連名で情報発信するとき、三重県の立場でいくと三重県全域ですよ。四日市は四日市エリアのところだけピックアップして意見を出されて、最終的には三重県と四日市市と連名で情報発信されているという形ですか。

○ 人見環境保全課長

そのコメントは、どういったコメントがあったかちょっと記憶にないんですけど、申しわけございません。特にデータについてはそれぞれが当然持ち寄るという形で、三重県下全域でということで、一緒になって公表しとるということでございます。

以上でございます。

○ 川村高司委員

後から資料というか、済みません。

この18ページに大気、水質、悪臭等の測定状況と測定結果の公表方法ということをもとめていただいているんですが、先般のPM2.5に関して三重県が情報発信されて、あれは午後1時半ぐらいに情報発信されて、我々のほうには一応メールという形で報告いただい

たんは午後3時半か午後4時半かという、だからその辺の連携のレスポンスというか、県と四日市市との、だからああいうのはスピーディ感があってこそであるとは思うんですけども。

○ 人見環境保全課長

今回の注意喚起につきましては、従来、県が定めておりました判断基準があったわけですが、そちらのほうでは注意喚起の基準まではいきませんでした。ただ、非常に高いということで、日平均でひよっとしたら $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるんじゃないかということで、県が別の判断基準で急遽注意喚起を行ったものでございます。実際、注意喚起を行われたのが午後1時半という発表になっておりますけども、実際情報とか入ってきたが午後2時過ぎで、私どものほうにも入ってまいりました。それをもとに私どもといたしまして、必要なFMラジオとかCTVとか、あるいは関係機関等に情報提供をいたしたところでございます。

○ 川村高司委員

知りたいのは、四日市というのは公害という歴史があって、ほかのエリアよりも特に環境ということに対しては敏感な感覚を、市民の皆さんも持ってみえると思うんです。きのうのテレビ報道の中にもそういうのが神経質的に非常に気になるということも、いろんなコメントが出ていましたけれども、あくまでも環境保全行政というのは三重県であって、中核市になれば、中核市というのもいろいろ問題になっていきますけど、中核市になれば環境保全行政が四日市市になると。

だけれども、四日市市としては過去の経緯、歴史を踏まえて、もっと積極的にこの環境を、大気だけに限らずですけども、独自の哲学というか、県がコメントを出す前に見ていればわかるような状況でもありますし、そういう前向きな環境に対する意識の価値観というか、哲学というのは三重県が出すまでは待っているというか、待ちの環境行政なのか。それとも二度と環境を害するようなことは四日市からは発信させない、要はそれを見えますよという安心感を与えるぐらいの積極行政という考えは持ってみえるのか、持ってみえないのか。

だから、三重県が情報発信して注意喚起しました。実際のところ、こっちにきたのはもうちょっと後で、あれは2時ぐらいなんですというような、今のご時世メール一つで出る

ような、三重県との環境保全行政に対する信頼関係の構築も含めてですけど、今どういう状況になっているのかなというところにちょっと不安を感じるんですけども。

○ 須藤環境部長

まず、環境保全行政は、四日市市で基本的には実施しているというふうな自負と申しますか、実質的にもそういうことというふうに私どもは認識しております。一部権限につきましては、まだ三重県に置いてあるという権限がぱらぱらとございますが、基本的には四日市の環境は四日市市が守っていくという自負で取り組んでおるところでございます。

それから、今回の注意喚起という問題でございます。朝から私どもも監視データをずっと注視して、三重県とも電話連絡をとりながら注意喚起をどうするんだ、こうするんだという議論はずっと継続して行っておりました。三重県のほうが従来の基準に基づいて3時間平均で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないという判断のもとに、注意喚起は行わないという判断をしておりました。私どももその判断で間違いのないのかなということで同調しておりました。

ところが、三重県のほうではもう一つの基準、朝の5時から12時までの7時間の平均値、こちらのほうでの考え方も一部他府県では持っておりまして、その基準は8個のデータで $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合にも出すという考え方もあるということがございまして、三重県のほうではそちらの基準を今回は導入しようということで、遅まきながらと申しますか、通常ですと午前中に出ておる他府県もございましたが、三重県の場合は午後になってからそういう判断に踏み切ったところでございます。早くから出ている他府県については、朝の3時間データというものが超えとったというところを出しておりましたが、三重県のほうはそういう判断で出したと。私どももそれに同調したと申しますか、それでいきましょうということにしたわけでございます。

今後は、今回の反省点といたしまして、朝の3時間のデータで相当上がる可能性はあるなというあたりは、その時点で市内の施設等には独自に連絡を入れておいて、今後の情報に注意してくださいという対応を独自にとっても間違いではないなという点が反省点でございまして、ほかの施設等の管理者ともこれから協議を進めたいと考えてございます。

○ 川村高司委員

ありがとうございました。前もお話ししましたが、福岡市が25日、おとといは $40 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度になりそうだという注意喚起を朝の6時の時点で発表されていて、それはあくまで

も1日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ という環境基準をバーに置いてやってみている。それは政令指定市だから、そういうことができるのか、四日市市がオリジナルで環境基準である1日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ というのを意識して、今後、情報発信をしていくということは可能なんですか、不可能なんですか。別にそういう判断基準というのは、四日市市独自の物差しというのは設けることはできるんですか。

○ 人見環境保全課長

現在は、これは三重県下全域での地域区分となっておりますので、四日市市独自でというのはかなり難しいかと思っております。ただ、昨日も注意喚起は出てない状況でございましたけれども、非常に濃度が高いという、ひょっとしたらまた注意喚起が出るかもしれないところから、私どもといたしましても午前中にホームページのほうに情報を入れさせていただいたんですけれども、注意喚起までは行ってないけれども、情報に注意していただきというホームページへの掲載はいたしました。具体的に $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える云々という予測というのは、私どもは今すべを持ち合わせておりませんけれども、具体的な状況を見ながらそういった形での、注意喚起と言うと変ですけど、注意情報を出していくというのは可能なかなと思っております。

以上でございます。

○ 川村高司委員

予知までは非常に難しいと思っておりますので、ただ、今の現時点できょうのホームページはエラーで表示されなくなっているんです、クリックしても。PM2.5情報を発信しますって新着情報かなんかに、市のホームページのトップに出ていますけど、そこをクリックして次いくと、何回やってもエラーメッセージのページにしかいきません。

きのうもそういうような報道があって、一般市民の方からいろいろお問い合わせがあったのかどうかちょっとわからないですけれども、その情報発信の仕方に対しても再度、ホームページが全てでもないですし、ホームページというのは即時性があるという意味ではいいツールの一つであって、それでよしではないですし、改めてその辺の注意喚起の方法を再考していただければと思います。

○ 人見環境保全課長

注意喚起の方法につきましては、昨日、私どもとしても急遽と言うと変ですけども、それまでも検討しておったんですけども、急遽、防災メールでも流させていただきました。これもどういった公表方法がいいのかというのは前からあったわけですけども、急遽そういったものも追加させていただきましたし、あと昨日のことを捉えまして、そういったところを再度検証いたしまして、どういった情報提供がいいのか再度検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 川村高司委員

もう最後にします。この当初予算資料の111ページに、環境部さんとして決算議会等の指摘に対する主な見直し事業ということで3点書いていただいています。その中の中小企業新エネルギー導入等促進事業、先ほどから議論になってはいますが、中小企業等が行う新エネルギー等の云々で、「もっと広く補助すべきとの指摘を受け上限額を引き下げるとともに、予算を増額した」という記載があるんですけど、これは決算議会でこういう指摘があって、それを反映したという話ですか。議会等の「等」。

○ 人見環境保全課長

決算議会で、抽せんとかで落ちる方もみえますものですから、広く補助すべきといったこともございましたものですから、上限額を引き下げる、あと予算額のほうもふやさせていただきますということでございます。

○ 川村高司委員

あと、行政用語でよくあるのが、気になるのは中小企業等の「等」なんですけど、「等」というのは何を含みますか。

○ 人見環境保全課長

中小企業基本法に基づきます中小企業と、あとそれ以外に病院だとか商店街だとか、そういったところでございます。

○ 川村高司委員

明確な定義づけはないんですか。中小企業の定義、資本金1億円未満であるとか、零細企業は従業員が何人どうのこうのとか。

○ 人見環境保全課長

中小企業基本法に基づきます中小企業者と、あとは常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人とか社会福祉法人、学校法人またはNPO法人。

以上でございます。

○ 川村高司委員

ありがとうございました。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。

○ 川村高司委員

はい。

○ 野呂泰治委員

川村委員のまた関連ですけれど、今、部長は環境行政のことでPM2.5、僕は信じられんことが出てきたと思う。四日市は四日市公害で50年前に経験したんです、こういうことを。何も県にどうのこうのって、四日市市は天津市と姉妹都市やっとなやろう。天津市に電話してもええぐらいや、はっきり言ったら。極論言うとね。それくらいやってこそ（仮称）四日市公害と環境未来館ができるんやに、本当に。そんなこと言うとなら、我々生きていけないのやわ。あかんことはあかんで、どこの国であろう、何であろう、誰かが言うていかないかん。それが第一歩やに。三重県だって河南省と友好提携していますやんか。言うたらええんや。こんなんで困ると。経済協力もせんと。それくらい言う。そういう中で四日市が50年間今日きれいになった。公害患者の方どう思いますか、本当に。また、若い方も同じような経験をするんだから。

だから、前も上下水道局に言ったけど、早く手を打って言っていかないと、大きくなってからではあかんでと言うた。それはあんなゆっくり言うとなら、あかんのや、そんな

もん。環境は中核市だろうが関係ない、そんなもん。県の行政とは違うんですよ。我々は四日市は四日市で住んでいるやないですか。それを守るのが行政やろう。我々議員もそうでしょ。その点の考え方を、そんな甘いこと言うとならあきませんわ。

以上ですわ。

○ 川村幸康委員長

意見でよろしいですか。

○ 野呂泰治委員

ちょっと部長に答えていただいて。

○ 須藤環境部長

中国からの越境公害という部分も、この数値の中にはかなりあるという学者の分析も出ております。今、中国のほうでもこの大気汚染対策、環境対策、水質も含めて、ようやく5カ年計画という国家の計画と各地方政府の計画等を定めて、いよいよ経済成長優先の政策から環境重視というふうに、少しかじを向けつつあるのかなと存じております。本市も天津市との友好都市という中で、そういう環境改善についての取り組みも協力もしていくという部分もございますし、国としても環境省としてもこの越境公害については何とかせないかんということで、いよいよ相手方に対してアプローチを起こしつつあるということで、そのような中国側の各都市の環境改善に対して自治体としても取り組んでほしいという要請も受けておりますし、そのための支援も国としてもしていくということでお話も聞いてございます。そのようなことで、引き続き環境改善について天津市との調整はしてまいりたいと考えてございます。

○ 野呂泰治委員

言葉だけじゃなくて、確実に一步一步進めてください。

○ 樋口博己委員

2点あるんですけども、塵芥収集車を追加資料で出していただいていますけれども、ちょっと僕の勘違いかもわからないんですけど、塵芥収集車に広告が載っている車があった

かなと思うんですけど、それが一つ。

あと、予算常任委員会資料で、2ページの環境保全関係一般経費の中で、ハイブリッド車リース料等で150万円となつとるんですけど、これは今乗っている初代のプリウスのことでしょうか。3ページのほうですか。3ページの環境保全関係一般経費の中に。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

塵芥収集車のほうは後ろが電動の車両であったりとか、そういったものはあるんですけど。

(「広告」と発言する者あり)

○ 前川生活環境課リサイクル係長

広告ですね。広告については、以前にそういったことはできないのかという議論がございました。広告代理店とか、今はインターネットなんかにはバナー広告とか、いろいろありますけども、そういったところに打診をしたんですけども、パッカー車というのは通勤・通学の時間には走っていない。昼間の人通りの少ないところで走っておって、広告効果が余り望めない。

もう一つは、廃棄物を運んでいる車両に宣伝を載せる業者が少ない、会社のイメージの問題というのがあるって、申し込んでくるところは、例えば解体業であるとか、同業者であるとかという広告になってしまうので、比較的効果が薄いという意見をいただいているのと、広告を出したいのは、例えば衣料品だとか、食品というところが非常に多うございまして、ちょっと収集車には適さないということでかなり厳しいご意見をいただいて、今のところ広告を載せることには至っておらない。こういうこととさせていただきます。

○ 人見環境保全課長

こちらのハイブリッド車のリース料等というのは、おっしゃるとおりプリウス、それもかなり年期のほうもたっておりますので、交換しようというものでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そうすると、僕が見たのは市の直営の塵芥収集車じゃなくて、民間の業

者がやっていたということですね。わかりました。塵芥収集車は了解です。

ハイブリッド車は今、買いかえようという話が出ましたが、リース契約なので、平成26年度で買いかえるという意味の発言でしょうか。

○ 人見環境保全課長

そういう方向で検討しているものでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、具体的には新しい同じくハイブリッド車ということなのか、それとも電気自動車とか、そういうことも考えてみえるんですか。

○ 人見環境保全課長

電気自動車ではなくて、やはりハイブリッド車ということで考えております。

○ 樋口博己委員

これは環境保全課が契約するという事なのか、それとも管財課かどこかで一括でリース契約しようとするのか、それはどうですか。

○ 人見環境保全課長

環境保全課のほうでは現在、車を2台所有しております。一元管理とは別で、環境保全課で2台所有しております。そのうちの1台がプリウスでございまして、そちらのほうはかなり老朽化しておるということでございますので、環境保全課としての契約になろうかと考えております。

○ 樋口博己委員

管財課で一括リースという話もあって、原課はなかなか手放してくれないんだという話も聞くんですけど、その相談とかはされたんですか。

○ 人見環境保全課長

自動車のほうですけれども、それぞれの課でも使用頻度が高いところについては、それ

ぞれ原課のほうで1台あるいは2台等々管理しているということでございまして、私どももかなり車を利用することが多いものですから、私どものほうで管理させていただくということで、管財課と具体的にそういった調整はいたしておりません。

○ 樋口博己委員

管理はいいんですけど、リース契約を一括リースする契約をとるという話も、管財課ではできる限り一括で契約したいという話をしてみえるんですけど、なかなか原課が、うちが独自で契約しますみたいなことを言われるという話なんですけど。

○ 人見環境保全課長

そういったところは、できるだけ効率的、あるいは安価になるように一度調整させていただきます。よろしくお願いします。

○ 川村幸康委員長

調整はええんやけど、予算は環境部で見らんか、どこで見んのかという話はええの。予算はここでとつといて、その作業は向こうでしてもろうて、差金出たらまたここに戻ってくるというの。そういうことでええの。

○ 人見環境保全課長

予算につきましては私どものほうで計上させていただきますして、入札とか、そういったところについて一括してできるのかどうか、一度そういったところで調整させていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員長

ええの、そういう答弁で。できんのか。俺、無理のような気がすんのやぞ。それがなかったら、ほかのやつ全部できとるでさ。

○ 伊藤廃棄物対策室長

ちょっと立場があれなんですけど、管財課のほうが一元管理でようけリースをかける際に一緒にのっかっていく、要は予算の執行上でいいますと、執行委任という形で環境保全課

の予算は、例えば百何万円かいくらかを預ける形にしといて、一括で入札をしていただく。併合というような措置で一括の入札はできます。ですもので、そういった形のことを環境保全課としてできます。過去に違う部署でそういったことをやったことがあります。

○ 川村幸康委員長

そうすると、執行委任という形で、この間の（仮称）四日市公害と環境未来館も執行委任を環境部受けとったんや。そうすると、そういうことができるとなると、今度、逆に管理はどうなるの。

○ 伊藤廃棄物対策室長

入札してリース会社を決めるところまでは願います。その後、お金の支払いとか、そういった車の管理につきましては各課でやるという形になります。

○ 村上悦夫委員

環境部で新総合ごみ処理施設整備を実施していく上において地元の要望で、道路整備とか河川整備とか、垂坂から出ているわね。あれも前に聞いたときに環境部の予算でとっていますと。実際は道路整備課に頼んでいるとか、河川排水課に頼んでいるとか、そういうことになっているけど、数字上出てくんのは一体どこに出てくんの。今の答弁聞いとると、環境部でとったやつを委託するとかいう流れやわね。その説明だと思ふな。今回もその部分の土木費、河川とか、そういう環境整備、土木要望、これはどこにどういうふうに預けたの。

○ 田中新ごみ処理施設整備課長

こちらの環境整備なんですけれども、新ごみ処理施設整備課というのは工事担当課という位置づけとなっております、土木技師とか、建築技師とか、電気技師とか全部そろえてありまして、私どものほうで他課に頼ることなく基本的には工事は全部やっております。

○ 村上悦夫委員

予算もとってあるということ。

○ 田中新ごみ処理施設整備課長

はい。予算もこちらでとって。

○ 村上悦夫委員

実施もやっぱり環境部でやると。

○ 田中新ごみ処理施設整備課長

はい。

○ 村上悦夫委員

道路整備課でちょっと聞いてみたら、道路の予算にかぶさって、実際の都市整備部の予算は減ったとかいう話をちらっと聞いたでさ。

○ 須藤環境部長

実は新ごみ処理施設整備課のほうにはそういう土木技師も全て張りつけておりますので、環境整備については、垂坂のものについては全て予算もとって、執行もし、決算もするというので、全てそこへ出てくると思います。ただ、私どもで南部埋立処分場の環境整備もございます。こちらのほうについては私どもでやっとなる部分もございますし、手が回らん部分については河川排水課のほうにお願いして、執行している分もございます。それは執行委任という形で、予算は環境部でとり、設計とか発注は河川排水課のほうでしていただくというケースもございます。

○ 村上悦夫委員

はい、わかりました。

○ 川村幸康委員長

よろしいか。そうすると、もう一つ聞きたいんは、当初予算資料の111ページのところにも、市内でふえつつある特定外来生物に関して対応が必要であるとの指摘を受け、調査経費を計上したとのつとるやんか。それで、来年度予算50万円。あれって農水振興課で持つとんのやわ、そういうのの駆除やらあんな予算は。それはそこへ一元化して、執行委任

したらええん違うの。だから、さっきでも吉崎海岸の農水振興課と協議すると言うけど、そしたらそのまま農水振興課へ執行委任したらええん違うのという話になると、皆さんの権限と縄張りがぐちゃぐちゃやなという気がしたもんで今尋ねとるだけで、ある程度環境部は環境部の、縄張りと言うと悪いけど、領分と予算を持つてのエリアがあるはずやないですか。

そういう考え方からいくと、今言う話の世界でいくと、このときはこうやけど、このときはこうという話になると、それはご都合主義が出てくるで、よくないなと。だから、効率よくお金を使おうとするときに、例えば外来生物のブルーギルとか何やらとか、アライグマから含めて全部そういうのがおるとすると、そんなもんは農水振興課で対応する執行委任を環境部がしたらええんやさ。極端なことを言うとな。それから、ここの環境保全費に関わる普及啓発事業等の教育なんかは、教育委員会に執行委任したらええんやさ、予算はとつといて。そういう話になると、たちまちおかしなるもんで、それはきちっと整理せなあかんに。これ以上言わんけど。

だから、さっき野呂さんが言った、天津市に怒ってけという話も、環境問題というのは四日市だけきれいになっっても、隣の国から来たら意味ないわけや。諸岡さんの考え方も、四日市に火力発電所があったら、CO₂の削減にならんやないかという話と同時に、四日市として何ができるか、日本として何ができるか、地球として何ができるかという考え方もないとあかんわけやろう。

だから、そこらの大きい話から、細かい市役所の縄張りの話も少しおかしいん違うんかなと思うたで。それこそ飛び越えていく話が、どこまでは飛び越えていってもええのか、どこからはあかんのかなというのが全然見えへんようになってくるで、極端なことを言うと、何でも環境部で、環境部が結構やっつたときもあったんやわな。だけど、そういう考え方が環境部にあるとするならば、これからは逆に環境部はそれこそ執行委任でいいんやしということになると思うんや、俺は。

そうすると、今度、逆に言うと、今の考え方を突き詰めていくと、川村高司委員が聞かれておった18ページの大気やら水質やら騒音、振動、悪臭、PM2.5やなんかも含めて一つの事後対応もあるわな。超えた場合どうしましょうかというの。それは保健所でやってもらうんか、注意喚起も含めて。一番ええわな。それから、逆に言うと、事前予防はどうするのかという話やわな。超えたときの事後の啓発と、事前予防としてどうしましょうかというのの二つを環境部は考えなあかんときに、果たして環境部の得意な分野なんかとい

う話は出てくるで。

だから、この公表方法でも、測定回数と公表方法は書いてあるけど、わしらの人間ドックでいくとしたら、ここからここまでの数値はあかんけど、ここからここがええというのが横にあると、それを決めておいて、これを超えたら出しまっせとかいう話やろと思うんやけど、総括的に環境部の仕事ぶりを変えやなあかんときにきとるで、ごみ集めて燃やすとか、あとは俗に言う環境保全活動みたいなのがあったやろうけど、プラスアルファのところを事前と事後と、それから環境部の部署ではどこをやんのかということも見とかんと。

だから、今の小さいのと大きいので全然考え方は変わるやろうで、そうすると川村高司さんが一般質問で言うと思ったみたいに、市長が環境先進都市というんを言うんであるならば、どの辺を得意分野として売っていくかということにもなるやろう。野呂さんが四日市公害を体験したんやで、天津市に怒っていけというのは別としても、そういう目線が要るよということになっていくと思うで、そこらを部内で一遍きちっとした考え方を持って予算立てしてくるというのがあるべき姿なんやろなと思うよ。そうすると、いろいろな質疑が出るのも、環境部としてはきちっと一本立ちして答えられる予算組みになるような気がするんやけどな。

だから、今のハイブリッドのリース車一つ聞いても、そのときはそれは執行委任ですわと都合よく言うと、その辺つじつま合わへんと思うで。これは私の意見やけど。

だから、そういう大きな柱の予算の狙い目があって、予算立て1個ずつ組み込んできたほうが生きると思うで、今回はこれこうやって組んでくる中で、そういう考え方をちょっと練り上げていかんとあかんのと違うんかなという感じが全体的にしたんで。

だから、決算常任委員長もおるであれやけど、決算のときに出た外来種のあれも対応せえと言われたんは環境部でするんか、本当なら。これも農水振興課に執行委任してやってこかぐらいは一遍判断したらどう。当然農水振興課で今これやっつとることやもん。でも、環境部でも言われるで、環境部でもせなあかんとして全部やっていくんか、そういう考え方があってええんかなと思うんやけどな。

何かあれば。

○ 須藤環境部長

今、本当に貴重なご意見いただいたと思っています。そもそも環境部という部の成り立ちが、従来、公害というところから出ている部分と、ごみをさばくという清掃というところ

ると、それから衛生という観点のところから立ち上がってきて、最終的には今の組織に落ちているというところで、環境部の仕事の境界線というのがほかの部局とも曖昧になっているというのが実態でございます。

はっきりとわかりやすい部局もありますが、環境部って何するところと言われると、ごみははっきりしとるんですが、それ以外の部分については、水質についても河川の担当部局と私のところと、どこがその境界線なのかというと、環境という概念がそもそも曖昧なところがございまして、その辺は各施策もかなり入り乱れとるというか、交錯しとるところも事実でございます。今後、執行に当たっては、その辺の整理ということは十分気をつけて、努力してまいりたいと思っております。

○ 川村幸康委員長

だから、結局、当初予算資料でも、公害健康被害者対策とか、環境保健対策とか、ぜんそくとかそういうやつは、どちらかという違う部署かなと思うようなことでも環境部にあたりすると、環境部がこれも成果上げやないかん、なおかつという、よその部署のやつまで成果上げていくということで、これはなかなか皆さん方では、自分の仕事の縄張りを狭めることでもあるし、言いにくい部分があるとすると、当初予算に当たってみんなが合意するかどうかは別やけど、これは私の個人的な主張でもあるで、みんなが賛同してもらうかどうかやけど、環境部の定義と仕事をきちっと一遍考えやんと、組織体制が不十分やと、その分だけなかなか機能せんのかなと思うし、全部頑張らなあんのやけど、全部なんかしらよそこにもある業務が、それもどっちかというよそから見ると、その業務を引き受けてもらえんやろうかということばかり環境部に残ったような気もせんでもないんさ。だから、逆に言うと難しい問題がな。

だけど、それを一度きちっと考えて、環境部が主体的にやらなあかんものと、これはよそに執行委任も含めて主体的にやってもろたほうが成果が上がりやすいという考え方を持って当初予算を組むと、きょう出たような皆さん方の意見というのは結構整理されると違うんということでも言わせてもらったんですけど、私が締めるとあかんので、まだほかにも質問ある人たくさんみえると思うんで、時間が時間なんやけど、もし質疑ある方あと何人ぐらい。そしたら、5時15分ぐらいと言ったけど、締めやんでいいですか。じゃ、そういうことでよろしく。

○ 三平一良委員

今の話で思ったんですが、歳入については総務常任委員会で審査をしていただいているところで、環境部に関係した歳入というのはようけあるわけですね。そういうものをまとめた資料が欲しいなと思って。

○ 川村幸康委員長

例えば北大谷斎場とか。

○ 三平一良委員

それもあるやろうし、川越町、朝日町のごみ処理料とか。

○ 川村幸康委員長

そういうやつね。

○ 三平一良委員

うん。

○ 川村幸康委員長

収入のほうね。

○ 三平一良委員

収入のほうです。

○ 川村幸康委員長

その資料ね。

○ 三平一良委員

ええ。環境部に関連した歳入です。

○ 川村幸康委員長

それは把握できていますか。できとんね。それ出してください。

○ 杉浦 貴委員

今の最後のところの委員長の話と絡むんですけど、聯合審査会でやるというふうになって、そのときルールもあるはずやわな、委任についての手続なりなんなり。勝手にある部からぼんと言え、それでいいのか、文章でやりとりするのか、どういうルールになっとなのかもわからんし、それとあと今の話と絡むけど、主管の話な。

主管がはっきりしてないような感じがして、さっきの部長の話だけでも、環境部としてはどっちでもいいやみたい、ようわからんみたい部分がたくさんあるので、主管のところをもう少し全体として、各部ではっきりした部もあるけれども、もう一度主管をはっきりしてもらって、おっしゃるような執行委任をするのであれば、その執行委任するためのルールはきちっと決まっているんやと僕は思うとんやけども、それをきちっと決めてもらってやるようにしていくような方法にするのか、別の方法もあるんやろうから、その辺のところをちょっと聞きたいなと思っていたところで、これはまたこの後の聯合審査会でやるんですか。

○ 川村幸康委員長

それは後です。

○ 杉浦 貴委員

この後にやるんですか。そうすると、その採決も後です。

○ 川村幸康委員長

議案別ですので、聯合審査会の議案は。これは予算ですので。

○ 杉浦 貴委員

ああ、そうか、そうか。予算とこれとは別なんやな。はい、わかりました。

そういうことで、そこら辺のところの資料というか、ルールづけしたものがあるというふうに僕は思うとんやけど、何にもなしでやっとなというふうには思っていないやけど。

○ 須藤環境部長

今の執行委任のルールというものは、執行委任できると体系上なっておるだけのことで、どういうものができるとか、どういうものはしたらあかんとかということはございません。私ども執行委任するというのは、事務的にそのほうが効率的だということについては執行委任をして、事務を簡素化するということでしております。あるいはその課ではできないと。例えば私ども環境部が事業所の事務所を建てたいということになると、建築技師から電気技師から、そういう技術者を囲うて監督していかならんというときに、そんなものずっと囲っておけへんというときには営繕工務課に執行委任して、設計とか、入札とかという仕事は営繕工務課がまとめてやるということ。そのように事務が効率化するという分については執行委任という形をとっておりますが、あくまでもその施策はそのもとの予算をとったところの部の責任でやっていくということでございます。

ですから、公用車のリースをするというのも、リース契約をまとめてしたほうが安くなるやないかということであれば管財課に執行委任して、まとめて契約してくださいというふうにするだけのことで、あくまでも予算は環境部の予算ですし、決算も環境部も決算で出てくる。そのようなことでございます。

○ 杉浦 貴委員

そうすると、できると書いてあるだけということですか。執行委任できるということが書いてあるので、各部でどうにでもできるんやということですか。金額とかいろんなものにもよると思うけれども、さっき委員長が言うところ部分なんやけど。その権限もあるし、責任の問題もあるし、そこら辺と執行委任というのは全然関係ないみたいな今お話やけど、これ全部持っとして、それやってもらっただけなんで関係ないんですわと。お願いしとるだけで、権限も何も関係ないというような言い方をしているけれども、本当にそうなんかな。

○ 須藤環境部長

例えば私どもの環境部のごみの収集を市民文化部へ執行委任するとか、そんなことはあり得ません。そうしたほうが合理的というものについては、両部で合意されれば、そちらで執行してくださいということは可能でございます。

私どもが先ほど申しました南部埋立処分場の環境整備を河川排水課に執行委任しとるということなんですが、そういう土木仕事をしていかならんというのがいろんな部署で

時々出てまいります。例えば健康福祉部でも土木仕事が出てしまうとか、市民文化部でも土木仕事が出てしまう、そういうのを河川排水課が受けるというふうに庁内での役割分担がされておるんです。受託課という位置づけ。よその部から土木仕事を受けるのは河川排水課というふうに整理されておりまして、工事の執行については部分的にはそちらに執行委任をかけておるということでございます。

○ 杉浦 貴委員

それはそのとおりやと思うけれども、実際に、例えばある案件の中の全部じゃなくて、一部をどこかへ執行委任するということが、今みたいに全部じゃなくて、一部をお願いしている。

その一部をお願いするについて、我々はそれを知るよしがいいわけやな。例えば執行委任の依頼済み一覧表とか、今月でも1年でもいいけれども、執行委任したやつはこういうものがありますと。そうすると、ごちゃごちゃ言う前に原課に聞いたらわかるのかな、その件については。そういうこともあるし、それから口約束でいいわけですか。何もペーパーみたいなものは残さないわけですか。こういう仕事について、例えば議案第何号の30億円のうちの15億円分のこの工事について執行委任しますと、何々部長が。それで受ける人がおって、そういうやりとりは全然関係ないの。要らないんでしょうか。

○ 田中新ごみ処理施設整備課長

こちらの執行委任なんですけれども、先ほどうちの部長が申し上げましたとおり、例えば営繕工事、河川工事なんかあるわけですが、予算の時期になってまいりますと、当然受ける営繕工務課、河川排水課にも事業計画がありますので、事前に調整させていただきます。それで、実際の予算執行の段になれば当然私どもの決裁の文書とか、さまざまな形で書面で予算を幾ら渡し、例えば設計書が上がってきた段階でも事業執行課は責任を持たなければいけませんので、当然判こを押し、そういった形でのやりとりは全部回ってまいりまして、最後にお金も当然返ってくる。それも書面で全部。そういった中のやりとりは全て行われているという状況で、私ども野放しということにはなっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○ 杉浦 貴委員

野放しなんて言うつもりは全然ないよ。そやけども、責任があつて、業務をお願いしただけやということになると、その案件というのは全て原課でどういう状況になっているのかとか、例えば何か事故があつたりしたら、その事故の中身はどうだったかとか、計画はどうで、どれぐらいの進捗率でどうのこうのということも全部きちっと瞬時に答えてもらわんと意味がないわけやな。原課がしてもらわんと。責任もあり、それは単にお願いしているだけやなんから。そうとはちょっと違う部分があるのと違うのかというような感じがするので。

だから、ようわからんけど、今は。ごめん。すぐに結論はよう出さんけど、なんかおかしな感じがしますので、また勉強させてもらいます。とにかくルールの根拠になっているやつだけ見せてもらえますか。執行委任することができるってどこに書いてあるか知らんけど、それだけコピーして見せてもらえますか。

○ 川村幸康委員長

そういったものがまずあるのかないのか、不存在なら今のうちにはない。それはもうお互いの両方との合意でいいのか。

○ 須藤環境部長

内部の事務の仕組みの中でそういう書き物で何かあるはずですので、お出しします。

○ 川村幸康委員長

じゃ、お願いします。

他に。

○ 杉浦 貴委員

えらい細かいこと言うて申しわけない。31ページ、きょうもらったやつ、（仮称）四日市公害と環境未来館なんやけど。

○ 川村幸康委員長

それは予算ですか。

○ 杉浦 貴委員

予算と関連するんやろう。

○ 川村幸康委員長

これ、どういう仕分けするんやったかな。予算は予算でやってええんか。一般議案は契約だけやでな。なら予算だけ。

○ 杉浦 貴委員

予算の金額とか合計のところをちょっと聞きたいんやけど、公害関係資料電子化等って、これは基本設計のところでは5100万円ぐらいになっとんのやけど、これ1580万円になっとんのやけど、これ来年度とか再来年度ぐらいでまた何か。金額がまず物すごく少なくなっているのなぜかということと、また来年度、再来年度ぐらいに出てくるんやろか、これ。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

この額が減ったことにつきましては、当初、この電子化したものを見せる機器類を見込んでいましたけども、これは展示造作の中へ含めて契約してございます。その分が減額になったものでございます。また、電子化等につきましては、必要に応じてという形になってきますので、当初考えとったものが外へ出ていくということとはございません。この平成26年度予算の中に全部含まれています。

○ 杉浦 貴委員

僕も電子化にはかなりお金かかると思うんやけど、5000万円というのはちょっと考え違いをしていて、1500万円ぐらいで十分でしたということによろしいの。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

電子化の予算の中には、電子化をするシステム、機器類とか、それを動かすプログラム、そういうものが5000万円のお金の中に含まれております。その部分について展示と一体で見せるということで、展示造作の予算の中に含めました。したがって、今回の予算に含まれてございます。

○ 杉浦 貴委員

場所が変わったということですか。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

予算の組みかえです。

○ 杉浦 貴委員

なるほど。これは上の4億3000万円のところへ入っているということなんかな。

○ 樋口四日市公害と環境未来館準備室長

そのとおりです。

○ 川村幸康委員長

よろしいですか。

○ 杉浦 貴委員

質問は以上です。

○ 川村高司委員

さっき聞いたことを中途半端な状態で終わらせてしまっている感があるんで、ちょっと改めてみたいところがあるんですが、きょういただいた資料の18ページに最終的な公表方法についてはホームページ「かんきょう四日市」でと。ホームページに関しては、先ほども今見れないですよという、不備があるとかという指摘はさせていただいたんですけど、そもそもこれらの測定結果の速報値等々のページも非常に見にくくて、見やすいという代物ではないって私は、これは個人の主観の部分があるとは思いますが、最終的に「かんきょう四日市」からすぐに行けるかということ、もうワンクッション置いていかないと見られないですし、土地の環境汚染、カドミウム、亜鉛とか鉛が出たという、この2月にもそういう事案がありましたけれども、それもきちっと情報公開はされているものの、ネットで探していくと、データが日付の若いもん順から上からあるんですけど、その案件に関しては一番下まで、平成23年か平成24年かの次にまた平成26年2月のデータが出てきたり

しているんですよ。

そういうのを見てしまうと、情報公開の姿勢に対しても疑問を感じるので、情報公開のあり方、その一つがあくまでもホームページであって、本当にそのデータを活用しているのかとか、あと環境保全課の記者発表資料に年次報告書があったりとか、違うところへいかんと情報がない。これはCMS、これはIT推進課に言わないとだめなのかもしれないですけど、各部署任せの情報発信にいくと、担当者レベルの責任感が結果に直結してしまっているというか、だから四日市市の環境を組織として情報発信していくという姿勢にはなかなかつながってないんじゃないかと、今のシステムでは。だから、その辺を。

情報管理は仕事上の情報管理全てやと思うんですけど、今、平成25年度が終わろうとしていますけど、平成24年度の決算を踏まえて問題点を洗い出して、人手が足りんとか、そういう情報が全然なくて、あれやります、これやりますばかりになっているんです、この予算案は平成26年度も。だから、平成25年度はまだ期中ということもあって、なかなか書きにくいんでしょうけれども、本当の問題点、だからいろんな仕事があり過ぎて予算のボリュームも膨らんで、仕事も膨らんで、今、環境部が抱えている一番の問題点は何なのか、それに対してどういう予算措置を講じていく、例えば人件費とか人員増とか。だから、何が問題なのかが全然見えにくいんです。

最終的には情報発信に関しても、担当レベルに多分権限移譲されているって言えば、都合がいいのかどうかかわからないですけど、それを本当に部として即時性のある、責任のある情報発信をしていくという形も含めて再度見直していただかないと、今のままでは非常に見にくいんですけど、改めてそういうのは見直していただけるんですか。それは時系列でルーチンワークに業務が日々なっているんで、1回立ちどまって別の組織の人たちで見直さないとルーチンワークに忙殺されてしまって、本来のあるべき姿を論じる場さえももしかしたら現場はないのかなとかって思うんですけども。

○ 須藤環境部長

実はご指摘、非常に当たっているというふうに思っております。ホームページ上で情報を提供していかないかんというのは、半ば義務的にやっている面がございます。この情報は出しておかなあかんと、これは公表することになっているから載せておかなあかんという意味で、情報をどこかに置いとくという意識がどうしてもついてしまっているというのが事実でございます。

ご指摘いただいたように、PM2.5の情報にいたしましても、ずっと入っていったらここにありますよということじゃなくて、きのう出させていただいた、これはご指摘によって出したんですが、高くなりそうですよということやったらニュースで出しておくという、ホームページをどう意図的に使うんやという意識が実はかなり希薄やというふうに私も思っています。それはどうしたら直るんかいうたら、余裕はあると思います。そういう意識づけが希薄やというところやと思いますので、もう少し積極的に打って出るような情報提供の仕方というのを改善していきたいと思っています。

○ 川村高司委員

情報発信すると、その結果の是非まで問われてしまいかねないので、その辺は間違いあれば、またそれもスピーディに訂正していただければ、それで責任を果たしていただくという形で私は大丈夫だと思いますので、よろしく願いしますということともう1点です。

さっきも若干触れましたけど、一部この情報に関しては監査情報がきっかけで私も知り得ている部分はあるので、監査としての守秘義務云々というのはあるもののあえてちょっと、今のままでは疑問を感じるまあいってしまうんで、それを見過ごすわけにはいかないという私のあくまでも主観で話をさせていただきますけど、先ほどの決算議会等の「等」に監査の指摘、監査は独任制なんで、監査委員4人おりますが、一人一人価値観も違って、意見も違うので、そこで出た意見が全て正論とは限りませんが、中小企業新エネルギー導入等促進事業の補助を受けている人たちは本当に中小企業ですかと。補助金のあり方も含めてですけれども、これは告知の仕方及び今の対象の選定の仕方というのは平成24年度、平成25年度と続けてやってみえますけれども、平成26年度もやり方とかその辺は、ただ、額の引き下げ及び総額の引き上げはするものの、選定方法とか対象、もしくは補助金の名称さえも見直すというのはなしで今回も挑むという解釈でいいですか。

○ 人見環境保全課長

対象につきまして、来年度も中小企業等を対象に実施していきたいと考えております。
以上でございます。

○ 川村高司委員

実際、これ中小企業等の「等」はいかがかなというように私は思うんです。本来の補助

目的の恩恵を被る人というか、これは中小企業、だからその辺、今の補助金制度のあり方の本質的なものは、だから申請者は誰なんですかということになってくるんですけど、私が問題視しているのは。申請者と申請代理人というのが存在していて、じゃ、その申請者の人たちがその補助金のあり方をどうやって知り得たのかというと、申請代理人を介して知っているわけじゃないですか。だから、本質的なことでいくと、この補助金自体は申請代理人に対する補助金であるのではないかという見方もできるんですけども、それはそうではないという解釈で、その辺は見直さずにやられるということでもいいですか。

○ 人見環境保全課長

対象のほうは個人事業主の方もみえますし、会社組織のところもみえますけれども、実際うちの補助金といたしましては、そちらのほうに入ってきます。実際、その方たちが工事業主さんとお金のやりとりといたしますか、そういった証拠書類などを確認した上で私どもとしてお支払いをいたしておりますので、来年度につきましてもそういった形で実施していきたいと考えております。

○ 川村高司委員

これは何も環境部さんだけの問題じゃないんです。例えば商工農水部のシャッター街をあげさすための補助金も事業計画を出す必要があるんですけども、その事業計画の内容は何かというと、内装工事の事業計画であって、そこに入る店舗の事業計画ではない。ということは内装事業者に対する補助金なんです、あれは例えば。だから、この補助金も本当に申請者のニーズというか、個人事業主等ってありましたけれども、どうして中小企業新エネルギー導入等促進事業って、中小企業をあくまでも前面に押し立てるような補助金のあり方の名称になっているのか。実際、補助を受けている個人事業主の方々はたくさんいらっしゃるわけですよ。

○ 諸岡 覚委員

今の話は非常に興味あるなと思ったんですけども、多分、請求しても個人名が出てくるので、どなたが昨年度受給されました、そんなの出やんと思うんですけども、昨年度受給された中小企業の一覧のうち、本当の中小企業と個人事業主の比率ってどれぐらいあるんですか。ひょっとして個人事業主ばかりだとか、そんなことないですか。

あともう一つ、調べてもろとる間に聞くと、例えば変な話、さっきNPO法人も大丈夫やみたいなのを言うていましたけど、私もNPO法人の代表を一つやっとするもんで、そうすると事務所が自宅になっている場合は、私でも個人事業主扱いで自宅のやつができるわけですか、制度上は。

○ 人見環境保全課長

昨年度の実績、ちょっと調べていますので、待ってください。

○ 諸岡 覚委員

制度上、じゃ、私は個人事業主。

○ 人見環境保全課長

制度上でいきますと、常時使用する従業員の数が100人以下のNPO法人であれば、その対象となります。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、私なんかはNPO法人を一応、今は休眠状態だけれども、自宅が事務所になっとなるわけだけれども、私もその気になりゃ個人事業主で、100人未満のNPO法人の代表だから、自宅をそういうことに申請しても通るわけですね。抽せんが通るかどうかは別にしても資格はあるわけですね。

○ 人見環境保全課長

ただ、その目的が家庭用の目的である……。

○ 諸岡 覚委員

事務所が家庭だから。

○ 川村幸康委員長

質疑の中でやりとりあるんやろうけど、結局、今回の場合ですと、中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金という中で成果を上げるために個人向けではなくて、そして大

企業向けでもなくて、中小企業等に促進事業をしようという効果を狙うて、成果を上げようとしている中において、例えばこの部分がそこへ届くような制度設計になっとなるかどうかというところが重要な要素で、成果を上げるために。

実際に例えばよく行政の中であるのは、そういう題目とは違う、意図したけども、抜け穴があったりするとそこへ落ち込むという場合があると、本来行政が主眼とした成果が達成できないと。ただ、それは行政の抜け落ちた部分で、逆に言うと、意図したこととは違うところにいくけども、不適切ではないということがある場合に、今、聞いとる質問というのは、前年度からの実績をずっと見る中でさまざまな課題があるならば、今年度の予算の狙いどころと意義は、この中小企業につくような狙いと成果が上がりますかという多分質疑やと思うんやわ。

○ 諸岡 党委員

そういうことなんです。委員長は非常に上手に言うてもろたなと思うんですけど、基準、ルールが非常に甘いんと違うんかなという気がしましたので、今の川村高司委員とのやりとりを聞いとって。その辺ちょっとお答えいただけないか。

○ 川村幸康委員長

だから、去年、おとしやったかな、逆に言うとたくさんの件数がきたで、1から二十五、六番目までで予算が頭打ちやったで、次、そこからもう一遍抽せんですんのか、その順番も1から60まで決めてあったんやで、そのまんま出していこうとか、さまざまなことがあったと思うんや、やりとりの中で。恐らくいろんな経済環境なり売電事業に対する注目も高いで、いろんな形で手を変え品を変えやってる中で、行政が出す条件に対して行政が当初思うとる成果が上がるかどうかというところが予算のつけどころやで、そのチェックをしとるわけや。予算執行、ええか悪いかということ言うとるのではなくて、そういう狙いどころに行きますか、行かんのですかという話やろうと思うんや。だから、逆に言うと、中小企業以外にはいかんのですねという話なんか、意図したことが。

だから、予算執行する中において、その辺はチェックをかけていくという話なんかどうなんかというところやと思うんやけど。それがもし今指摘される中で、予算ついてない中で予算執行するに当たっては、こういうことを委員会で指摘を受ける中で、執行部側はどう考えるかということもあると思うので。

○ 須藤環境部長

中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金という名前、ネーミングを当初つけていきました。その背景には、中小企業の省エネ対策を促進、支援するという意図も新エネルギーということでエネルギー対策やという、私どもの環境部の趣旨と目的と、それから商工農水部のような産業振興という意味で、中小企業の省エネ対策という意味での目的も含んで、このようなネーミングでスタートしたというのは事実だろうと思います。

ただ、その目的がだんだん新エネルギー対策というほうに重きが出てきておるといいますか、全量買取制度が出てきた時点で、これをつけることによって全量買い取りしてもらえらるということで、それで再生可能エネルギーを供給していくんやという国の政策が出てきた段階で、事業所支援というよりかはエネルギー対策という目的のほうが、環境部の目的でございますが、そっちのほうが主になっていっとる、大半になってきとるというのが、ここ数年やとった中での流れでございます。

今、川村高司委員からご指摘のあった個人事業主というのは、主にアパートメーカーが代理人となって、その申請等を代行してやってきとるという部分でございます。これについては個人のオーナーが個人事業主ということでやとるアパートの屋上にソーラーパネルを引くというケースでございますが、これも私どもとしては、中小企業ではありませんけれども、個人事業主という形で、エネルギー政策上は同じような効果が出てくるということで、対象にさせていただいておる。ただ、代行はしておるものの、その設置費はオーナーが負担しておりますし、補助金もオーナーに交付するということですので、制度上はやむを得んという判断で実施しとるところでございます。件数については課長のほうから報告します。

○ 人見環境保全課長

件数につきまして、平成24年度実績で、当選者43件に対しまして18件が個人事業主でございます。ですから、約4割が個人事業主でございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員長

そうすると、当初の意図は、中小企業ということからいくと、個人事業主もどうやとい

う話の中で、例えば個人の家庭用向けという話と、多分中小企業向けという話の仕分けの狙いはあったわけやわね。それがもう一方で、アパートという中の個人事業主ということになると、それは想定してなかったわけや。変な話、定義がなかったで、そうすると大手のアパートメーカーが代理人となってやりとりすると、間接的に有形無形の形で大企業向けの促進事業になる見方もできれば、あくまでもそれは個人事業主向けの促進事業ですよという見方と両方できるところが課題になってきたわけやわな。

今回、まだ予算ついてないわけやで、行政側としては、今回の中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金というのは、そういった意味からいくと、看板は去年と一緒のようなことをつけるけれども、その要綱の中に意図するところの成果までをやろうとする想定は去年してなかったんが出てきたから、今回はそれはどう対処していくのか、もしくはどういうふうにして、もともと環境部が意図したところの成果を上げていくのかというやりとりやと思うんやわ、今回は。そこがややもすると、中小企業という名のもとの大手メーカーへの間接的な促進事業になるのではなかろうかという話になると、目的外にならへんかという今の予算のチェックやと思うんよ。その回答と答弁やわな。

○ 須藤環境部長

先ほど申しましたように、中小企業の支援という目的も片翼の一部では持っておりましたが、環境部で実施していく上では当初は省エネルギー、引き続き新エネルギー、再生可能エネルギーの促進という目的でございますので、個人事業主が含まれておることについても目的には外れてないというふうに環境部では考えてございます。

○ 川村高司委員

新エネルギーの補助対象設備というのは別に太陽光パネルだけやなくて、コージェネレーション設備であるとか、要は今までは化石燃料を使っていたのをLNGにかえていくとか、そういうのを中小企業に対しても率先してアピールして、その結果、それでも補助対象が余りなくてというんであればまだいいんですけど、その努力とかは、要は啓蒙活動、案内とか、中小企業の皆さんに対して、四日市市ではこういうコージェネレーション設備を導入していただくときに補助金がありますよというアナウンスはされているんですか。

○ 人見環境保全課長

私どもアナウンスといたしましては、記者発表とホームページのほうでございまして、事業者向けに直接手紙等でアナウンスしているということはございません。

○ 川村高司委員

本当に新エネルギーを導入するのに、そんなことが市役所はできないのかどうか、私、市役所のルールはわからないんですけれども、本来の目的は別に太陽光パネルに限っているわけではないので、中小企業の方々に新エネルギーの啓蒙をしていただくための努力をもうちょっとした上でやっていただくのであればまだいいんですけど、それよりはハウスメーカーがいろいろ営業へ行って、そのついでにこういう設備やっていただくと補助金出ますよというのが主体になってしまうと、本来の目的とは全然違っていて、四日市市として太陽光パネル、私、太陽光パネルの全量買取制度とかって前にもお話ししたと思うんですけど、ドイツが失敗したのをまたまた焼き直して日本が導入して、全量買い取りできなくなって、要は資本を持っている人が設備投資して、それに対して補助金も出て、その全量買い取りした結果、その負担がエンドユーザー、消費者に電気料として還元されていってしまうという仕組みじゃないですか。資産家というか、資本を持っている人たちに対してのみ補助を出して、最終そのツケはどこへ回っていくかという、一般市民の方々の電気料金に転嫁されていくということですよ。

その補助金をさらに増額してやっていくとなると、富の再分配というか、そっちへ偏ってってしまう施策なのではないかと。だから、ゼロベースで事業見直しというのを市長が声高には言ってみえるんですけども、それは現場のほうには伝わってないのか。例えばそういう指摘をしている私自身の指摘がずれていて、だからその指摘を受けたのはついでこの間で、すぐには対応できないのか。そのすぐにとというのが意味がわからないんですけども、それでもこのままいくというふうに言われるんだったらしょうがないんですけど、とりあえず意見として。

○ 川村幸康委員長

やりとりを聞いて私の自身の考え方なんですけど、部長は部長で、これは四日市市役所として予算立ての中で、そういう狙い目でいきましょうということできたと思っているんですよ。あくまでも案やもんで、今出とる案の中で、私は川村高司さんとは別の考え方なんですけど、この間の1年か2年前の予約が殺到してあれしたけど、こうというのとよく

似るところが今回であるとすると、個人事業主を中小企業と見んのかどうかというところに私は少し異議があるんです。

というのはなぜかという、少なくとも法人で会社なりなんなりになると、社会の公器という物の考え方、見方がある。個人事業主は個人事業主の立派なあれもあるけれど、題目を中小企業でうたう中において、それは大企業ほどの資本力はないけれども、法人税で国税、法人住民税で県税、市税も払い、ということの中で、中小企業というのはあると思っているんです。

だから、そういう意味からいくと、中小企業という捉え方、定義が行政側の認識と私の認識でも違うんですよ。過去の実績を聞けば、そういう個人事業主も中小企業等の中に入れていたというんだけど、本来、導入は中小企業に新エネルギーを導入するんやで、中小企業の定義からいうと、ずれていると思うんです。中小企業は中小企業の定義と多分あれがあると思うんで、先ほど言われた中小企業等ではなくて、今回は中小企業新エネルギー導入等促進事業なんやで、中小企業というのはそれこそ中小企業で、個人事業主は中小企業に入れやんと思うんやけど。入れるんやったら、入れるだけのものを出してこいさ。個人事業主が全国中小企業団体中央会に入れるか、入れへんで。あれ、何で入れやんのや。税の仕組みが違うでと違うか。だから、都合のええ解釈の中小企業等を持ってくるであかんのや。

○ 樋口博己委員

この議論でどうこうというあれはないんですけど、委員長、済みません、委員長の立場もございますので、委員長があんまり主張される進行はどうかと思います。

○ 川村幸康委員長

はい、わかりました。だから、それ答えて。

○ 人見環境保全課長

中小企業基本法の中小企業者の定義でございますけれども、資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつてということで、個人のほうも含まれております。

○ 諸岡 党委員

それはそうやって書いてあるかもしれないけれども、実際の本旨、趣旨からいうたら、個人事業主でたまたま家貸しています、たまたまアパート持っています、それは中小企業として一般の目から見たときにどうなんかという話なんです。この補助金の趣旨というのは、あくまでも社会貢献に寄与するための中小企業の活動を助けていくという部分も多分あると思うんだけど、CO₂削減だけじゃなくて。そういうことを考えたときに、これだけしか枠がないところにそんなにいっぱい個人事業主が4割も来られたら、本来その枠に入りたかった本当の中小企業さんが、それで弾かれとるわけじゃないですか、4割分だけ。そう考えていったときに、どうなんだということなんだと思うんです。

だから、しゃくし定規にここにこうやって書いてありますから、個人でも大丈夫ですというんだったら、最初からそんなもの中小企業なんて言わなくていいじゃないですか、企業でも個人でも全部ウエルカムで。今、個人と中小企業にあえて分けて補助金を出しているんだったら、個人事業主さんは個人の枠でとってもらえばいいんであって、中小企業枠はあくまで本当の中小企業でいけばいいと。中小企業も個人事業主も一緒だというんだったら、最初からこの補助金を二つに分けずに、個人でも中小企業でも関係なく全部ウエルカムで、補助金これだけ枠ありますよとやればいいんじゃないですか。

○ 川村幸康委員長

何でそういうことを尋ねるかという、前のもめたときに個人の家庭用とあれというたときにも、そういう話をあなたらが出してきたやん。だから、尋ねておるんやで。だから、そのときはそのときで使い分けしておったで、個人用の予算立てと中小企業用への予算立てのときにはそういうふうなことを言うとしたで、そうすると今言う話でいくと、中小企業等の中に個人が入るという話でいくと、この間の家庭用向け、個人用向けという話とあなたらの解釈は少しご都合主義やないかと。2年前議論したわけやで、だからその定義が、あのとき個人用のエネルギーの家庭用に対する補助金の定義づけのときのお話と、今回の中小企業の定義づけの話は都合よく解釈を変えとるわけや。

そこはきちっと今回の予算の狙い目で、中小企業への予算の狙い目なのか、個人事業主も含めて個人でもええのかという話の世界なんやさ。その後ろの背景には何があるのかというのは、そういったことも含めて、四日市市の市役所は今回の予算編成はどこを狙っての予算づけにするんやと。自分らのその辺のところは、前の個人の家庭用向けのときは

そうじゃないと言うとったわ、あくまでも。

○ 諸岡 党委員

議事進行。ちょっと難しい問題やと思うんで、あしたまでに整理してもらって、きょうは6時も過ぎてきましたので、そろそろ1回休憩を挟んでいただい

○ 川村幸康委員長

皆さんもいくとこまでいこうと言っとったで。

○ 野呂泰治委員

1点だけ、その件。

○ 川村幸康委員長

ちょっと待って。今のまず諮りますわ。もうこれでとりあえず閉じさせてもらってよろしいですか。もし資料請求とか、あしたまでに何か欲しいというもんがあれば、それも含めて。

○ 山口智也副委員長

諸岡委員おっしゃったように、今、この促進事業の目的というのをもちろんしっかりはつきり示していただいて、特に今課題となっている個人事業主がその対象になるという部分の妥当性をもう一度はつきりあす示していただいて、判断をさせていただければなと思いますが。

○ 野呂泰治委員

この間少し新聞を見とったんですよ。そしたら、これは新エネルギー対策で二、三年前からやっておるんだけど、新しいエネルギー政策が出てきて、そして今まで受け付けた分も取り消されるということが少し出てきたということ、僕、新聞で見たんですよ。調べてもらえばわかりますので。だから、これは国として予算化して、今なっとるけども、それが継続していけるかどうか、その辺ちょっと国のエネルギー対策も変わってきていますので、その辺もちょっと調べるというか、あしたまで。僕も調べますけどね。それだけ

ちょっと言うときます。

○ 須藤環境部長

電力の買い取り価格の問題でございまして、買取制度で登録して、なかなか事業化しないという事業主に対しては登録を取り消すということを、経済産業省がこの間表明しておいたということでございます。この件に関してはその問題は影響ないと考えております。

○ 川村幸康委員長

そしたら、歳入の環境部にかかわる金額の資料は三平さんの要求、それは大丈夫ですね。それから、杉浦さんが言うところのやつ、執行委任の文章か何かがあるんなら、それはあした出していただく。それ二つともありますな。それから、今回の中小企業新エネルギー導入等促進事業の狙いと成果というのをまとめて出してください。それもええね。山口副委員長が言われたやつ。よろしいですか。それと、私からは、おとしもめたやつの家庭用と家庭用以外の補助のときに言うところの定義があったと思うんです、そのとき説明した。文書でもろたと思うんです。資料が出てきとったと思うんです。そのときの資料を出してください。

以上四つ。よろしいですか。

そしたら、一旦ここで終了します。あした10時再開です。

18:06 閉議